令和 6 年 度

清 掃 事 業 概 要

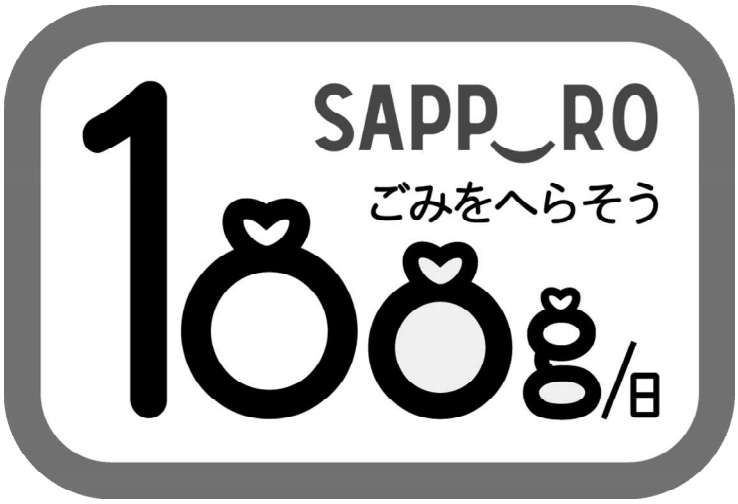

札幌市環境局環境事業部

この冊子は再生紙を使用しています。

このロゴは、2027 年度までに札幌市が処理するごみ排出量を
1 人 1 日当たり 100g減量し、政令市で一番ごみの少ないまちを
目指すことを表したものです。

はじめに

札幌市では、平成30年３月に一般廃棄物処理基本計画である「新スリムシティさっぽろ計画」（以下「新スリム計画」という。）を策定いたしました。計画期間は平成30年度から令和９年度までの10年間となっております。

新スリム計画の策定時、国連では「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」が採択され、環境や資源・廃棄物問題についても新たな目標が示されました。この目標は、国や札幌市の一般廃棄物処理基本計画の上位計画である「第２次札幌市環境基本計画」においても同様に位置付けられたところであります。

また、今後の社会を見据えると、人口減少と急速に進行している高齢化への対応が課題となっており、次世代により良い環境を引き継ぐためには、世界や国が目指す方向性を踏まえつつ、市民のニーズや生活スタイルなどの変化に対応しながら、ごみの減量・リサイクルの取組を進めていく必要があります。

このような背景から、新スリム計画の方向性を諮問した札幌市廃棄物減量等推進審議会では、改めて３Ｒの取組推進の重要性を認識し、「３Ｒの更なる推進」や「超高齢化社会への対応」、「事業ごみの減量に向けた取組推進」等の提言がなされたところであります。

新スリム計画では、こうした世界や国の動向、審議会の提言を踏まえ、今後もリサイクルの推進は維持しつつ、３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）のうち、より効果的に天然資源投入量を削減できる２Ｒ（リデュース・リユース）を優先し、更なるごみ減量・リサイクルを推進していくこととといたしました。

新スリム計画は、令和４年度で計画の中間年度を迎えたことから、計画前半期の取組の評価や見直しを行う中間点検を行い、その結果を「新スリムシティさっぽろ計画中間点報告書」にまとめました。中間点検では、札幌市のごみの現状分析による減量余地のあるごみ種・ごみ量の把握や前半期に実施した新スリム計画で掲げた施策に基づく各事業の新スリム計画の目標への貢献度並びに事業の効果や課題など自己評価を行ったほか、有識者による懇話会や市民参加型のワークショップを開催し、札幌市の取組に対して様々なご意見もいただきました。

新スリム計画の基本目標に掲げた「ごみのいちばん少ないまち」の実現に向け、ごみの減量・リサイクルに取り組んでいる中、新スリム計画の５つの減量目標の達成にはまだまだ厳しい状況ではありますが、中間点検の結果を踏まえて、新スリム計画の後半期も全力で取組を進めていく所存です。

本書は、清掃事業の概要及び諸統計を収録したものであり、参考資料としてご利用いただければ幸いです。

凡例

数値の単位未満、平均値及び指数などの算出方法は四捨五入を原則としたため、合計数値とその内訳の計とが一致しない場合がある。

総　目　次

Ⅰ　総説 …… 1
1　札幌市のあらまし …… 1
(1) 地勢 …… 1
(2) 市勢 …… 1
2　清掃事業の沿革 …… 1
3　一般廃棄物処理基本計画 …… 4
(1) スリムシティさっぽろ計画の策定 …… 4
(2) スリムシティさっぽろ計画（改定版）の策定 …… 4
(3) 新スリムシティさっぽろ計画の策定 … 4
(4) 新スリムシティさっぽろ計画の中間点検の実施 …… 5
(5) 新スリムシティさっぽろ計画の体系図 … 10

Ⅱ　清掃事業の規模 …… 12
1　機構・事務分掌・人員配置 …… 12
(1) 機構及び事務分掌 …… 12
(2) 職別人員配置 …… 12
2　施設配置図 …… 15
3　施設の現況 …… 16
(1) 清掃事務所及び処理場管理事務所 …… 16
(2) し尿の下水道投入施設 …… 16
(3) ごみの中間処理施設 …… 17
(4) 普及啓発施設等 …… 18
(5) ごみの埋立処分場 …… 18
(6) その他の施設 …… 19
4　車両の現況 …… 20
5　関係出資団体 …… 20
6　リサイクル団地 …… 21
(1) 団地の位置及び面積 …… 22
(2) 施設の配置状況 …… 22
(3) 配置図 …… 22
7　エコタウン事業によるリサイクル施設の整備 …… 23

Ⅲ　令和６年度清掃事業 …… 24
1　普及啓発 …… 24
(1) ごみ減量運動の推進 …… 24
(2) 清掃に関する市民意識の高揚 …… 25
(3) 札幌市リサイクルプラザ・札幌市リユースプラザ …… 27
(4) ごみステーションの浄化推進 …… 28
(5) ごみステーションに関する規程の見直し …… 28
(6) ごみステーションの管理支援 …… 28
2　ごみ処理 …… 31
(1) 収集計画 …… 31
(2) 収集方法等 …… 31
(3) 札幌市要介護者等ごみ排出支援事業（さわやか収集） …… 33
(4) 家庭ごみ収集方法等に関する検討 …… 33
(5) 処理処分計画 …… 34
(6) 試験調査実施計画 …… 35
(7) 自己搬入 …… 35
3　し尿処理 …… 36
(1) し尿収集計画 …… 36
(2) し尿収集方法 …… 36
(3) 浄化槽 …… 36
(4) 処理計画 …… 36
4　事業系廃棄物 …… 37
(1) 監視指導体制 …… 37
(2) 事業系一般廃棄物の減量施策及び処理状況 …… 37
(3) 浄化槽 …… 40
(4) 自動車リサイクル法 …… 40
(5) 産業廃棄物の指導計画及び処理状況 … 40
(6) 特別管理産業廃棄物の適正処理 …… 43
(7) 不法投棄や野外焼却などの不適正処理対策 …… 43
5　車両整備 …… 44
(1) 清掃車両整備計画 …… 44
(2) 整備作業体制 …… 44
6　施設整備 …… 45
(1) 清掃工場等建設・整備 …… 45
(2) ごみ埋立処分場造成・整備 …… 45
7　令和６年度清掃事業関係予算 …… 46
(1) 歳入歳出額 …… 46
(2) 歳入歳出予算額の推移 …… 48

Ⅳ　令和５年度清掃事業実績 ····· 49
1　普及活動 ····· 49
(1) 行事実績 ····· 49
(2) 集団資源回収奨励金支給実績 ····· 50
(3) リサイクルプラザ事業実績 ····· 51
(4) リユースプラザ事業実績 ····· 51
(5) びん・缶・ペットボトルの選別後の量の推移 ····· 51
(6) 缶の売却額の推移 ····· 51
(7) 容器包装プラスチックの選別後の量の推移 ····· 52
(8) リサイクル推進基金年度別推移 ····· 52
(9) 雑がみの選別後の量の推移 ····· 52
(10) 雑がみの売却額の推移 ····· 52
(11) ごみステーション浄化に関する普及・指導状況 ····· 53
(12) 出前講座「さっぽろクリーンミーティング」の開催件数 ····· 53
(13) 苦情の処理件数 ····· 54
(14) 要望の処理件数 ····· 54
(15) 清掃に関する問い合わせ件数 ····· 55
2　ごみ処理関係 ····· 56
(1) ごみ量 ····· 56
(2) 処理実績 ····· 60
3　し尿処理関係 ····· 62
(1) 収集 ····· 62
(2) 処理 ····· 63
4　清掃車両整備実績 ····· 63
5　清掃車両稼動実績 ····· 64
6　令和５年度清掃事業関係決算 ····· 66
(1) 歳入歳出額 ····· 66
(2) 歳入歳出決算額の推移 ····· 68
(3) 手数料収入 ····· 69
(4) ごみ処理に係る行政コストの経年比較 ····· 69
(5) ごみ種別の１トンあたりの処理原価（令和５年度決算見込み） ····· 69
7　ごみの組成 ····· 71
(1) 家庭ごみ ····· 71
(2) ピットごみ（清掃工場に搬入されたもの） ····· 73

Ⅴ　勤務時間等の現況 ····· 74
1　勤務時間・職員定数等 ····· 74
(1) 勤務時間 ····· 74
(2) 課所別・職種別人員配置（定数） ····· 75
2　被服の貸与等 ····· 77
(1) 被服の貸与状況 ····· 77
(2) 消耗品の支給状況 ····· 79
3　労務管理 ····· 80
(1) 研修制度 ····· 80
(2) 表彰制度 ····· 80
(3) 自動車事故防止対策 ····· 81
4　安全衛生対策 ····· 81
(1) 安全衛生管理体制 ····· 81
(2) 環境事業部安全衛生委員会 ····· 81
(3) 環境事業部事業所安全衛生推進委員会 ····· 82
5　公務災害防止対策 ····· 83
(1) 職員の安全衛生意識の高揚 ····· 83
(2) 災害の原因究明と指導 ····· 83
(3) 安全衛生教育 ····· 83
(4) 被服・保護具及び作業方法等の改善 ····· 83
(5) 健康管理 ····· 83

Ⅵ　処理施設の実績 ····· 85
1　清掃工場等処理実績 ····· 85
(1) 運転年報 ····· 85
・発寒清掃工場 ····· 85
・駒岡清掃工場 ····· 86
・白石清掃工場 ····· 87
(2) 残さ搬出実績 ····· 88
(3) 工場ピットごみ組成 ····· 89
(4) ダイオキシン類測定結果 ····· 90
2　処理場処理実績 ····· 91
(1) 埋立状況 ····· 91
(2) 排水処理運転年報 ····· 92
3　し尿処理実績 ····· 93
(1) 札幌市クリーンセンター運転年報 ····· 93
(2) 札幌市クリーンセンターし尿受入実績 ····· 94

Ⅶ　参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・95
　1　関係条例・規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・95
　　(1) 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例
　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・95
　　(2) 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例
　　施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103
　　(3) 令和６年度一般廃棄物処理実施計画
　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・109
　　(4) 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例
　　第39条第２項の規定に基づき市が処分する
　　産業廃棄物の種類及び量・・・・・・・・・・・・・117
　　(5) 札幌市浄化槽保守点検業者の登録等に関す
　　る条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・117
　　(6) 札幌市浄化槽に関する規則　・・・・・・・・・119
　　(7) 札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱
　　防止等に関する条例　・・・・・・・・・・・・・・・121
　　(8) 札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱
　　の防止等に関する条例施行規則・・・・・・122
　2　関係要綱
　　(1) 札幌市ごみステーションの設置及び清
　　潔保持等に関する要綱・・・・・・・・・・・・・・・123
　　(2) 札幌市家庭廃棄物の排出日時等厳守指
　　導要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・127
　　(3) 札幌市合併処理浄化槽設置整備事業補
　　助金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・128
　　(4) 札幌市合併処理浄化槽維持管理費補助
　　金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・131
　　(5) 札幌市自己搬入ごみ取扱要綱・・・・・・・・132
　3　資源ごみ選別処理フロー・・・・・・・・・・・・・・135
　4　家庭ごみ処理手数料約 33 億円の使いみち
　　（令和５年度決算）・・・・・・・・・・・・・・・・・138
　5　手数料の改定経過表　・・・・・・・・・・・・・・・139
　6　札幌市清掃事業年表　・・・・・・・・・・・・・・・140

Ⅰ　総　　説

1　札幌市のあらまし

(1) 地勢

本市は石狩平野の南西部に位置し、東西 42.3㎞、南北 45.4㎞、総面積 1,121.26㎢に及ぶ全国屈指の広大な面積を有した都市である。気象は日本海型気候に属し大陸の気象に左右されることが多い。６月下旬ころから日中暑い日もあるが、梅雨前線による長雨はほとんどないため、過ごしやすく、７月、８月は平均気温が 20℃を超える盛夏となる。冬季は積雪寒冷が特徴であり、西高東低の気圧配置のなか、気温低下が著しく、12 月上旬に根雪となり、最深積雪は約１ｍで、ひと冬を通しての降雪量は約５ｍにも達する。

(2) 市勢

本市は明治２年（1869 年）に創建され、以来 150 年余、北海道開発の拠点として人口約 195 万人（全国で５番目）を擁する大都市として発展を遂げ、本道における行政・経済・文化の中心はもちろん、北方圏の拠点都市として国際的にも大きく発展を続けている。

令和６年 10 月１日現在で、1,004,350 世帯、人口 1,968,265 人である。（国勢調査ベース）

2　清掃事業の沿革

街の衛生美観については、開拓時代から特に留意されており、明治５年（1872 年）「往来御許しこれ無き場所へ水を流しかけ、或は不浄の品を投げ捨て、溝堀に塵芥投入侯儀相成らざること」（道路取締九則）を定めて、環境衛生に着手したことからはじまる。

明治６年（1873 年）には開拓使から布達が出され「当庁下これまで塵芥取捨場相定めざるをもって、川筋或は道路等へ投捨て置き侯様の心得違い往々これあり、その不潔たるは勿論第一不体裁の儀につき、このたび左の場所、塵芥取捨場に相定め侯。（中略）ただし、本文の場所へは塵芥捨場と記せし榜を置けり」とされ、ごみ捨場が設けられたことが記されている。

明治 15 年（1882 年）には「札幌市街掃除規則」が制定され市民の清掃責任範囲及び塵芥投棄場所が定められた。

明治 18 年（1885 年）には、「札幌市街道路掃除法」が制定され、「掃除の責任は現住者にあるが、区役所は塵芥を運搬するため４月から 10 月まで請負人を設ける。この請負人は人夫と馬車を準備し毎日市街を巡回して各戸に取りまとめてある塵芥を捨場に運搬する。住民は掃除した塵芥を桶或いは箱などに各自まとめておく」というもので、現在のごみ収集システムにほぼ近い制度が実現している。

明治 33 年（1900 年）汚物掃除法が制定されたのに伴い、本市も全国に先がけて明治 34 年（1901 年）に札幌区汚物掃除規程を制定、ごみを計画的に運搬処理することになった。

し尿は明治 30 年（1897 年）し尿くみ取りを専業とする仲買人が集まり、し尿溜に貯蔵しそれを農民に売却したことがはじまりであり、昭和５年汚物掃除法の一部改正により、し尿の自由くみ取りを禁止

して、指導業者制度をとったが、昭和 16 年に業者が経営困難となり倒産したことを機会に、施設資材の一切を市が買い取り、同年 12 月１日から市営にした。

戦後、環境衛生の確立が市政の重点施策に掲げられ、昭和 25 年全国に先がけて「札幌市清掃条例」を制定し、清掃事業の近代化に着手したが、昭和 29 年の「清掃法」制定に伴い清掃条例も全面改正し、汚物の定義・住民の義務等を明確に定めて衛生的な生活環境を維持するための基本が確立された。さらに昭和 45 年に「清掃法」が全面改正され、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」が制定されたのに伴い、昭和 47 年に清掃条例も「札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に全部改正した。

また、平成３年に排出ごみの抑制及び再利用を理念に廃棄物処理法が全面改正され、この趣旨を踏まえて平成５年に本市条例を「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」に改正し、『リサイクル型社会』の構築を目指した。

し尿については、昭和 30 年に道内初の化学的処理場（北光処理場）が完成し、以後国の積極的な財政施策のもとに化学的処理場を逐次建設し、昭和 41 年には、合計６か所の処理場（総処理能力 1,468kL / 日）が完成し、100％の衛生処理を実現した。

その後、昭和 41 年創成川下水処理場の完成をはじめとして、下水処理場の整備も急速に進み、水洗化が普及する中で、くみ取り量が次第に減少したため、昭和 51 年からし尿処理場を順次廃止し、下水投入に切り替えることとして、平成５年度クリーンセンター（手稲山口）の建設に着手し、平成７年３月から稼働している。

ごみの収集については、昭和 38 年からごみ箱収集及び賦課制手数料を廃止し、従量制手数料による持寄り収集制度を採用した。以来、機動力の充実、収集地域の拡張等により街の衛生美観は著しく向上した。

しかし、立会いのいらない収集方法や手数料無料化を望む世論が高まってきたため、昭和 45 年度から 46 年度にかけて、立会い不要のステーション収集方式に切替えた。

昭和 47 年４月１日からは一般家庭のごみ手数料の無料化を実施するとともに、未収集地域の解消につとめ、市全域を処理計画区画（作業区域）としている。

ごみの減量・資源のリサイクル推進については、平成９年 10 月から大型ごみの戸別収集を始めたほか（平成 10 年１月から有料収集）、平成 10 年 10 月からは、びん・缶・ペットボトルの資源物収集を開始し、あわせて分別の徹底や危険物の混入防止のため、中身の見えるごみ袋の使用を義務づけた。また、平成 12 年４月からの容器包装リサイクル法の全面施行により、同年７月から全市でプラスチック収集を開始し５分別体制へと移行した。その後、平成 13 年４月の家電リサイクル法の施行に伴い、家電４品目（テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫（平成 16 年４月から対象）、洗濯機、エアコン）と、資源有効利用促進法に基づき平成 16 年３月からは家庭用パソコンについて、事業者によるリサイクルルートが確立したことから、本市の収集対象から除外した。

一方、リサイクル思想の普及啓発を図るため、平成 10 年 10 月にリサイクルプラザ発寒工房を開設し、平成 12 年８月には西区に生涯学習総合センターと併設したリサイクルプラザがオープンした。

また、ごみ処理については、昭和 46 年に発寒清掃工場（後の発寒第二清掃工場：平成 14 年３月に廃止）が完成し、可燃ごみ焼却体制への第一歩を踏み出し、昭和 49 年に厚別清掃工場（平成 14 年８月に廃止）、昭和 55 年に篠路清掃工場（平成 23 年３月廃止）及び篠路粗大ごみ破砕工場、昭和 60 年に駒岡清掃工場、昭和 61 年に駒岡粗大ごみ破砕工場、平成４年に発寒清掃工場、平成 10 年に発寒破砕工場、平成 14 年 11 月には灰溶融炉を備えた白石清掃工場を整備した（灰溶融炉は平成 26 年６月廃止）。不燃ごみ（一部は破砕処理）や清掃工場の焼却灰等は、山本及び山口の２処理場で埋立処分を行っており、埋立後は、札幌の周囲約 100㎞ を緑の帯で包む「環状グリーンベルト構想」の一環として整備を進めている。また、ごみの資源化・有効利用を促進するため、平成２年に紙くず・木くずなどのごみから固形燃料を生産するごみ資源化工場を整備し、選別施設として平成 10 年には中沼資源選別センター及び駒岡

資源選別センター（資源選別センターの設置主体は一般財団法人札幌市環境事業公社）、平成 12 年には中沼プラスチック選別センター、平成 21 年に中沼雑がみ選別センターを整備している。

平成６年度から事業系廃棄物を主体としたリサイクルを図るべく東区中沼町に札幌市リサイクル団地の造成に着手し、平成８年度に基盤造成が終わった。平成 21 年７月からは、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の有料化や「雑がみ」「枝・葉・草」の分別収集などの新ごみルールを導入した。

3　一般廃棄物処理基本計画

(1) スリムシティさっぽろ計画の策定

札幌市は、平成 20 年３月に一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画」を策定した。

この計画は、平成 29 年度を目標年度（計画期間：10 年間）とし、前計画のごみ量管理目標である「廃棄ごみ量」、「リサイクル率」及び「埋立処分量」について、さらに高い目標値を設定するとともに、清掃工場１か所廃止を目指して、新たに「焼却ごみ量」の減量を数量目標に設定した。

また、これらの高い目標の達成に向けて、ごみ減量効果を最大限に高めるため、同計画では、「雑がみ」の分別収集など、ごみ減量・リサイクルに取り組める具体的な施策をさらに拡充していくとともに、経済的な動機付けとして家庭ごみの有料化の実施を掲げた。

そして、この計画に基づき平成 21 年７月から「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の有料化や「雑がみ」「枝・葉・草」の分別収集を含む「新ごみルール」を実施し、市民の理解と協力により焼却ごみの減量が順調に進んだことから、平成 23 年３月末をもって清掃工場１か所を廃止することができた。

(2) スリムシティさっぽろ計画（改定版）の策定

「スリムシティさっぽろ計画」に基づき実施した様々な施策により、ごみ量は大幅に減少し、札幌市のごみ排出状況は大きく変化した。

平成 24 年７月、札幌市は札幌市廃棄物減量等推進審議会（第７期）に対し、「市民力の活用」、さらには「限られた財政状況の中で最大限の効果」という２つの観点から計画改定の方向性について諮問し、平成 25 年７月、「発生・排出抑制の促進」や「生ごみ減量・資源化の促進」、「より積極的な普及啓発の展開」等の提言を盛り込んだ「スリムシティさっぽろ計画の改定について（答申）」をとりまとめた。

この答申に盛り込まれた提言の趣旨や、札幌市の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の方向性などを踏まえ、さらなるごみの減量・資源化に取り組んでいくため、平成 26 年３月、「スリムシティさっぽろ計画（改定版）」を策定した。

同計画では、前計画のごみ量管理目標である「廃棄ごみ量（全体）」・「家庭から出る廃棄ごみ量」・「リサイクル率」・「焼却ごみ量」・「埋立処分量」に加えて、燃やせるごみの４割を占めていた生ごみに着目した「家庭から出る生ごみ量」を新たなごみ量管理目標に掲げた６つのごみ量管理目標について、平成 29 年度までの最終目標値を設定した。

これら６つの目標のうち、「家庭から出る生ごみ量」は平成 27 年度及び 28 年度には目標を達成した。このほかの目標については、目標達成することはできなかったが、その多くが基準年度（平成 24 年度）と比較し数値が向上した。

(3) 新スリムシティさっぽろ計画の策定

スリムシティさっぽろ計画（改定版）期間中に、国連では「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」が採択され、環境や資源・廃棄物問題を含む取組の新たな目標が示された。また、国においては「第三次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）のうち、リサイクルよりも優先的に行うべき２Ｒ（リデュース・リユース）の取組をより一層進めることが示された。

一方、今後の社会を見据えると、目前に控えた人口減少と急速に進行する高齢化への対応が課題となっている。次の世代により良い環境を引き継ぐためには、世界や国が目指す方向性を踏まえつつ、市民のニーズや生活スタイルなどの変化に対応しながら、ごみ減量・リサイクルの取組を進めていく必要がある。

このような背景から、札幌市は、平成 27 年 12 月に、札幌市廃棄物減量等推進審議会（第８期）に対し、札幌市や国の動向、今後の社会情勢を見据えた新計画の方向性について諮問した。同審議会では、今後のごみ減量・リサイクルに取り組むべき方向性として、改めて３Ｒの取組推進の重要性を認識し「３

Ｒの更なる推進」や「超高齢社会への対応」、「事業ごみの減量に向けた取組推進」等の提言を盛り込んだ「次期札幌市一般廃棄物処理基本計画の方向性について（答申）」を平成 29 年７月にとりまとめた。

この答申に盛り込まれた提言の趣旨や、世界や国の動向、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」などを踏まえ、「環境首都・札幌」を目指して更なるごみの減量・リサイクルに取り組んでいくため、平成 30 年３月に、新たな一般廃棄物処理基本計画を策定した。

新計画では、札幌市のごみ排出量（資源物も含めた家庭ごみ・事業ごみ全ての量）を１人１日当たり 100ｇ減量し、ごみ排出量の少なさで政令市トップになることを目標としている。また、前計画の管理目標であった「廃棄ごみ量全体」「家庭から出る廃棄ごみ量（１人１日当たり）」「家庭から出る生ごみ量」「埋立処分量」を引き続き目標に掲げ、目標値は「ごみ排出量」の目標値として設定した水準に合わせている。

(4)　新スリムシティさっぽろ計画の中間点検の実施

令和４年度に、新スリムシティさっぽろ計画が中間年度を迎えたことから、後半期の取組をより効果的なものにするため、前半期の総括として中間点検を実施した。中間点検では、札幌市のごみの現状分析による減量余地のあるごみ種・ごみ量の把握や、前半期に実施した施策に基づく各事業の目標への貢献度や事業の効果、課題など自己評価を行ったほか、有識者による懇話会や市民参加によるワークショップを開催した。これらの結果を踏まえて、前半期の課題を精査し、計画後半期に実施すべき取組の方向性の検討を行った。

【目指せいちばん！スリム目標】

ア　ごみ排出量

(ｱ) 目標

ごみ排出量	平成 28 年度実績（59.1 万ｔ（1 人 1 日当たり 827g））に比べ、 令和９年度までに 6.8 万t（1 人 1 日当たり 100ｇ）以上減量

※ごみ排出量：札幌市が処理する「家庭ごみ」・「事業ごみ」全ての量

(ｲ) 令和５年度実績

令和５年度のごみ排出量は 554,845t（1 人 1 日当たり 770ｇ）となり、平成 28 年度の 591,462t（827ｇ）に比べ 36,617t（57g）の減少となった。

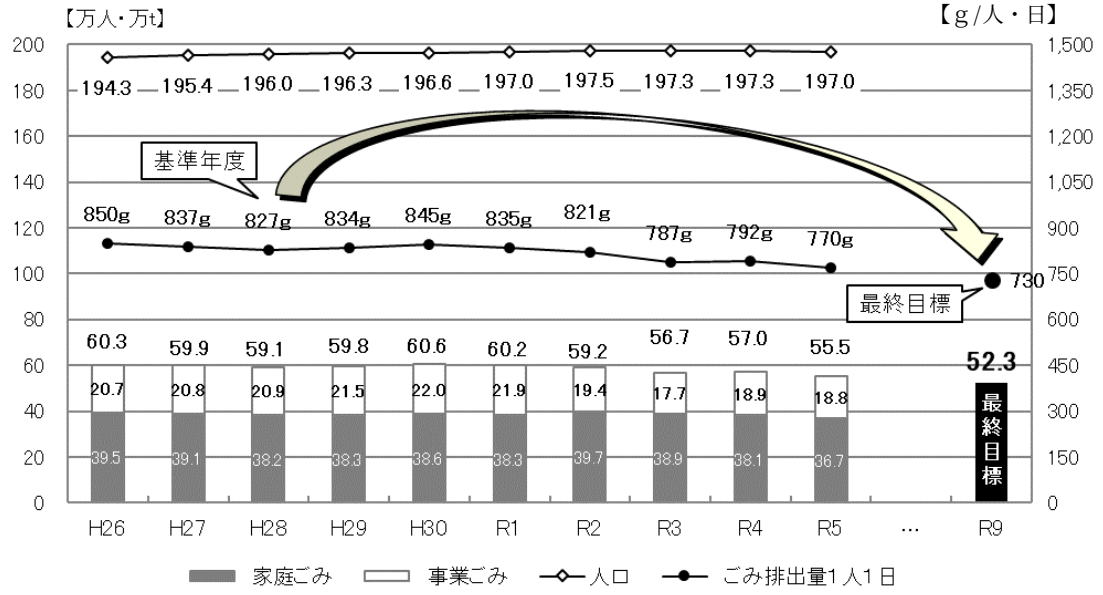

ごみ排出量

イ　廃棄ごみ量

(ｱ) 目標

廃棄ごみ量	平成 28 年度実績（47.4 万 t）に比べ、 令和９年度までに 6.0 万 t 以上減量

※廃棄ごみ：「燃やせるごみ」・「燃やせないごみ」などの、資源化できず焼却処理や埋立処分しなければならないごみ

(ｲ) 令和５年度実績

令和５年度の廃棄ごみ量は 443,153t となり、平成 28 年度の 473,666t に比べ 30,513t の減少となった。

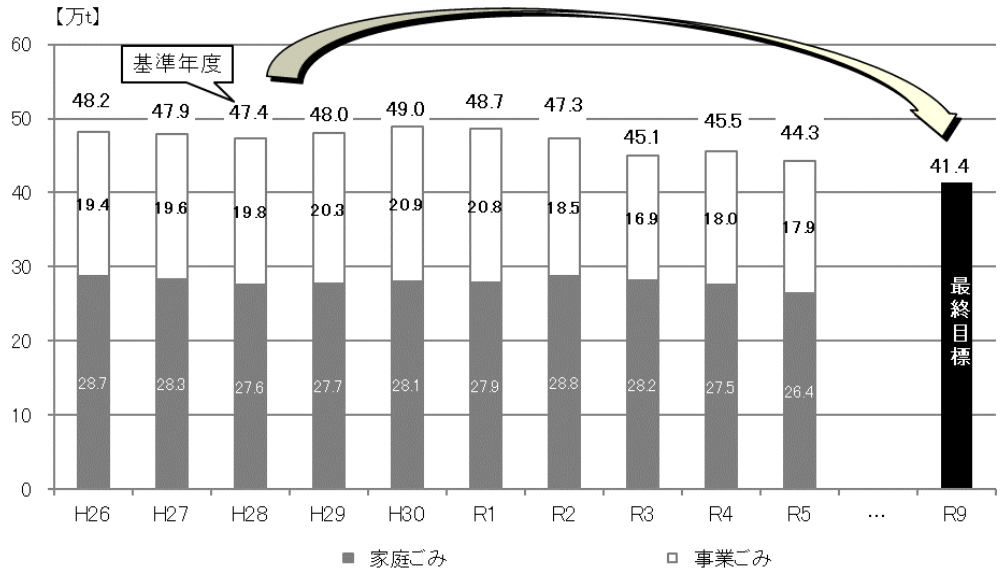

廃棄ごみ量

ウ　家庭から出る廃棄ごみ量

(ｱ) 目標

家庭から出る廃棄ごみ量 （１人１日当たり）	平成 28 年度の 386ｇに対し、 令和９年度までに 340ｇ以下

(ｲ) 令和５年度実績

令和５年度の家庭から出る１人１日当たりの廃棄ごみ量は 367g となり、平成 28 年度の 386g に比べ 19g の減少となった。

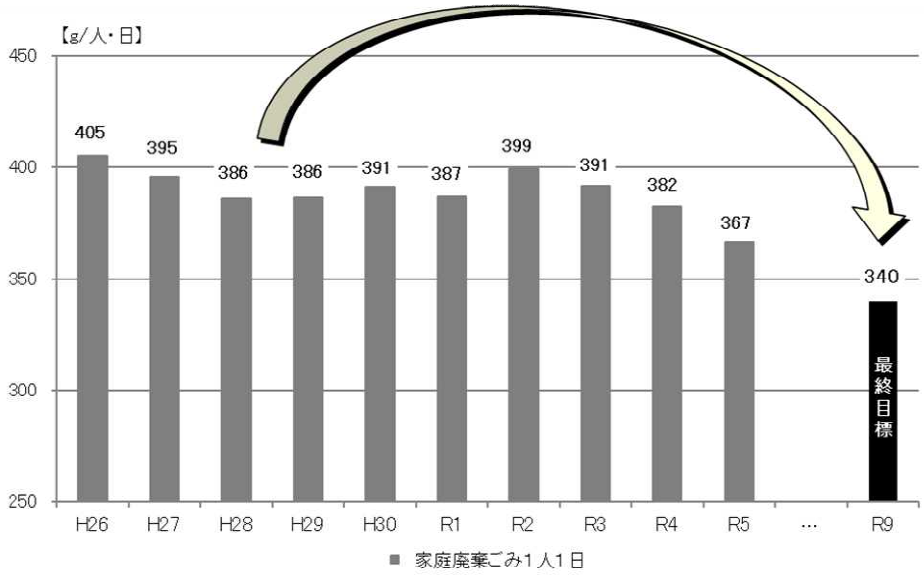

家庭から出る廃棄ごみ量

エ　家庭から出る生ごみ量

(ｱ) 目標

家庭から出る生ごみ量	平成 28 年度実績（9.6 万 t）に比べ、 令和９年度までに 1.0 万 t 以上減量

(ｲ) 令和５年度実績

令和５年度の家庭から出る生ごみ量は 89,232t となり、平成 28 年度の 95,756t に比べ 6,525t の減少となった。

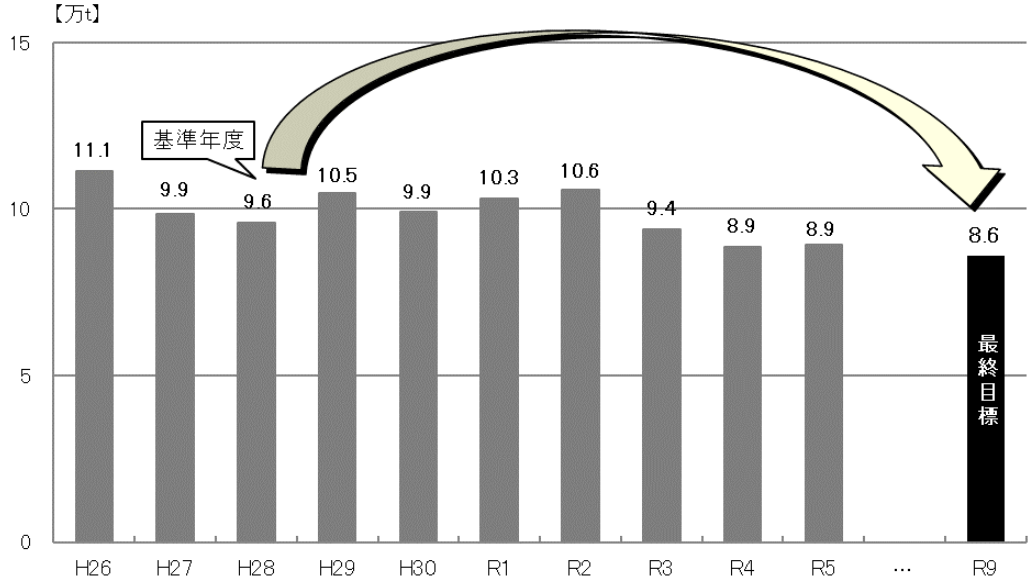

家庭から出る生ごみの量（推計値）

オ　埋立処分量

(ｱ) 目標

埋立処分量	平成 28 年度実績（8.7 万 t）に比べ、 令和９年度までに 2.2 万t以上減量

(ｲ) 令和５年度実績

令和５年度の埋立処分量は 66,481t となり、平成 28 年度の 87,151t に比べ 20,669t の減少となった。

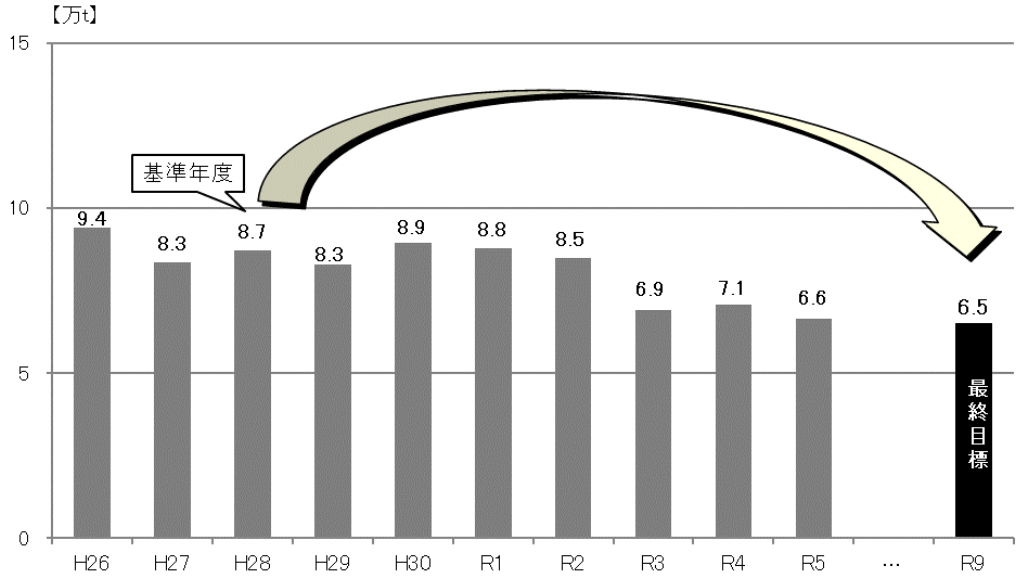

埋立処分量

【モニター指標】

「目指せいちばん！スリム目標」を達成するうえで特に重要と考えられる数値を指標として設定し、その状況を把握することによって、目標を達成するための課題の把握、施策の見直しや改善の際の参考とするための指標として設定する。

ア　家庭から出る食品ロス量

家庭から出る生ごみには、未開封品や食べ残しなどの食品ロスが多く含まれている。２Ｒの取組を進めるにあたり、まずは食品ロスを削減することが効果的なため、家庭から出る食品ロス量の推移を把握する。

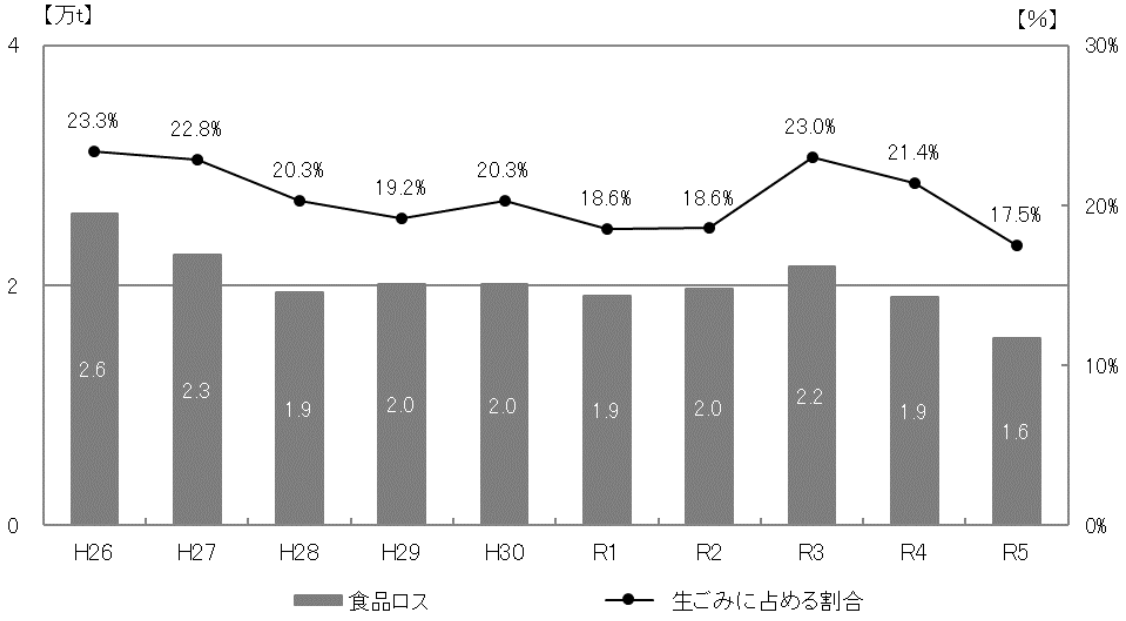

家庭ごみの食品ロスの量（推計値）

イ　燃やせるごみに含まれる紙類と容器包装プラスチックの量

燃やせるごみの中には、分別すればリサイクル可能な紙類や容器包装プラスチックが多く含まれている。リサイクルを今まで以上に推進するためには、適切な分別が必要なため、燃やせるごみに含まれる紙類と容器包装プラスチックの量の推移を把握する。

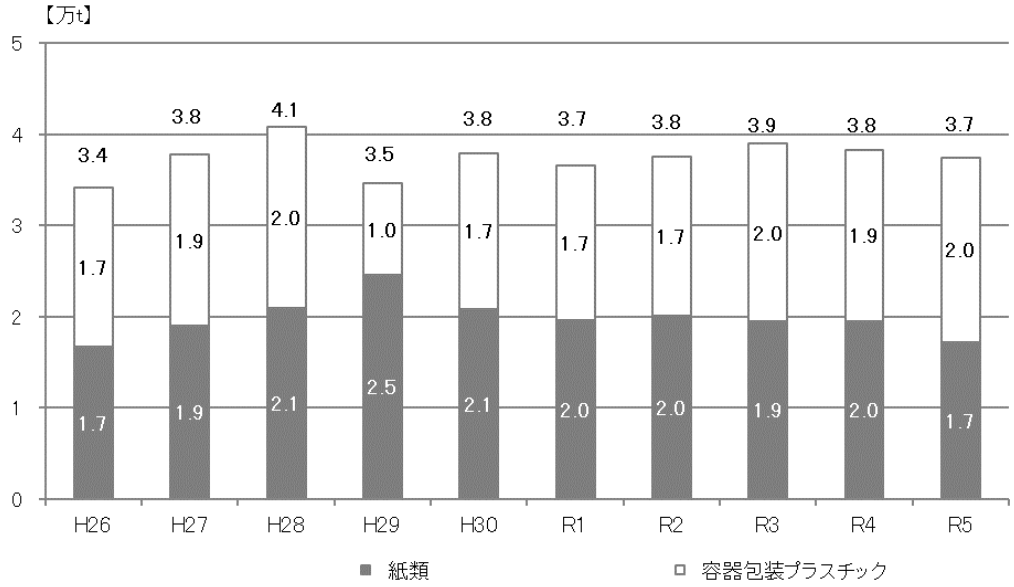

燃やせるごみに含まれる紙類と容器包装プラスチックの量

ウ　リサイクル率

容器包装プラスチックや雑がみなどを分別収集してリサイクルしたり、焼却灰をセメント原料としてリサイクルするなど、ごみを資源として活用することにより、天然資源の使用を抑え、環境負荷を低減することができる。このような資源の有効利用に関する取組状況を把握するため、リサイクル率の推移を把握する。

$$※\ \text{リサイクル率} = \frac{\text{リサイクル量（集団資源回収・拠点回収量含む。）}}{\text{札幌市が処理するごみ量＋集団資源回収量＋拠点回収量}} \times 100$$

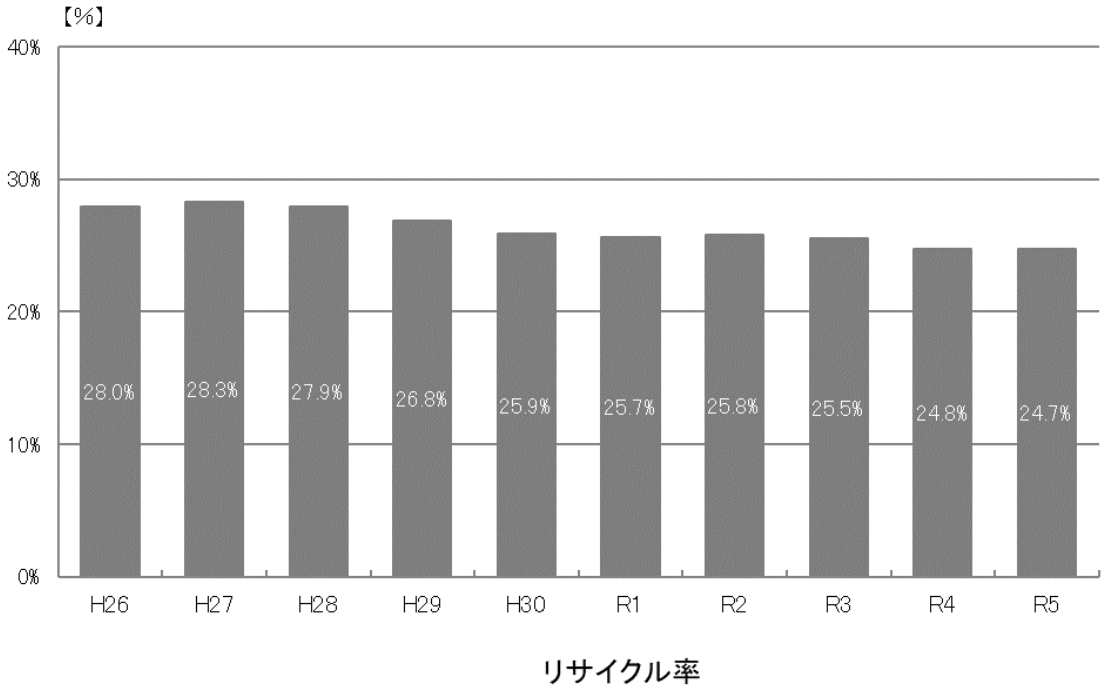

リサイクル率

(5)　「新スリムシティさっぽろ計画」の体系図

※　札幌市廃棄物減量等推進審議会

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例第６条の規定により、市長の諮問に応じて廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議するため、平成６年２月１日に「札幌市廃棄物減量等推進審議会」を設置した。学職経験者、住民・民間諸団体の代表者及び市長が必要と認める者のうちから委嘱された 20 人以内の委員から組織され、任期は２年となっている。

１　第１期審議会（委嘱期間：平成６年２月１日～平成８年１月 31 日）

平成６年２月１日に市長から「ごみ減量・リサイクル推進のための具体的な諸方策について」諮問を受けて審議し、平成８年１月 25 日に答申を行った。

２　第２期及び第３期審議会（委嘱期間：平成９年３月 24 日～平成 13 年３月 23 日）

平成９年 12 月 12 日に市長から「新たな時代に対応した清掃事業のあり方について」諮問を受けて審議し、新しい一般廃棄物処理基本計画「さっぽろごみプラン 21」の策定を行うための基本的な方向として、平成 11 年５月 31 日に答申を行った。

３　第４期及び第５期審議会（委嘱期間：平成 17 年２月 15 日～平成 21 年２月 14 日）

平成 17 年２月、第４期審議会委員（公募委員２人を含む 20 人）を委嘱し、現行の「さっぽろごみプラン 21」をどのように改定すべきか、また家庭ごみの有料化について、その実施の是非を含めて、どのように位置づけることが適当であるか、さらにその具体的な制度内容はどうあるべきかについて、市長からの諮問を受けた。平成 18 年度は、ごみ減量リサイクル施策と有料化問題を一体として検討する必要があることから、これまでの「家庭ごみ有料化検討部会」と「起草委員会」の機能を合体した「作業部会」を設置し、「審議会本会議」とともに十分な議論を行った。審議会では、本会議などで議論を行うとともに、市民意見交換会や公聴会、シンポジウムを開催した。そこでの市民意見を踏まえ、平成 19 年３月 28 日に答申を行った。

４　第６期審議会（委嘱期間：平成 21 年 11 月 12 日～平成 23 年 11 月 11 日）

平成 21 年 11 月、第６期審議会委員（公募委員２人を含む 20 人）を委嘱し、「スリムシティさっぽろ計画」に掲げたごみ量管理目標や施策の進ちょく状況について、外部組織による客観的な視点から点検・評価を行うために設置されたもので、「新ごみルール」開始後２年の状況を踏まえた「スリムシティさっぽろ計画」の進ちょく状況についての評価報告書をとりまとめた。

５　第７期審議会（委嘱期間：平成 24 年７月 25 日～平成 26 年７月 24 日）

平成 24 年７月、第７期審議会委員（公募委員２人を含む 14 人）を委嘱し、「市民力の活用」、さらには「限られた財政状況の中で最大限の効果」という２つの観点を考慮し、計画改定の方向性について審議するよう市長からの諮問を受けた。第６期審議会の評価を踏まえ、「発生・排出抑制」「生ごみ減量・資源化」の２つのグループ会議を設置して個別の課題について集中的に検討するなど、１年にわたる審議を経て、平成 25 年７月 16 日に答申を行った。

６　第８期審議会（委嘱期間：平成 27 年 12 月 15 日～平成 29 年 12 月 14 日）

平成 27 年 12 月、第８期審議会委員（公募委員２人を含む 14 人）を委嘱し、平成 30 年度以降の一般廃棄物処理基本計画の方向性について諮問を受けた。「２Ｒ」「資源化」の２つのグループ会議を設置して集中的に議論するなど、１年半にわたる審議を経て、平成 29 年７月 21 日に答申を行った。

Ⅱ　清掃事業の規模

1　機構・事務分掌・人員配置

(1)　機構及び事務分掌

環境局の清掃事業に関し、計画部門と事業部門、施設部門を統括する「環境事業部」を設置している。

計画部門として、庶務・経理・人事関係の事務を「総務課」が、各施策の企画、調査及び統括調整、家庭廃棄物の減量・資源化に係る普及啓発の事務を「循環型社会推進課」が担当している。

事業部門である清掃事業担当部には、本庁２課（業務課・事業廃棄物課）を、外郭職場としてごみ収集及び運搬を担当する６清掃事務所（中央、北、東、白石、豊平・南、西）を設置している。また、施設部門である施設担当部及び施設建設担当部には、本庁２課（施設管理課・施設整備課）と担当課長（施設建設担当課長）を、外郭職場としてごみの受入れ及び埋立処分等を担当する処理場管理事務所を、ごみの受入れ及び焼却処分を担当する３清掃工場（発寒・駒岡・白石）を設置し、16 課１担当課長・１主幹、31 係 22 担当係長の体制をもって清掃事業を運営している。

(2) 職別人員配置

職員定数は705人となっており、このうち事務･技術職員は201人（29%）で、現業職員は504人（72%）である。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく環境衛生指導員（27人）、本市条例に定める事項を指導する清掃指導員（555人）を置き、清掃事業の適切な運営を図っている。

（令和６年 10 月１日現在）

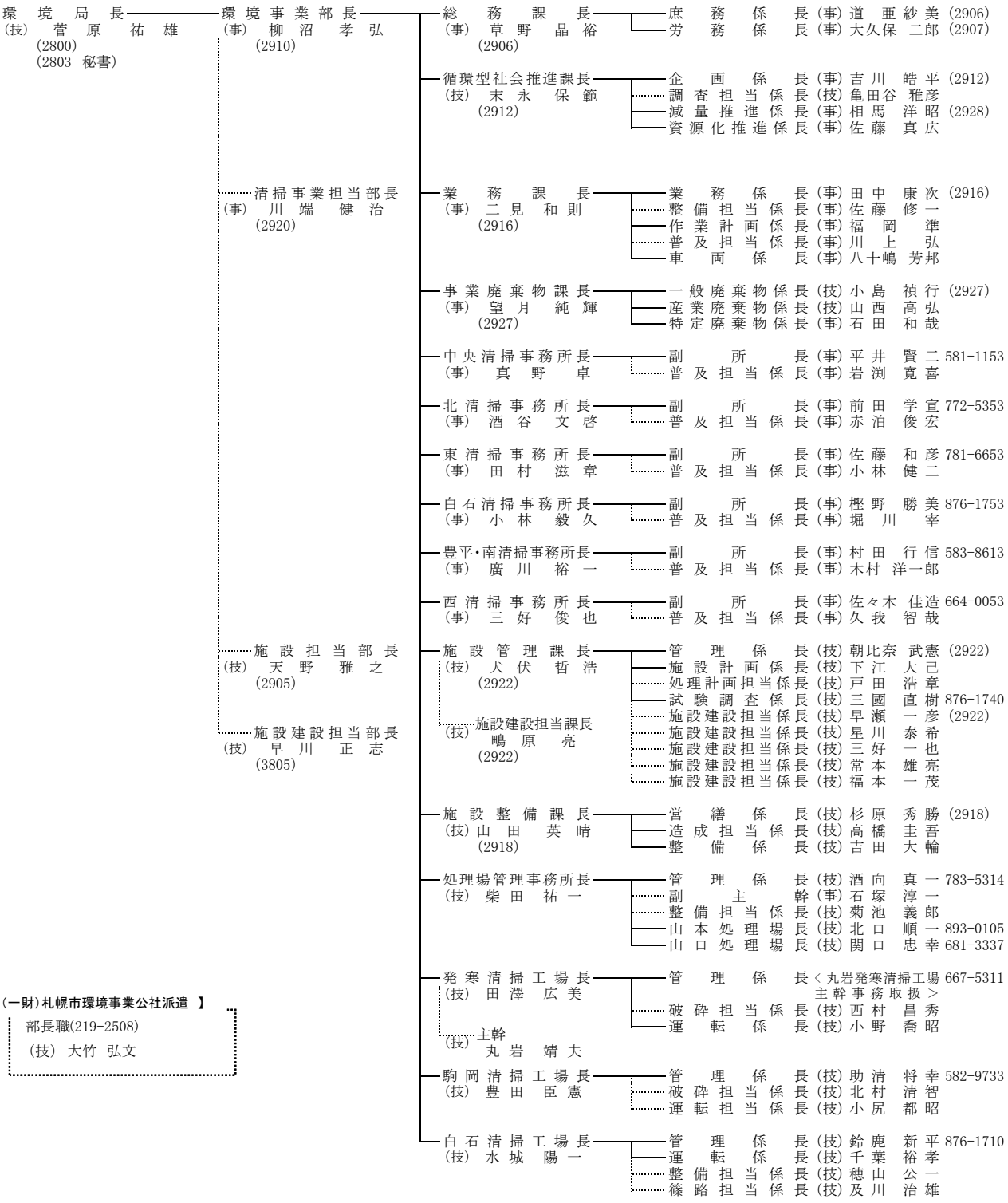

(令和6年10月1日現在)

事 務 分 掌

【総務課】
1　局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
2　環境行政の総合調整に関すること。
3　環境事業部及び環境都市推進部に所属する職員の労務改善に関すること。
4　環境事業部及び環境都市推進部の業務委託に係る契約に関すること。
5　札幌市環境事業公社との連絡調整の総括に関すること。
6　部内及び環境都市推進部の経理に関すること。
7　局内他部及び部内他課所の主管に属しないこと。

【循環型社会推進課】
1　循環型社会推進に係る企画、調査及び総括調整に関すること。
2　一般廃棄物処理に係る基本計画及び実施計画に関すること。
3　廃棄物減量等推進審議会の庶務に関すること。
4　家庭廃棄物処理手数料に係る事務に関すること。
5　家庭廃棄物の減量・資源化施策の企画及び推進に関すること。
6　家庭廃棄物の減量・資源化に係る普及啓発及び実践活動への支援に関すること。

【業務課】
1　家庭廃棄物（し尿を除く。以下同じ。）の収集運搬に係る調査研究及び計画の策定に関すること。
2　家庭廃棄物の処理に係る普及啓発及び住民組織等との連絡調整に関すること。
3　車両の管理及び整備に関すること。
4　車両事故の処理に関すること。
5　課所管施設の維持管理に関すること。
6　各清掃事務所との連絡調整に関すること。

【事業廃棄物課】
1　事業活動に伴う廃棄物を排出する事業者の指導監督に関すること。
2　廃棄物処理業の許可及び廃棄物再生利用業の指定並びにこれらの指導監督に関すること。
3　廃棄物処理施設に係る許可及び指導監督に関すること。
4　廃棄物処理施設設置等評価委員会の庶務に関すること。
5　使用済自動車の再資源化等に関する法律に関すること。
6　浄化槽法に関すること。
7　不法投棄対策に係る総括調整に関すること。
8　たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱防止対策の総括調整並びに歩行喫煙の規制指導に関すること。

【各清掃事務所（中央、北、東、白石、豊平・南、西)】
1　家庭廃棄物の収集及び運搬に関すること。
2　清掃指導に関すること。
3　不法投棄等の防止及び処理に関すること
4　事務所の維持管理に関すること。

【施設管理課】
1　清掃施設の管理の総括に関すること。
2　清掃施設の計画及び設置等に関すること。
3　廃棄物処理の調整に関すること。
4　廃棄物処理の調査研究及び廃棄物処理施設の検査に関すること。
5　廃棄物空気輸送管路施設に関すること。
6　中沼プラスチック選別センター及び中沼雑がみ選別センターに関すること。
7　処理場管理事務所及び各清掃工場との連絡調整に関すること並びにこれらの主管に属しないこと。

【施設整備課】
1　清掃施設の工事等に関すること。
2　清掃施設の保守整備に関すること。
3　清掃工場の定期整備等の設計・発注に係る調整に関すること。
4　清掃施設の整備計画の調整に関すること。

【処理場管理事務所】
1　廃棄物（し尿を除く。）の受入れ及び埋立処分に関すること。
2　埋立地（排水処理施設を含む。）の整備及び維持管理並びに埋立地の跡地整備等に関すること。
3　し尿の収集運搬及び受入れに関すること。
4　事務所等の維持管理に関すること。

【各清掃工場（発寒、駒岡、白石)】
1　廃棄物（し尿を除く。）の受入れ及び焼却処分に関すること。
2　発電所の運転に関すること。
3　余熱の使用及び供給に関すること。
4　粗大ごみ破砕施設の運転に関すること。
5　工場施設の維持管理に関すること。
6　旧篠路清掃工場施設の維持管理に関すること（白石に限る。)。
7　ごみ資源化工場に関すること（白石に限る。)。

（令和６年 10 月１日現在）

2　施　設　配　置　図　（※篠路清掃工場焼却施設はH23．3末に廃止し、破砕工場のみ継続稼働中）

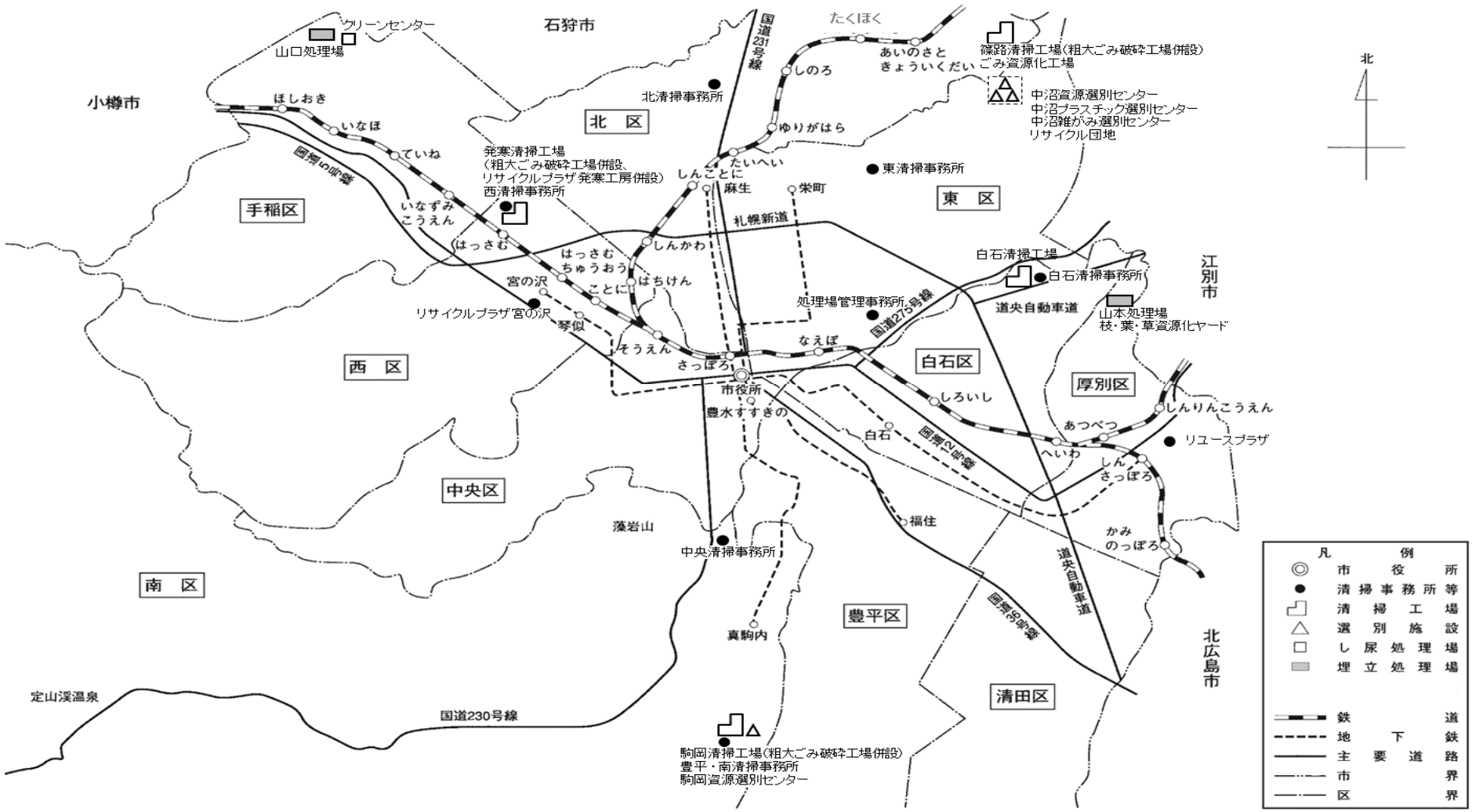

3　施　設　の　現　況

清掃施設の整備拡充は、一般公共施設のような行政効果が市民に直接的に反映するということが少ない反面、多額の財政負担を伴うという極めて困難な背景の中で、市民の環境を守り清掃事業の向上促進を図るため、毎年鋭意努力を重ねているところである。

(1) 清掃事務所及び処理場管理事務所

都市の発展に合わせて、作業の起点となる６清掃事務所及び処理場管理事務所を配置し、年々増加する清掃作業に対処し市民生活の向上を図るとともに、職員の職場環境の改善を図っている。

（主な施設）

事務所、運転手業務員詰所、車庫、倉庫、管理住宅、浴場、洗濯工場、タイヤ庫等。

施　設　名	所　在　地	敷地面積	建　築　構　造	延床面積	竣　工　年　月	開設年月
中央清掃事務所	南区南 30 条西８丁目７－１	8,225㎡	鉄筋コンクリート造２階建	878㎡	昭和 59 年 12 月（改築）	昭和36年12月
北清掃事務所	北区屯田町 990－３	18,923㎡	木造モルタル２階建	781㎡	昭和 51 年 10 月（移築）	昭和37年12月
東清掃事務所	東区丘珠町 873－１	15,360㎡	木造モルタル２階建	776㎡	昭和 51 年 10 月	昭和51年10月
白石清掃事務所	白石区東米里 2170－１	白石工場に併設	鉄筋コンクリート２階建	1,402㎡	平成 15 年７月（移築）	昭和43年５月
豊平・南清掃事務所	南区真駒内 602	駒岡工場に併設	鉄筋コンクリート造３階建	駒岡工場に併設	昭和 60 年 11 月	昭和60年12月
西清掃事務所	西区発寒 15 条 14 丁目２－１	10,000㎡	鉄筋コンクリート造２階建	816㎡	昭和 59 年 12 月（新築）	昭和40年３月
処理場管理事務所	東区東苗穂２条２丁目２－１	7,380㎡	木造モルタル２階建	847㎡	昭和 53 年 11 月（移築）	昭和49年４月

(2) し尿の下水道投入施設

し尿処理場は、昭和 41 年に６処理場 1,468kL /日をもって 100％衛生処理を達成した。以来、下水道の整備普及に伴い、昭和 51 年３月に北光処理場を皮切りに、順次各処理場を廃止し、平成７年３月に中沼処理場の廃止をもって全てのし尿処理場を廃止した。し尿処理場に代わる新たな施設として、し尿の下水道投入施設である「クリーンセンター」が平成７年３月に竣工して処理を行っている。また、平成 28 年 10 月から石狩市・当別町のし尿受入を開始し、近隣市町村との連携に取り組んでいる。

施　設　名	所　在　地	敷地面積	建築構造	建築面積	延床面積	処理能力	供用開始年月
クリーンセンター	手稲区手稲山口 318	8,332㎡	鉄筋コンクリート造 地下１階　地上２階建	1,488㎡	2,174㎡	100㎥/ 日	平成７年３月

(3) ごみの中間処理施設

本市のごみ焼却施設は昭和46年に発寒第二清掃工場、昭和49年に厚別清掃工場、昭和55年に篠路清掃工場、昭和60年に駒岡清掃工場、平成４年に発寒清掃工場、平成14年に白石清掃工場が竣工している。これらのうち、発寒第二清掃工場及び厚別清掃工場は白石清掃工場の竣工に合わせ平成14年に廃止された。また、平成21年７月の家庭ごみ新ごみルール（有料化等）施行後の焼却ごみ量の減少を受け、平成23年３月末をもって篠路清掃工場を廃止とした。現在の処理能力は、駒岡・発寒・白石の３工場で日量2,100トンとなっており、粗大ごみの処理のため発寒、篠路、駒岡の清掃工場に併設した破砕施設が稼働している。

また、資源ごみの処理施設として、ごみ資源化工場では事業系の木くず、紙くず等を原料に固形燃料（RDF）の製造を行っているほか、各選別施設では分別収集された「容器包装プラスチック」、「びん・缶・ペットボトル」、「雑がみ」の異物除去等の選別を行っている。このほか、「枝・葉・草」については、山本処理場の埋立終了区画を利用したヤードにおいて、堆肥化等に向けた試験運用を行っている。

	名称	処理能力	所在地	敷地面積	構造・規模等	竣工年月
焼却施設	発寒清掃工場	600t/24h（300t/24h×2炉）	西区発寒15条14丁目１－１	（注２） 23,896㎡	SRC造ほか、地下２階・地上６階建（工場棟） 建築面積6,853㎡延床面積23,691㎡	平成4年11月
	篠路清掃工場（注１）	－	北区篠路町福移153	169,635㎡	SRC造ほか、地下２階・地上６階建（工場棟） 建築面積8,126㎡延床面積17,822㎡	昭和55年12月
	駒岡清掃工場	600t/24h（300t/24h×2炉）	南区真駒内602	59,430㎡	SRC造ほか、地下２階・地上７階建（工場棟） 建築面積7,182㎡延床面積20,986㎡	昭和60年11月
	白石清掃工場	900t/24h（300t/24h×3炉） 併設灰溶融施設（注３）	白石区東米里2170－１	（注４） 100,564㎡	SRC造ほか、地下１階・地上７階建（工場棟） 建築面積16,839㎡延床面積47,345㎡ ※管理棟、灰溶融棟面積を含む	平成14年11月
粗大ごみ破砕施設	発寒破砕工場 （リサイクル工房併設）	150t/5h 〔回転　100t/5h ×1基〕 〔剪断　50t/5h ×1基〕	西区発寒15条14丁目２－30	12,214㎡	SRC造一部S造、地下１階・地上４階建建築面積 6,423㎡延床面積11,512㎡ （内リサイクル工房511㎡）	平成10年9月
	篠路清掃工場併設 粗大ごみ破砕工場	150t/5h 〔回転　100t/5h ×1基〕 〔剪断　50t/5h ×1基〕	（篠路清掃工場敷地内）		S造一部RC造、平屋一部２階建 建築面積2,723㎡延床面積3,991㎡	昭和55年12月
	駒岡清掃工場併設 粗大ごみ破砕工場	200t/5h 〔回転　50t/5h ×1基〕 〔剪断　75t/5h ×2基〕	（駒岡清掃工場敷地内）		S造一部RC造、地下１階・地上４階建 建築面積7,721㎡延床面積11,514㎡	昭和61年2月
資源化施設	ごみ資源化工場	200t/日	（篠路清掃工場敷地内）		S造一部RC造、地上２階建 建築面積4,200㎡　延床面積6,438㎡	平成2年3月
選別施設	中沼プラスチック選別センター （容器包装プラスチック）	82.6t/日	東区中沼町45-11	8,744㎡	S造一部SRC造、地上２階建 建築面積4,220㎡延床面積8,374㎡	平成12年6月
	中沼資源選別センター （びん・缶・ペットボトル）	110t/8h （36.7t/8h ×3系列）	東区中沼町45－24 運営主体札幌市環境事業公社	16,100㎡	S造、地上２階建 建築面積4,666㎡延床面積7,187㎡	平成10年9月
	駒岡資源選別センター （びん・缶・ペットボトル）	77t/8h （38.5t/8h ×2系列）	南区真駒内129－30 運営主体札幌市環境事業公社	9,913㎡	S造、地上２階建 建築面積3,117㎡延床面積5,291㎡	平成10年9月
	中沼雑がみ選別センター	85t/6h	東区中沼町45－19	19,885㎡	S造一部RC造、地下１階・地上２階建 建築面積3,476㎡延床面積4,977㎡	平成21年7月(注5)

(注１)篠路清掃工場は平成23年３月末廃止（同一敷地内の粗大ごみ破砕工場・ごみ資源化工場は継続稼働中）　(注２)旧発寒第二工場用地を含む　(注3)灰溶融施設は平成26年６月末に廃止

(注4)白石清掃事務所用地含む　(注5)供用開始年月

(4) 普及啓発施設等

不用品の有効活用とリサイクル意識の向上・定着を図るための拠点施設としてリサイクルプラザを設置することとし、平成10年10月、発寒破砕工場に併設して「リサイクルプラザ発寒工房」を開設した。その後、平成12年８月、地下鉄宮の沢駅に直結する生涯学習総合センターに、展示・交流施設「リサイクルプラザ宮の沢」を開設し、リユース品の展示・提供、リサイクル情報の提供、体験教室の開催等の機能を移転した。

また、平成21年４月、厚別清掃工場跡地に「リユースプラザ」を開設した。

施設名	所在地	敷地面積	建設構造	延床面積	開設年月
リサイクルプラザ発寒工房	西区発寒15条14丁目２－30 （発寒破砕工場に併設）	12,214㎡	SRC造（一部Ｓ）地下１地上４階	１階の一部 511㎡	平成10年10月
リサイクルプラザ宮の沢	西区宮の沢１条１丁目１－10 （生涯学習総合センター内）	11,921㎡	SRC造（一部RC）地下１地上６階	1,2階の一部 352㎡	平成12年８月
リユースプラザ	厚別区厚別東３条１丁目１-10	1,675㎡	Ｓ造　平屋建	床面積560㎡	平成21年４月

(5) ごみの埋立処分場

燃やせないごみ及び清掃工場焼却灰については、山本処理場、山口処理場の２か所で順次造成を行いながら埋立処分を行っている。平成27年度に山本処理場（山本東地区）の造成を完了し、現在は山本処理場（東米里西地区）の基盤整備を行うとともに、ごみの減量を進め、既存の埋立地の延命化を図っている。

なお、山口処理場（第３山口地区）の未造成地（Ｅブロック）を北海道新幹線トンネル工事から発生する対策土の受入地として令和３年６月に所管換した。

また、次期埋立地となる(仮称)北部事業予定地の工事を令和４年度に開始した。

施設名称		山本処理場					山口処理場	
地区		山本地区＋山本北地区＋山本東地区＋東米里地区				東米里西地区	第２山口	第３山口
所在地		厚別区厚別町山本1065他					手稲区手稲山口364他	
総面積		2,328,000㎡				359,000㎡	242,000㎡	435,000㎡
埋立面積		1,406,400㎡				206,800㎡	169,300㎡	293,200㎡
造成開始年度		昭和58年度				平成10年度	昭和59年度	平成７年度
埋立開始年度		昭和59年度				－	昭和61年度	平成９年度
全体容量		10,930,000㎥				1,422,000㎥	2,053,000㎥	3,007,000㎥
令和５年度末残容量（未造成含む）		779,000㎥				1,422,000㎥	平成11年度に埋立終了済	478,000 ㎥
排水処理施設	施設区分	山本	山本北	山本東	東米里	東米里西	手稲水再生プラザへ圧送（最大400㎥/ 日） ※水質改善に伴い、11 年度に一次処理施設を廃止。	第３山口
	竣工年月	昭和59年３月	平成５年３月	平成９年12月	昭和63年３月	平成12年３月		平成８年８月
	処理能力	300㎥/ 日	500㎥/ 日	600㎥/ 日	250㎥/ 日	500㎥/ 日		600㎥/ 日
	処理方式	回転円板（各施設） ＋ 脱窒素処理（共通1400㎥/ 日：平成17年完成） ＋ 凝集沈殿（同上） ※山本は一部、厚別水再生プラザへ圧送。			回転円板 ＋ 凝集沈殿	回転円板 ＋ 凝集沈殿 ＋ 砂ろ過		回転円板 ＋ 凝集沈殿

(6) その他の施設

ア　清掃事業資料室

昭和 50 年から厚別清掃工場内に札幌市の清掃事業の歴史がわかる貴重な道具や写真を展示する清掃事業資料室を開設し、見学者に開放してきたが、同工場の廃止に伴い、資料室を平成 14 年 12 月に新たに完成した白石清掃工場に移転するとともに、内容の充実を図った。明治から現在までの札幌市の清掃の歴史を展示しているほか、清掃工場の仕組みやごみ処理の流れを示したパネルなどがあり、札幌市の清掃事業をわかりやすく紹介している。

4　車両の現況

令和６年度清掃車両定数（令和６年10月１日現在）は総計143台で、配置は次のとおりである。

令和６年度清掃車両配置表（かっこ内は令和６年度更新予定台数）

用途別 / 事務所等の別	ごみ収集車	うち次世代自動車	その他車両	うち次世代自動車	総計	うち次世代自動車
中央清掃事務所	12 (2)	8 (1)	5 (1)	1	17 (3)	9
北清掃事務所	12 (1)	12	5 (1)	1	17 (2)	13
東清掃事務所	12	11	5 (2)	1	17 (2)	12
白石清掃事務所	11 (2)	10 (1)	6		17 (2)	10
豊平・南清掃事務所	12	9	9	1	21	10
西清掃事務所	12 (2)	10 (1)	6 (1)	1	18 (3)	11
処理場管理事務所			16	5	16	5
清掃工場			11	4	11	4
事業廃棄物課			1		1	
施設管理課			1		1	
業務課車両係			7 (1)	3	7 (1)	3
計	71 (7)	60 (3)	72 (5)	38	143 (11)	91

5　関係出資団体

(1) 一般財団法人札幌市環境事業公社

都市廃棄物の適正な処理の形態を維持することにより、市民生活における快適な環境の確保を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に財団法人札幌市環境事業公社を設立した。

ア　設立年月日　平成２年４月１日

イ　基本財産　40,000 千円(令和６年 10 月１日現在)

（出資内訳）　札幌市　20,000 千円

一般社団法人札幌建設業協会　10,000 千円

一般財団法人札幌市環境事業公社　10,000 千円

ウ　事業内容

(ｱ) 定款に定めるもの

ａ　廃棄物の適正処理及び再資源化等の調査研究・普及啓発に関する事業

ｂ　廃棄物の処理、処分及び再資源化に関する事業

ｃ　廃棄物の収集運搬に関する事業

ｄ　廃棄物処理施設等の計画立案、建設、維持管理、運営及び有効利用等に関する事業

ｅ　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(ｲ) 具体的内容（令和６年度計画）

a　調査啓発事業

(a)　事業系紙おむつのリサイクルに関する調査、びん・缶・ペットボトル選別事業に関する調査

(b) リサイクルに係る広報活動、環境保全に係るイベントへの出展及び協賛等の広報活動

b　不燃用プリペイド袋リサイクル事業

c　資源化事業

(a) 剪定枝等処理事業

(b) びん・缶・ペットボトル選別事業

d　施設管理受託事業

(a) ごみ資源化工場ほか施設管理事業

(b) 中沼プラスチック選別センター施設管理事業

(c) 中沼雑がみ選別センター施設管理事業

(d) 札幌市リサイクル団地管理事業

(e) 大型ごみ収集センター管理運営事業

e　事業系ごみ収集運搬事業

６　リサイクル団地

産業廃棄物は排出者責任のもと処理されるものであるが、処理施設は住民の反対、各種規制等により設置が困難となってきており、一方では広域移動の増大と不法投棄による環境汚染が発生している。

本市においても、市域内から発生する建設系廃棄物が大量に近郊市町村に流出し、不適正なかたちで処理された経緯があることから、公共関与によるリサイクルを中心とした処理施設の安定的な供給や適正処理の推進を図る必要が生じた。

この対策として、本市の事業系廃棄物の適正処理、リサイクル処理の中核となるモデル的な処理施設群を形成するリサイクル団地を全国に先がけ、公共（本市）、民間業者、排出事業者が一体となって整備したものである。この団地整備事業に対しては、平成７年９月に特定施設整備促進法に基づく特定周辺整備地区の指定を、同年 12 月に特定施設の認定をそれぞれ国から受けている。

平成６年度においては、リサイクル団地の管理運営を行う㈱札幌リサイクル公社を設立したほか、基盤造成工事に着手し、平成７年度には、前年度に引き続き基盤造成工事を実施するとともに一部民間処理施設が事業を開始、平成８年度には団地の基盤造成工事が完了した。その後、平成９年度に建設系廃材リサイクルセンター及び生ごみリサイクルセンター、平成 10 年度に資源物選別センター、平成 11 年度にペットボトルのフレーク化・シート化施設、平成 12 年度にプラスチック油化施設とプラスチック選別センター、平成 16 年に剪定枝等のリサイクル施設等が操業して団地全体の整備が完了した。

平成 20 年９月に㈱札幌リサイクル公社が解散したため、同年 10 月からリサイクル団地の管理運営は札幌市が行っている。また、建設系廃材リサイクルセンター及び剪定枝等のリサイクル施設は雑がみ選別センターとして再整備し、平成 21 年７月から操業を開始した。平成 23 年１月にはプラスチック油化施設を運営する法人が解散し、施設を撤去した。令和元年度には、廃石膏ボード破砕施設が操業を開始、令和６年８月には、事業系生ごみのメタン発酵施設が稼働を開始した

〈リサイクル団地の概要〉

(1) 団地の位置及び面積

〔位　置〕　東区中沼町 45 番地（旧中沼処理場跡地等）	〔造成面積〕　約 23ha

(2) 施設の配置状況

法　人　名	施　設　名　等	施　設　の　内　容　等
札幌リサイクル骨材(株)	破砕施設	廃コンクリート再生施設（破砕）
(株)公清企業	エコパーク 第２エコパーク	有機汚泥の中間処理施設（脱水・乾燥） 無機汚泥の中間処理施設（脱水・乾燥） 廃油再生処理施設（油水分離） 汚泥、廃油、廃プラスチック類、その他の産業廃棄物の焼却施設 廃酸、廃アルカリの中和施設 廃石膏ボードの破砕施設
札幌バイオフードリサイクル(株)	札幌飼料化リサイクルセンター 食品リサイクルメタン発酵・発電施設	事業系生ごみの飼・肥料化施設 事業系生ごみの湿式中温メタン発酵施設
(株)タイヤリサイクル北海道	廃タイヤリサイクル施設	廃タイヤの破砕施設
(一財)札幌市環境事業公社	資源選別センター	資源物選別施設
北海道ペットボトルリサイクル(株)	ペットボトルフレーク化施設	ペットボトルのフレーク化施設
アァルピィ東プラ(株)	ペットボトルシート化施設	再生ペットフレークのシート化施設
札幌市	プラスチック選別センター 雑がみ選別センター リサイクル資料館 ふれあいホール	市内で分別収集した容器包装プラスチックの選別･圧縮・梱包 市内で分別収集した雑がみの選別等 リサイクルに関する各種資料の展示 団地内福利厚生施設

(3) 配置図

7　エコタウン事業によるリサイクル施設の整備

地域内でのゼロ・エミッションをめざした資源循環型社会の構築や、環境産業の誘致による経済活性化などを図るため、「エコタウン札幌計画」を策定し、平成 10 年９月に通商産業省（現・経済産業省）及び厚生省（現・環境省）の承認を受けた。

この計画のハード事業として、通商産業省の環境調和型地域振興施設整備費補助金を導入して、リサイクル団地内にペットボトルフレーク化施設・シート化施設とプラスチック油化施設を整備し、平成 11 年度に３施設が完成した（いずれも運営主体は民間企業）。ペットボトルフレーク化・シート化の２施設は平成 11 年７月から稼働し、プラスチック油化施設は平成 12 年４月から稼働した。なお、プラスチック油化施設は平成 23 年１月に廃止となった。

Ⅲ　令和６年度清掃事業

１　普及啓発

「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」（平成５年４月１日施行）及び札幌市一般廃棄物処理基本計画「新スリムシティさっぽろ計画」（平成 30 年３月策定）に基づき、ごみ減量・リサイクル並びに環境美化をさらに推し進めるため、令和６年度は次の事業に取り組んでいる。

⑴　ごみ減量運動の推進

ア　ごみ減量実践事業の実施

３Ｒ(リデュース、リユース、リサイクル)のうち、より効果的に天然資源投入量を削減できる２Ｒ（リデュース、リユース）に重点的に取り組み、事業者や若年層への働きかけを行うとともに、ごみ減量効果の高い取組を把握するため、実践的な事業を実施している。

〈令和６年度実施内容〉

(ｱ) フードシェアリングサービスの事業拡大支援

(ｲ) スクールフードドライブ

(ｳ) 食品ロス ZERO セミナー

(ｴ) ごみ減量アイディア・レシピコンテスト

(ｵ) 衣類等のリユースイベント・小型家電無料回収

(ｶ) ごみ減量ポータルサイト構築

イ　生ごみ堆肥化セミナーの実施及び生ごみ相談窓口の設置

生ごみの堆肥化及び堆肥の使用について、その方法やコツを教える「生ごみ堆肥化セミナー」や「生ごみ堆肥化講師派遣」を実施し、各家庭における生ごみ堆肥化の普及拡大を推進している。また、生ごみの堆肥化方法などの相談に応じる相談窓口を設置している。

ウ　生ごみ堆肥化器材等購入助成

家庭における生ごみの減量・資源化を推進するための手法の一つとして、市民の生ごみ堆肥化器材等の購入に対し、購入金額の一部を助成する制度を設け、実施している。

エ　電動生ごみ処理機購入助成

家庭における生ごみの減量・資源化を推進するための手法の一つとして、市民の電動生ごみ処理機の購入に対し、購入金額の一部を助成する制度を設け、実施している。

オ　集団資源回収奨励金制度

市民の自主的なリサイクル活動を促進するため、集団資源回収に取り組んでいる団体（町内会、PTA、子ども会、老人クラブ、マンション管理組合など）が回収する古紙、びん、金属類、布類の４品目を対象に、回収量に応じて４円/kg（令和５年３月分まで３円/kg）の奨励金を交付している。加えて、平成 27 年回収分からは、平成 26 年分と比較し、全体回収量合計の増加部分に対し３円/kg、さらにびん、金属、布の回収量合計の増加部分に対し７円/kgの加算金を交付することとしている。なお、令和４年は 4,301 団体が集団資源回収を実施し、奨励金の交付を受けている。

また、平成 14 年４月より、回収業者に対してもダンボール、布類４円/kg、新聞０円/kg、その他の品目１円/kg の奨励金を交付している。

カ　家庭系古紙の回収

古紙のリサイクルをさらに進めるため、平成 16 年７月に各区役所（区民センター）、平成 22 年度には地区センター等８か所に市民持込型の古紙回収拠点（古紙回収ボックス）を設けているほか、平成 18 年度からは地域住民管理による回収拠点「エコボックス」の設置を進めている。

また、平成 16 年から民間の古紙関係事業者などへ古紙の持込ができる古紙回収協力店制度を開始した。

平成 18 年８月からはコンビニエンスストアの「セイコーマート」でも古紙の受け入れが可能となり、平成 23 年４月には一部のスーパーマーケットでダンボールのみを回収するダンボール回収協力店制度を実施し、令和６年 10 月１日現在で、あわせて市内 556 か所で拠点回収を実施している。

さらに、一定条件のもと、個人宅からの回収を行う業者を紹介する「家庭系古紙引取案内」を平成 23 年４月に開始した。

キ　蛍光管拠点回収

リサイクルの推進及び環境負荷低減のため、従来は燃やせないごみとして収集していた蛍光管を、平成 16 年 10 月から家電販売店など回収協力店で回収している。令和６年 10 月１日現在で、回収協力店は 195 店舗となっている。

ク　エコイベントの推進

ごみ減量･リサイクルについての市民意識の向上を図る目的でイベントを実施している。また、イベントから排出される使い捨て容器ごみの減量と参加者の環境意識の醸成を目的として、リユース食器をイベント主催団体に貸し出している。

ケ　レジ袋削減や容器包装簡素化に向けた取組の推進

レジ袋有料化をはじめとする事業者の取組を支援し、より一層のレジ袋削減を進めるため、事業者･消費者団体などと協定を締結している。また、レジ袋だけではなく容器包装全体に広げた活動として、市民団体･事業者･関係行政機関で構成する「北海道容器包装の簡素化を進める連絡会」（以下「連絡会」という。）に参加し、容器包装の簡素化について取組を進めている。

連絡会では市役所ロビーにおいてパネル展を実施するとともに、容器包装の簡素化に取組む企業を表彰するなど、容器包装の簡素化について市民に広く紹介する活動を行っている。

コ　「札幌ごみ減量実践活動ネットワーク」への支援

ごみ減量を進めていくために欠かせない、市民･事業者の取組を促進･拡大するため「さっぽろスリムネット（札幌ごみ減量実践活動ネットワーク）」の一員として、ごみ減量に向けた市民･事業者の実践活動を促進し、支援している。

サ　小型家電リサイクルの実施

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）に基づき、平成 25 年 10 月から、区役所等の市有施設に設置した回収ボックスで、家庭で不用となった使用済み小型家電の無料回収を行ってきた。令和４年 10 月からは、リチウムイオン電池を内蔵した製品をはじめ、小型家電のより安全かつ適切な回収とリサイクルを実施するため、回収場所を対面で回収可能な市有施設６か所に集約した。

また、国が認めた事業者（認定事業者）による回収も行われており、無料の回収拠点 21 か所での回収が行われているほか、市内の一部家電量販店や宅配便による有料回収も実施されている。

回収した小型家電は、認定事業者により、有用金属等が取り出され、リサイクルされている。

シ　古着拠点回収

従来燃やせるごみとして収集していた古着を、平成 26 年 10 月から地区リサイクルセンターで無料回収し、主に衣類として再利用しており、平成 27 年８月からは、各清掃事務所等も回収拠点となっている。

⑵　清掃に関する市民意識の高揚

ア　新たなごみ排出ルールの周知徹底

平成21年７月からの新ごみルールの導入時には、市内各地域で、地域住民や各種団体などを対象に2,692回の事前説明会を開催した。新ごみルールスタート後は、出前講座などを活用した市民への周知を図っており、今後もホームページなども活用して、ごみ排出ルールの周知徹底を図っていく。

イ　清掃運動の実施

春･ 夏･ 秋の年３回、それぞれの一定期間を定めて全市的に展開する。

いずれも、市民総ぐるみの運動となるよう、市民参加の各種行事などに組み込み実施する。

令和６年度の取組は次のとおり。

(ｱ) 春の清掃運動（４月７日～５月 12 日）

(ｲ) 夏の清掃運動（７月７日～７月 26 日）

(ｳ) 秋の清掃運動（９月 22 日～10 月 20 日）

ウ　ごみゼロの日キャンペーンの実施

５月 30 日の「ごみゼロの日」に合わせ、「ポイ捨て防止」を呼び掛けるため各区のクリーンさっぽろ衛生推進協議会の協力のもと、各区の繁華街などにおいてキャンペーンを実施する。

ごみゼロの日キャンペーン

エ　ポイ捨て等防止条例の指導啓発

札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例（通称：ポイ捨て等防止条例）が平成17年８月１日（過料適用は10月１日）から施行され、市内全域におけるたばこの吸い殻及び空き缶等のポイ捨ての禁止、飼い犬の糞の回収義務付け、喫煙制限区域における歩きたばこと吸い殻入れがそばに設置されていない場合の喫煙が禁止された。このルールに違反した場合には罰則（過料1,000円）が適用されるため、指導啓発を行う散乱等防止指導員が市内を巡回している。

散乱等防止指導員による指導啓発

また、この条例の周知を図るため、公共交通機関への広告掲出、街頭ビジョンへの動画配信などの取組を行っている。

オ　出前講座「さっぽろクリーンミーティング」の実施

環境美化･ ごみ減量等に取組むボランティア組織である、クリーンさっぽろ衛生推進協議会との連携により、家庭ごみに関する出前講座「さっぽろクリーンミーティング」を積極的に開催している。

平成 30 年度からは、家庭で不用となった「小型家電」･「古着」･「水銀体温計･ 水銀血圧計･ 水銀温度計」の３品目を回収しながら、近隣の回収拠点等を紹介し、具体的なごみ減量行動につなげてもらう取組を実施している（令和５年度からは「古着」･「水銀体温計･ 水銀血圧計･ 水銀温度計」の２品目を回収）。

令和２年度は、プラスチックごみ削減に向け、令和２年７月１日から、全ての事業者によるレジ袋の有料化に伴い、マイバッグを持参し、不要なレジ袋を受け取らないよう呼びかけている。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、使用済みマスクなどの捨て方について周知している。

令和４年度は、10 月から小型家電の回収場所を対面回収が可能な各地区リサイクルセンター、リサイクルプラザ宮の沢、市役所本庁舎 12 階の６か所に統合されることを周知している。

カ　スケルトン型ごみ収集車の地域イベント等への参加

内部構造を可視化したスケルトン型ごみ収集車を、子どもの環境教育や各種イベント等で啓発用教材として活用し、車両の特性を生かした効果的なごみ減量やリサイクル推進の啓発を行っている。

キ　ごみ分別アプリの配信

家庭で取り組めるごみの減量･ 資源化のポイントなどの情報を広く市民に周知するため、平成 26 年度から「ごみ分別アプリ」を配信している。

令和元年度には、集団資源回収を利用しやすい環境を整えるために、資源回収日の登録ができるようにするなどのごみ分別アプリの更新を行った。令和３年度には、筒型乾電池及び加熱式たばこ･ 電子た

ばこの分別区分の変更に係る更新を行った。

ク　市民向けの各種資料の発行

家庭ごみの減量について市民の理解と協力を得るため、食品ロスを削減するための冷蔵庫整理についてまとめた啓発冊子「日曜日は冷蔵庫をお片づけパンフレット」と、リユースを促進するための家の整理方法とリユースの実践についてまとめた啓発冊子「しまっておくより月イチ･ リユースパンフレット」を作成し、出前講座等で配布している。

さらに、小学生を対象に、平成 13 年度から、環境関連の副教材を統一化した「札幌市環境副教材」を１･ ２年生用、３･ ４年生用、５･ ６年生用の３種類作成し、市内全小学生に配布している。この中で、ごみ処理の仕組みなどを分かりやすく紹介している。

⑶　札幌市リサイクルプラザ・札幌市リユースプラザ

不用品の有効活用とリサイクル意識の向上･ 定着を図るための拠点施設として、平成 10 年 10 月、発寒破砕工場に併設して修理施設「リサイクルプラザ発寒工房」を、平成 12 年８月末には、地下鉄宮の沢駅に直結する生涯学習総合センターに展示･ 交流施設「札幌市リサイクルプラザ（リサイクルプラザ宮の沢）」を開設した。

リサイクルプラザ発寒工房

「リサイクルプラザ宮の沢」については、平成 15 年度から管理運営を市民団体に委託し、リユース家具等の展示･ 提供のほか、講座･ 教室の開催、ホームページや情報紙の発行等による情報提供を行ってきたが、平成 18 年４月からは、地方自治法の一部改正により公の施設の管理に「指定管理者制度」が導入されたことに伴い、指定管理者による運営となった。

リサイクルプラザ宮の沢

また、平成 16 年度から、旧白石清掃事務所跡地において、リユース家具等を最小限の手直しで格安で販売する「リユース広場」を開催していたが、平成 20 年９月末で終了し、新たな「普及啓発の拠点」として、厚別清掃工場跡地に「札幌市リユースプラザ」を新築し、平成 21 年４月に開設した。

「リユースプラザ」では、リユース家具等の展示販売のほか、ごみ減量･ リサイクルに関する各種教室･ 講座や市民団体との協働によるエコイベントの開催等を通じた多種多様な普及啓発を行っている。また、資源回収拠点として「厚別地区リサイクルセンター」事業を行っている。

厚別地区リサイクルセンター
（リユースプラザ併設）

なお、厚別地区の他に、中央、北、西地区リサイクルセンターの計４か所で様々な資源物等を回収している。平成 30 年８月には回収品目にライターを追加し、合計 22 品目を回収する拠点となった。

リユースプラザ

(4) ごみステーションの浄化推進

昭和 46 年度から実施しているごみステーション方式は、現在市内の 58,690 か所（令和６年９月末日現在）にごみステーションが設置されており市民の日常生活に定着しているが、一方では、排出マナーの悪い一部の市民のため、ごみステーションに常時ごみが排出されるなど、付近の住民が迷惑を被ったり、街の美観を損ねるなどの弊害も生じている。

このため、広報誌（広報さっぽろ等）やチラシ、ステッカーなどを使って排出ルール等を積極的に PR し、ごみステーション方式による収集方法（大型ごみは、平成９年 10 月から戸別収集、平成 10 年１月から戸別有料収集に変更）の趣旨の徹底を図るとともに、利用者自身による管理、清掃を推進している。

また、平成６年度からは、事業系ごみの全量有料化に伴い、事業系ごみが「ごみステーション」に排出されることのないよう、指導を強化している。

更に、カラスによるごみステーション散乱が相次いでいることから、平成 14 年度に、その防止策として、札幌市内約 200 か所のごみステーションを対象に、カラスよけサークルのモニター調査を実施した。その結果が、概ね好評であったことにより、平成 15 年度から、カラスよけサークルの作成方法等をＰＲしている。

現在は、管理器材としてごみ飛散防止ネットとカラスよけサークルの併用、または折りたたみ式箱型器材を勧めている。

(5) ごみステーションに関する規程の見直し

一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画」策定のため、平成 19 年 10 月から実施したパブリックコメントや市民意見交換会等では、ごみステーション問題等について多くの意見が寄せられた。

なかでも、ごみステーションを共用している共同住宅と戸建住宅が混在した地区における、ごみ出しマナーをめぐる様々な問題に関する意見が特に多かったことから、ごみステーションに関する規程の全面的な見直しを図り、ごみの排出方法、ごみステーションの清潔保持、共同住宅のごみステーションの設置及び管理について必要な事項を定め良好な居住環境の確保を図ることを目的として、平成 20 年４月「札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱」を施行した。

(6) ごみステーションの管理支援

ごみステーションは利用する市民が協力して管理をすることとしているが、分別を守らないなど不適正排出者への対応は市民だけでは限界があることから、平成 20 年 10 月から、ごみステーションをパトロールし､不適正排出者への個別指導などの業務を行う職員(さっぽろごみパト隊)を各清掃事務所に配置した。令和６年度は 118 名体制で業務を行っている。

また、各町内会などごみステーションを管理している団体等を対象として、ごみ飛散防止ネット及びカラスよけサークルの購入助成を平成 20 年８月から実施、また、既存共同住宅の所有者等を対象として、平成 21 年 12 月から、箱型ごみステーションの敷地内設置費助成の事業を実施している。

平成 28 年４月からは折りたたみ式箱型器材を「札幌市ごみステーション管理器材購入費助成事業」の助成対象器材に追加している。

令和４年度からは限度額の見直しを行い、限度額を引き上げた。令和５年度からは、箱型ごみステーション敷地内設置費助成のうち､町内会が民有地等に共用のごみステーション器材を設置する場合について、助成率と限度額を引き上げた。

さっぽろごみパト隊の活動状況（令和５年度）

月	ステーションパトロール（延べ箇所数）	開封調査	
		開封袋数(袋)	排出者特定(袋)
４月	238,431	957	152
５月	260,163	1,155	167
６月	231,305	1,024	122
７月	224,853	952	134
８月	253,691	1,024	116
９月	226,478	1,105	129
10 月	239,547	1,085	718
11 月	242,456	1,079	140
12 月	226,378	786	107
１月	220,616	539	53
２月	228,474	808	94
３月	221,537	714	92
計	2,813,929	11,228	2,024

ごみステーション管理器材の購入助成状況

区　分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
ごみ飛散防止ネット(枚)	1,272	1,362	973	886	668
カラスよけサークル(基)	585	548	353	248	150
折りたたみ式箱型器材	1,639	2,566	2,201	2,039	1,182
助成金額(円)	27,042,800	38,528,900	31,561,600	55,178,600	36,706,400

※　ネット…購入価格の２分の１（限度 11,000 円 ）を助成（令和３年度まで限度 5,000 円）
　サークル…購入価格の２分の１（限度 16,000 円）を助成（令和３年度まで限度 7,000 円）
　折りたたみ式箱型管理器材…購入価格の２分の１（限度 30,000 円）を助成（令和３年度まで限度 12,000 円）

箱型ごみステーション敷地内設置費助成状況

区　分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
助成金交付件数(件)	721	715	355	440	305
助成金額(円)	8,524,400	8,441,900	4,255,100	16,160,200	12,267,800

※　箱型･ 物置型
　ア.町内会が民有地等に共用のごみステーション器材を設置する場合
　　…本体価格の４分の３（限度 75,000 円）を助成（令和５年度より）
　イ.ア以外の場合
　　…本体価格の２分の１（限度 50,000 円）を助成（令和３年度まで限度 12,000 円）
　　一部開放型…本体価格の２分の１（限度 16,000 円）を助成（令和３年度まで限度 7,000 円）

ごみステーション数

区　分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
Ｓ　Ｔ　数	54,356	55,737	56,767	57,674	58,370
増　加　数	1,338	1,381	1,030	907	696

※　ＳＴ：ごみステーション
　　各年度末の箇所数

ごみステーションの増減内訳及び専用共用区分

区　分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
年度当初ＳＴ数(Ａ)	53,018	54,536	55,737	56,767	57,674
新設（Ｂ）	1,197	1,176	994	637	716
分離（Ｃ）	599	592	348	577	291
廃止（Ｄ）	458	387	312	307	311
年度末ＳＴ数 (A+B+C-D)	54,356	55,737	56,767	57,674	58,370
専用ＳＴ数	29,072	30,071	30,807	31,528	32,110
共用ＳＴ数	25,284	25,666	25,960	26,146	26,260

※　ＳＴ：ごみステーション
　　ＳＴ数、専用ＳＴ数、共用ＳＴ数は、各年度末の箇所数

2　ごみ処理

⑴　収集計画

ア　作業対象と収集計画量

全　　市		作　業　対　象		実施率	収集量	日　量	１人１日当たり排出量	稼働日数
人　口	世　帯	人　口	世　帯					
1,968,265人	1,004,350世帯	1,968,265人	1,004,350世帯	100.0%	364,400ｔ	1,407ｔ	507ｇ	259日

※全市人口及び世帯数は令和６年10月１日現在の推計人口。

イ　収集体制

区分	収集計画量(t)	車　両　体　制			
		市有車(台)	委託車(台)	計(台)	車　種
燃やせるごみ	238,100	71	63	134	８㎥パッカー車及びプレス車
燃やせないごみ	12,100	－	11	11	８㎥プレス車
びん・缶・ペットボトル	32,900	(71)	34	34	８㎥パッカー車
容器包装プラスチック	30,000	－	48	48	８㎥プレス車
雑がみ	18,900	－	19	19	８㎥パッカー車
枝・葉・草	19,900	－	12	12	８㎥プレス車
大型ごみ	11,100	－	13	13	８㎥プレス車及び平ボディー車
地域清掃ごみ	1,400	－	6	6	８㎥パッカー車、プレス車及び平ボディー車
合計	364,400	71	206	277	

※直営車は、「燃やせるごみ」のほかに、「びん・缶・ペットボトル」を収集している（直営台数には予備車及び随時作業車を含む。）。

⑵　収集方法等

ア　燃やせるごみ

台所ごみ等の可燃ごみ収集で、収集方法は、昭和46年８月から全市立会い不要のステーション方式を実施している。

イ　燃やせないごみ

不燃ごみ、焼却不適ごみ収集で、昭和49年10月から実施している（平成５年３月までは大型ごみを含む）。

ウ　びん・缶・ペットボトル

平成10年10月（南区は８月）から、リサイクルの推進とごみの減量化を図るため、びん・缶・ペットボトルの資源物収集を実施している。集めた資源物は、２か所の資源選別センター（東区中沼・南区真駒内）において、材質や色別に選別され、それぞれの再生工場で再商品化されている。

また、資源物として収集したびんと缶の売却収入により積み立てたリサイクル推進基金から生じる運用益を活用して、ごみ減量・リサイクルの普及啓発や市民のリサイクル活動の支援を行っている。

エ　容器包装プラスチック

平成12年度からの容器包装リサイクル法の全面施行に伴い、平成12年７月（東区は４月）から、容器包装プラスチックの分別収集を開始した。集めたプラスチックは、中沼プラスチック選別センターで

不適物を除去し、圧縮･梱包した後、（公財）日本容器包装リサイクル協会を通じて再商品化事業者に引き渡している。

オ　雑がみ

平成21年７月から、リサイクルの推進とごみの減量を図るため、雑がみ収集を実施している。集めた雑がみは、10か所の民間施設及び中沼雑がみ選別センター（東区中沼）等において、再生紙及び固形燃料の原料として再資源化されている。

また、平成23年４月から、新聞、雑誌、ダンボールは、雑がみの対象から外して集団資源回収または回収拠点等を利用することとし、やむを得ずごみステーションに出す場合は燃やせるごみとして排出することとした。

カ　枝･葉･草

平成21年７月から、リサイクルの推進とごみの減量を図るため、枝･葉･草収集を実施している。集めた枝･葉･草は、今後の有効利用に向けた実証試験として山本処理場（厚別区山本）において堆肥化等されている。

また、平成23年度からは、「札幌市定山渓地域バイオマスタウン構想」に基づき、収集量の一部を定山渓にある民間の生ごみ堆肥化施設に搬入して、循環利用を行っている。

キ　大型ごみ

平成５年４月から大型家具類などの粗大ごみ収集を実施していたが、平成９年10月からは申し込みによる戸別収集、平成10年１月からは有料制を実施し、10月からは木製家具等のリユース収集も実施している。

令和５年11月からはインターネット受付による収集を行っている。

ク　地域清掃ごみ

町内会清掃ごみや不法投棄ごみ等の収集を、住民からの連絡等によりその都度実施している。

ケ　使用済み乾電池

昭和59年２月から､燃やせないごみの日に別袋で排出された使用済みの筒型乾電池を収集している。令和３年10月から、排出機会拡大による適正排出の促進を図るため、週１回のびん･缶･ペットボトルの日に別袋で使用済みの筒型乾電池を収集するよう変更した。収集した筒型乾電池は、昭和61年度から（公社）全国都市清掃会議の使用済の筒型乾電池広域回収処理事業を活用し広域回収･処理センターである野村興産㈱イトムカ鉱業所へリサイクル処理を委託している。

令和５年度の収集実績は366.01ｔである。

コ　廃スプレー缶

平成15年11月から、燃やせないごみの日に別袋で排出された廃スプレー缶を収集している。「燃やせないごみの日に、別袋で、穴を開けて排出する」方法から、「燃やせるごみの日に、別袋で、穴を開けずに排出する」方法に変更した際の排出状況等を調査するため、平成28年４月から清田区をモデル地区とした検証実験を実施し、平成29年７月から排出ルールを全市で変更した。

収集したスプレー缶はリサイクル処理を委託している。

令和５年度の収集実績は484.08ｔである。

サ　廃蛍光管

平成16年10月から、家電量販店や小規模電気小売店の協力を得て、店頭で廃蛍光管の拠点回収を行っている。収集した蛍光管は、（公社）全国都市清掃会議の廃蛍光管広域回収処理事業を活用して、広域回収･処理センターである野村興産㈱イトムカ鉱業所へリサイクル処理を委託している。

令和５年度の収集実績は105.86ｔである。

シ　動物の死体処理

道路等に遺棄された犬・ねこ等の死体処理は、市民からの通報等により委託業者が収集し、動物管理センターで焼却処理している。

令和５年度の処理件数は3,686件である。

(3) 札幌市要介護者等ごみ排出支援事業（さわやか収集）

平成 21 年７月から、要介護者や障がい者で一定の要件に該当する方に対して、玄関先からのごみの収集や大型ごみを家屋内から運び出して収集する支援事業を行っている。

平成 26 年４月からは、対象要件を拡大して実施しており、希望者には、収集の際に、声掛けによる安否確認も実施している。（平成24年10月から平成26年３月までは西区でモデル事業として実施した。）

平成 29 年４月からは、事業対象者（札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の対象者）を対象要件に追加している。

平成 31 年３月からは、ごみ出しが困難な年齢にある児童や障がい児がいる世帯への利用を緩和している。

区　分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
さわやか収集件数	4,383	4,713	5,062	5,218	5,060

(4) 家庭ごみ収集方法等に関する検討

ごみ収集やごみステーションに関する課題を分析することを目的に、平成22年度に「家庭ごみ収集方法等に関する調査研究委員会」を設置し、ごみ収集等に関する現状や課題を把握するための意識調査及び他都市調査、戸別収集や小規模ごみステーション方式を実施した場合に必要となる車両台数や経費等を推計するためのシミュレーション調査などを実施した。

平成23年度は、この調査結果等を踏まえ、家庭ごみの収集方法等に関するあり方を検討することを目的に、第三者委員会である「家庭ごみ収集方法等に関するあり方検討委員会」を設置した。委員会では、平成24年２月に、ごみステーションの管理負担軽減や、さわやか収集のあり方に関する対応策などをまとめた最終報告を作成した。

これを踏まえ、札幌市では、「今後の家庭ごみ収集方法等の見直しに向けての方針」を定め、ごみステーション問題の改善に向けた重点化の取組、共同住宅のごみ出しルール違反に対する取組、さわやか収集制度の見直し等を行った。

ア　ごみステーション問題の改善に向けた重点化の取組

平成24年度から平成29年度まで、排出状況が特に悪いごみステーション4,241か所を特定し、町内会と協力して3,563か所を改善した。

イ　共同住宅のごみ出しルール違反に対する取組

平成28年10月から平成29年３月まで「札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会」会員の共同住宅管理会社と「共同住宅ごみ排出マナー改善重点指導実施プロジェクト」を実施した。

ウ　さわやか収集制度の見直し

平成 26 年４月から、従来の対象要件である「介護保険の要介護２以上または障害福祉サービスの障害支援区分３以上」に、「介護保険の要支援１・２または障害支援区分１・２で、世帯内の一人以上がホームヘルプサービスを利用していること」「障害福祉サービスの同行援護を利用していること」を追加して要件を緩和するとともに、希望者には安否確認を行うこととした。

(5) 処理処分計画

令和６年度のごみ総処理量は 553,350t と推計している。３清掃工場で 413,150t(74.7%)を焼却処理するほか、ごみ資源化工場･ 資源選別センター･ プラスチック選別センター･ 雑がみ選別センター等で 111,330t(20.1%)を資源化、埋立前処理として３破砕工場で 6,286t (1.1%)を破砕、残余 22,584t(4.1%)については山本処理場等２か所の最終処分場で埋立処分する計画である。また、最終処分場の延命化と焼却灰の再資源化を目的として、焼却灰リサイクルを 21,407t 実施する予定である。

（令和６年度ごみ処理計画）

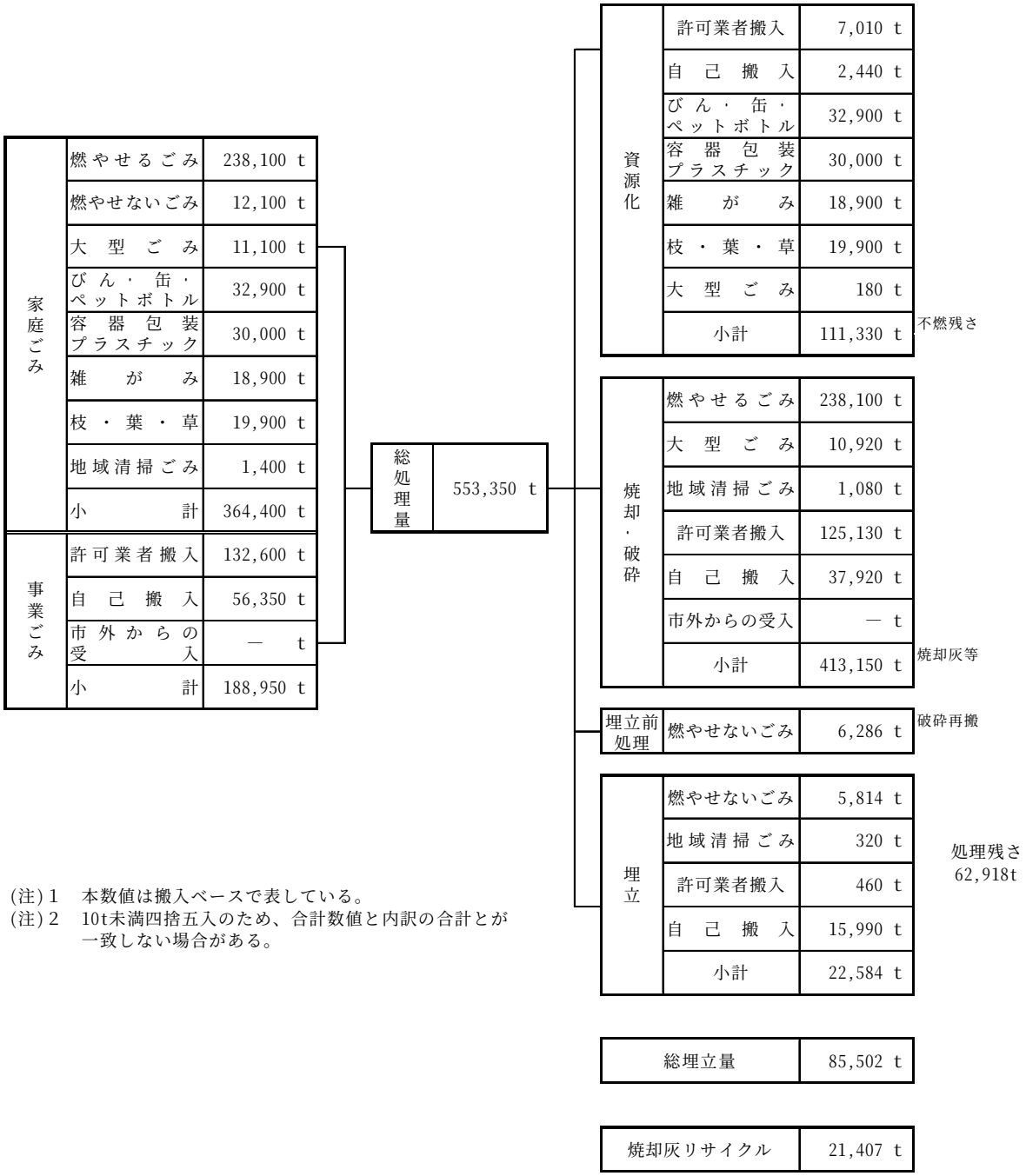

(注)１　本数値は搬入ベースで表している。
(注)２　10t未満四捨五入のため、合計数値と内訳の合計とが一致しない場合がある。

(6) 試験調査実施計画

処理施設の適正な維持管理と生活環境の保全を目的として、次の試験検査を行う。

ア　水質（一般水質及び重金属ほか）検査関係

(ｱ) 最終処分場の原水、流入水、放流水及び周縁地下水の検査を行う。

(ｲ) クリーンセンターのし尿の検査を行う。

(ｳ) 清掃工場の放流水の検査を行う。

イ　ごみ質分析関係

清掃工場ピットごみの組成（９分類)、３成分分析、発熱量測定を行う。

ウ　排ガス測定関係

清掃工場の排ガス中のばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、ダイオキシン類、水銀の測定を行う。

エ　焼却灰等検査関係

清掃工場の焼却灰、飛灰について重金属分析を行う。

オ　その他

処理施設維持管理上の各種調査を行う。

(7) 自己搬入

一般廃棄物及び市が処分する産業廃棄物について、排出者自らの運搬により処理施設（清掃工場・破砕工場・ごみ資源化工場・埋立処分場）へ搬入された廃棄物を受入している。不適切な搬入の防止及びごみの減量を図るため、平成 16 年度から埋立地に、平成 21 年度からは清掃工場・破砕工場に搬入指導員を配置している。

一般廃棄物処理手数料（令和６年４月１日現在）

手数料の種類	取扱区分	手数料額
焼却手数料	清掃工場・破砕工場	200 円 /10kg
	ごみ資源化工場	130 円 /10kg
埋立手数料	埋立処分場	200 円 /10kg

産業廃棄物処分費用（令和６年４月１日現在）

取扱区分	分類	処分費用額
清掃工場・破砕工場		201.3 円 /10kg
ごみ資源化工場		130.1 円 /10kg
埋立処分場	廃石綿等以外	200 円 /10kg ※
	廃石綿等	360 円 /10kg ※

※埋立処分場では、上記処分費用と併せて 10 円/10kg の循環資源利用促進税を徴収。

３　し　尿　処　理

本市の一般し尿収集作業は、委託により実施している。

(1) し尿収集計画

ア　要収集対象と収集計画量

全　　市		要収集世帯		要収集率	収集量	日量	１人１日当たり排泄量	稼働日数
人　口	世　帯	人　口	世　帯					
1,969,004人	990,375世帯	5,808人	2,856世帯	0.29%	14,860kL	61.2kL	5.65L	243日

※　収集量には工事現場等の仮設便所も含むが、１人１日当たり排泄量では除外している。

※　人口は令和６年４月１日現在の推計である。

イ　収集体制

委託収集	14,860kL	100%

(2) し尿収集方法

本市の収集方法は申込み制を採用し、電話で受付けをしている。

ア　申込みによる収集

クリーンセンターの専用電話で受付し、くみ取り申込書を作成している。

申込書は、５枚複写で内３枚はセンター、受付け、作業責任者の控えとし、くみ取り済み書はくみ取り世帯に、残りの１枚はくみ取り手数料収納事務のため、処理場管理事務所に送付している。くみ取り手数料は１単位（27L）につき 350 円（令和２年４月１日料金改定)、工事現場等で使用する仮設トイレは 650 円（令和２年４月１日料金改定）である。

イ　外交による収集

収集作業の効率向上を図るため、収集場所付近の世帯の収集も併せて行っている。

(3) 浄化槽

市内には、478 基の浄化槽が設置されており、それにかかわる汚泥･ 汚水及びビルピット汚泥（し尿を含むもの）を合わせた浄化槽汚泥の処理計画量は下表のとおりである。

なお、これらの汚泥の収集は、本市の許可業者が実施している。

(4) 処理計画

石狩市及び当別町のし尿及び浄化槽汚泥は、石狩市のし尿処理施設で処理してきたが、当該施設の老朽化に伴い両市町から本市に対して受け入れの協議申し入れがあり、本市としては、道内連携の推進、既存施設（札幌市クリーンセンター）の有効活用に貢献できることから、平成 28 年 10 月１日から受け入れを行うこととした。

令和６年度の一般し尿等の総収集量を、26,317 kL と推計し、これをクリーンセンター（処理能力 100kL/日）でし渣（し尿のごみ）を除去後、水で希釈し、手稲水再生プラザにポンプ圧送する。

(令和６年度し尿処理計画)

一般し尿		14,782kL/年
水洗し尿		242kL/年
浄化槽汚泥		2,850kL/年
石狩市･当別町受入		8,443kL/年

総収集量
26,317kL/年

4　事業系廃棄物

(1) 監視指導体制

事業廃棄物課長（１名）
- 一般廃棄物係（10 名）
- 産業廃棄物係（７名）
- 特定廃棄物係（４名）

合計 22 名

(2) 事業系一般廃棄物の減量施策及び処理状況

ア　排出抑制及び資源化の促進

(ｱ) 事業者に対する指導

事業系廃棄物の適正処理･排出抑制･再利用の促進に向けて、５名の事業ごみ指導員が立入指導や普及啓発を行っている。

事業の用に供する部分が 500㎡以上又は３階以上の建築物を新設又は増築する場合には、事業者より「事業系廃棄物保管場所等設置計画書」の提出を受け、適切な廃棄物保管場所面積の確保に努めている。

事業の用に供する部分が 1,000㎡以上の大規模建築物の所有者からは、毎年「事業系廃棄物減量計画書･処理実績報告書」の提出を受けており、そのデータや立入開封調査の結果を元に、個々の大規模建築物について、廃棄物の排出状況やリサイクル余地等を解析（診断）し、処理費用削減効果等と合わせて事業者に提示する「見える化支援」を行うことにより、事業者の具体的なリサイクル活動を促進している。

小規模事業所については、各事業所からの排出量が少ないためにリサイクルが進みづらい状況にあり、この課題の解消に向けて、商店街等地域団体単位でリサイクルを行う「商店街古紙回収事業」を行っている（令和６年４月１日時点で市内４区５地区８商店街）。

事業系ごみ排出量は、ここ数年新型コロナウイルス感染症による影響で減少傾向を示しているが、今後も継続的な指導や普及啓発に取り組んでいく。

保管場所に対する指導実績

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
対象建築物数	133 件	87 件	90 件	96 件	65 件

大規模事業所に対する指導実績

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
対象事業所数	4,567 件	4,625 件	4,609 件	4,611 件	4,592 件
減量計画書提出事業所数	4,274 件	4,075 件	4,294 件	4,295 件	4,242 件
減量計画書提出率	93.6%	88.1%	93.2%	93.1%	92.4%
(参考)事業系ごみ排出量	218,937t	194,430t	177,422t	189,240t	187,949t

大規模事業所における資源化の状況

		令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		排出量(t)	構成比(%)	排出量(t)	構成比(%)	排出量(t)	構成比(%)	排出量(t)	構成比(%)	排出量(t)	構成比(%)
資源物	古紙	70,614	64.9	65,223	66.3	71,601	64.9	72,231	65.5	61,569	60.7
	びん･缶･ペット	12,121		8,803		9,807		9,853		10,178	
	資源化ごみ	9,318		7,582		6,989		5,864		6,052	
	生ごみ	25,696		20,545		20,086		16,687		16,153	
一般ごみ		63,769	35.1	51,750	33.7	58,553	35.1	55,117	34.5	60,922	39.3
合　計		181,518	100.0	153,903	100.0	167,036	100.0	159,752	100.0	154,874	100.0

※排出量は事業者からの報告によるもの。数値は作成時点での集計値。

事業ごみ指導員による不適正排出事業者指導

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
不適正排出事業者指導件数 （うち家庭ごみステーションへの不適正排出指導件数） ※同案件への重複指導を除く	25 件 (3 件)	12 件 (8 件)	5 件 (2 件)	11 件 (8 件)	6 件 (6 件)

(ｲ) 収集体制の効率化

事業系一般廃棄物の減量、再資源化を促進するため、多分別収集等に対応した一元的な収集運搬業の許可体制を維持し、より効果的な収集体制の整備を図っていく。

(ｳ) 事業系紙ごみの資源化

事業系ごみの中の紙ごみの分別の徹底を図り、「古紙回収協力店制度」をはじめ、古紙回収業者等による回収及びごみ資源化工場での固形燃料化を促進する。

(ｴ) 事業系生ごみの資源化

病院、学校、ホテル、デパート･スーパー等から排出される良質な生ごみについて、４か所の生ごみリサイクルセンターを活用し、飼･肥料材への再生処理を促進する。

(ｵ) パンフレット、ホームページ等による普及啓発

事業者向けに「オフィス･店舗向け　事業ごみ分別･処理ガイドブック」やホームページ、「見える化支援」などで、廃棄物の適正な処理方法、分別の仕方について周知していく。

イ　処理状況

(ｱ) 事業系一般廃棄物の許可業者による収集運搬量と処理方法（令和５年度）

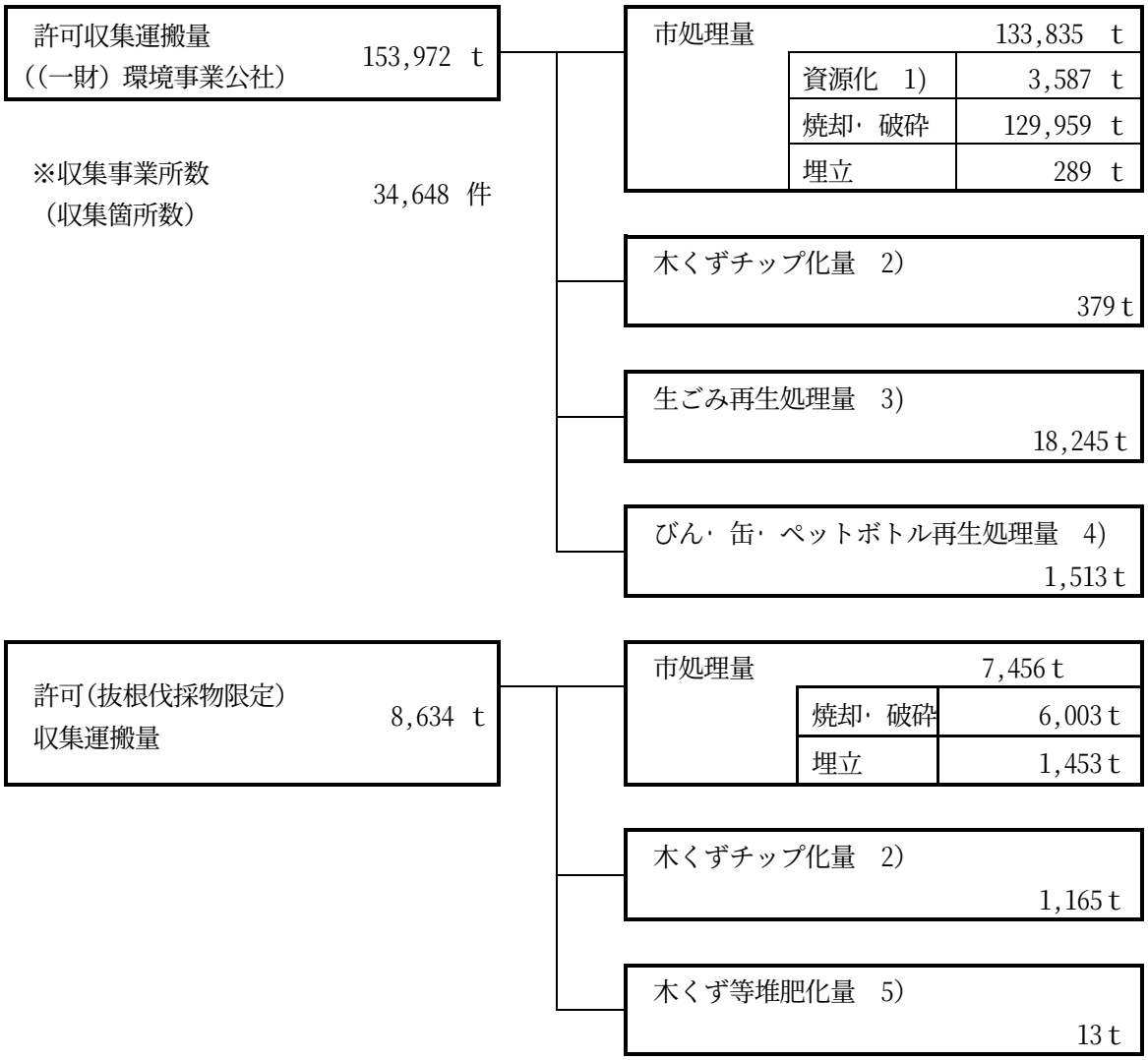

(注) 1　紙くず等の固形燃料化

2　ごみ資源化工場　北）篠路町福移 153　篠路清掃工場敷地内

3　札幌飼料化リサイクルセンター　東）中沼町 45 リサイクル団地内

定山渓環生舎　南）定山渓 896

環生舎　石狩市新港中央２丁目 757-11

4　中沼資源選別センター　東）中沼町 45 リサイクル団地内

駒岡資源選別センター　南）真駒内 602 駒岡清掃工場隣接

5　定山渓環生舎　南）定山渓 896

(ｲ) 一般廃棄物処理施設数（設置許可施設数）　（令和６年３月 31 日現在）

市）焼却施設	3	びん･缶･ペットボトル選別施設	2
市）破砕施設	3	ペットボトル破砕施設	1
市）管理型最終処分場（埋立地）	2	チップ化施設（移動式）	11
市）固形燃料化施設（紙くず等）	1	家電テレビ･パソコン選別破砕施設	1
市）チップ化施設（木くず）	1	生ごみ等リサイクル施設	4
市）雑がみ選別施設	1	自動車用タイヤ破砕施設	1
市）不燃物破砕施設	1	焼却施設	2
市）プラスチック選別施設（容器包装）	1		
		計	35

(ｳ) 一般廃棄物（抜根伐採限定）収集運搬許可業者数（令和６年３月 31 日現在）　159

(3) 浄化槽

ア　設置状況（令和６年３月 31 日現在）　　注：(　)内は個人住宅への設置分

	単独処理	合併処理	計		単独処理	合併処理	計
中央区	4(4)	14(6)	18(10)	豊平区	1(0)	11(6)	12(6)
北区	8(5)	70(41)	78(46)	清田区	12(4)	12(1)	24(5)
東区	9(7)	43(27)	52(34)	南区	42(34)	174(119)	216(153)
白石区	5(3)	27(8)	32(11)	西区	2(1)	7(2)	9(3)
厚別区	2(2)	10(2)	12(4)	手稲区	2(1)	23(12)	25(13)
				全市計	87(61)	391(224)	478(285)

イ　許可･登録業者数（令和６年３月 31 日現在）

浄化槽清掃業　　21

浄化槽保守点検登録業　　29

ウ　重点指導項目

(ｱ) 立入指導、定期検査、維持管理状況報告を徴収するなどの監視指導を行う。

(ｲ) 浄化槽設置者に対し、保守点検業者との書面契約を促進するなど、適正な維持管理の指導を行う。

(4) 自動車リサイクル法

年間約 330 万台排出される使用済自動車のリサイクル･適正処理を図るために自動車リサイクル法に基づく処理がされている。

※　許可･登録業者数（令和６年３月 31 日現在）

引取業　　204

フロン類回収業　　57

解体業　　26

破砕業　　3

(5) 産業廃棄物の指導計画及び処理状況

ア　第５次札幌市産業廃棄物処理指導計画

(ｱ) 計画概要

ａ　計画期間

令和３年度から令和 12 年度までの 10 年間

ｂ　基本目標

市民、事業者、処理業者及び行政が協働しながら、第２次札幌市環境基本計画で掲げる「資源を持続可能に活用する循環型社会の実現」を目指します。

ｃ　基本方針

(a) 基本方針１　再生利用及び適正処理の推進

持続可能な循環型社会の実現のため、産業廃棄物の再生利用を促進し、可能な限り最終処分を抑制します。また、排出された産業廃棄物については、廃棄物処理法等に基づいた適正な処理を推進します。

(b) 基本方針２　社会変化に対応した処理体制の推進

震災や豪雨等の大規模災害や新型コロナウイルス感染症の影響、国際情勢による影響等、様々な社会環境の変化は、廃棄物処理においても大きな影響を及ぼすものと考えられますが、

このような状況下においても対応できる廃棄物処理体制を推進します。

(ｲ) 計画目標

a　最終処分量の削減

令和 12 年度の最終処分量を平成 30 年度の 10.8 万トンから 0.8 万トン減の 10 万トン以下に削減する。

b　再生利用の推進

令和 12 年度の再生利用率を平成 30 年度の 79.8%から 1.2 ポイント増の 81%以上に増加する。

(ｳ) 実施計画の内容

ａ　施策１　再資源化の推進

(a) 建設系廃棄物選別施設の活用

(b) 札幌市リサイクル団地の処理施設整備

ｂ　施策２　立入指導及び普及啓発

(a) 建設工事現場等の排出事業場への立入指導

(b) 処理施設等への立入指導

(c) 適正処理等に係る普及啓発

ｃ　施策３　手続き等の電子化の推進及び情報提供

(a) 電子化の推進

(b) 産業廃棄物の排出･処理状況の情報提供

ｄ　施策４　循環型社会の実現に向けた市域内処理の検討

(a) 市域内処理のあり方を検討

(b) 札幌市が受け入れている産業廃棄物の見直し

(c) 市内処理施設による再生利用の推進

ｅ　施策５　不法投棄等の防止対策の推進

(a) 不法投棄パトロール

(b) 市民及び事業者との協力体制の推進

ｆ　施策６　特別管理産業廃棄物の適正処理

(a) ＰＣＢ廃棄物の期限内処理の推進

(b) 感染性廃棄物の適正処理

(c) 廃石綿等の適正処理

ｇ　施策７　災害廃棄物処理体制の充実

(a) 札幌市災害廃棄物（がれき）処理マニュアルの見直し

(b) 関係団体等との連携

(c) 災害対応事例の収集と対応の検討

ｈ　施策８　社会環境の変化への対応

(a) 環境変化による廃棄物処理に対する影響の把握及び取組の検討

(b) 地域循環共生圏の形成に向けた実態調査

(c) 気候変動対策の推進

イ　処理状況

(ｱ) 排出事業所数〔令和３年経済センサス（速報集計)〕

業　種	建設業	製造業	卸売･小売業	不動産･物品賃貸業	宿泊･飲食サービス業	医療･福祉	その他	計
事業所数	6,918	2,326	16,376	7,210	8,354	7,633	23,053	71,870

(ｲ) 産業廃棄物種類別排出量（平成 30 年度）　（単位：千トン）

産業廃棄物の種類	排出量
金属くず	28 (　1.0%)
廃プラスチック類	84 (　2.9%)
ガラス･コンクリート･陶磁器くず （うち廃石膏ボード）	128 (　4.4%) (16 (　0.5%))
がれき類	449 (15.4%)
汚泥	2,044 (69.9%)
その他	191 (　5.9%)
計	2,924 (100%)

(ｳ) 処理業許可業者数（令和６年３月 31 日現在）

	産業廃棄物許可業者	特別管理産業廃棄物許可業者
収集運搬	49	16
中間処理	43	1
最終処分	1	0

(ｴ) 産業廃棄物処理施設数（設置許可施設数）　（令和６年３月 31 日現在）

《中間処理施設》

	施設数
汚泥の脱水施設	4
汚泥の乾燥施設	2
廃油の油水分離施設	1
廃酸、廃アルカリの中和施設	1
廃プラスチック類の破砕施設	4
木くず･がれき類の破砕施設	21
焼却施設	1

《最終処分施設》

	施設数
安定型最終処分場	1
管理型最終処分場	6

合　計　41 施設

ウ　大規模震災等の発生時における協力体制

平成 26 年２月に小樽市、江別市、北広島市、石狩市、当別町及び新篠津村と「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定」を締結し、大規模震災等の発生時における相互協力体制を構築した。協定締結団体数はその後令和元年度から令和２年度にかけて拡大し、令和２年 12 月には上記団体に恵庭市、岩見沢市、千歳市、南幌町、長沼町、由仁町及び南空知公衆衛生組合を加えた全 14 団体にて同協定を再締結した。

また、平成 26 年３月に公益社団法人北海道産業廃棄物協会（現：公益社団法人北海道産業資源循環協会）と「震災等廃棄物処理の支援に関する協定」を締結し、大規模災害時に市内外の民間産業廃棄物処理業者の協力を得る体制を構築した。

(6) 特別管理産業廃棄物の適正処理

ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物については、令和５年度は 552 件の立入調査を実施し、適正な保管と処分を指導している。

感染性廃棄物や廃石綿等（アスベスト）については、現場への立入調査等を実施して適正に処理させている。

(7) 不法投棄や野外焼却などの不適正処理対策

不法投棄や野外焼却などの不適正処理に対しては、他部局、警察及び近隣市町村と連携しながら対応を行っており、今後とも厳しい指導を進めていく。

ア　不法投棄の状況

令和５年度の不法投棄発生件数は 565 件であり、過去最大の件数となった平成 18 年度の　1,855 件と比較すると約７割減少している。主な投棄物はタイヤ、テレビ、冷蔵庫などであり、投棄者が特定できた場合には警察に通報し、捜査を依頼している。特に、テレビや冷蔵庫等の家電リサイクル法対象品目の投棄台数は、令和５年度は 329 台であり、過去最大の台数となった平成 18 年度の 5,541 台に比べると大幅に減少しているものの、非常に多くの不法投棄がなされている。

イ　不法投棄防止対策

不法投棄監視指導員４名が車両２台により市内を巡回し、不法投棄情報に基づく調査、不法投棄者の発見･指導、不法投棄防止に関する啓発活動を行うほか、ヘリコプターによる空からの監視を行っている。夜間や土日･祝日については警備会社への委託による監視パトロールを行っている。不法投棄多発地帯には、パトロールの重点実施に加えて、監視カメラの設置やその土地所有者に対して不法投棄防止啓発用幟旗の提供等を行っている。また、平成 17 年度からは市民の協力を得て不法投棄を監視するため札幌市不法投棄ボランティア監視員（令和５年度末現在 312 名）を委嘱しているほか、平成 22 年度からは事業者の協力を得て不法投棄を監視する協定の締結を推進しており、行政、市民、事業者の協働による不法投棄されない環境づくりを進めている。

ウ　野外焼却について

野外焼却については、日常の監視パトロールの中で指導を行っている。令和５年度の野外焼却指導件数は 65 件である。平成 13 年４月の廃棄物処理法の改正により野外焼却は、改善命令などを経ることなく直接罰することができることとなったことから、悪質な場合は警察に通報している。

5　車両整備

清掃事業に欠かせない清掃車両の安全な運行を行うため、計画的かつ効率的な車両整備を実施している。

また、効率的な業務の遂行には清掃車両の稼働率の維持は不可欠であり、各清掃事務所に整備管理者を配置することで、保有車両のコンディションを維持しており、突発的な故障時にも迅速に修理対応を行うことで、稼働台数を確保している。

なお、車両修繕は、平成 24 年４月の整備工場閉鎖以後、軽易な修理･交換及び架装部分の定期点検を除き外注整備としている（車検･法定点検及びシャシ･板金塗装等)。

(1) 清掃車両整備計画（令和６年度）　（単位：台）

自家･外注区分 / 整備区分	自家整備	外注整備	計
車検	－	131	131
定期	570	274	844
計	570	405	975

（整備対象車は、ごみ収集車両 71 台･その他車両 72 台の計 143 台）

（定期整備のうち、自家整備 570 台は、ごみ収集車の架装装置１か月点検であり延べ台数を示す。）

(2) 整備作業体制

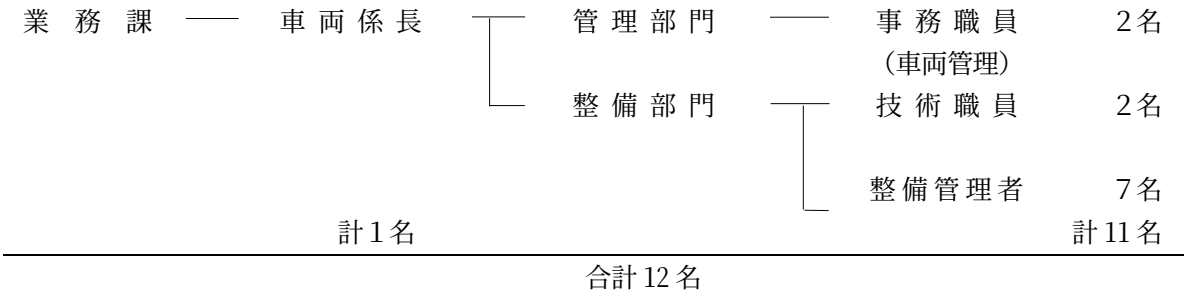

6　施設整備

(1) 清掃工場等建設・整備

本市のごみ焼却施設は昭和 46 年に発寒第二清掃工場、昭和 49 年に厚別清掃工場、昭和 55 年に篠路清掃工場、昭和 60 年に駒岡清掃工場、平成４年に発寒清掃工場、平成 14 年に白石清掃工場が竣工している。これらのうち、発寒第二清掃工場及び厚別清掃工場は白石清掃工場の竣工に合わせ平成 14 年に廃止された。また、平成 21 年７月の家庭ごみ新ごみルール（有料化等）施行後の焼却ごみ量の減少を受け、平成 23 年３月末をもって篠路清掃工場を廃止とした。現在の処理能力は、駒岡・発寒・白石の３工場で日量 2,100 トンとなっており、大型ごみの処理のため発寒、篠路、駒岡の清掃工場に併設した破砕施設が稼働している。

これらの清掃工場において焼却により発生する熱は、場内の暖房・給湯・ロードヒーティング等を始め、自家発電にも利用され、余剰電力は電力会社に売却している。ほかには、地域暖房・保養センター等への外部熱供給としても利用されている。

また、循環型社会の形成を目指しリサイクル施設の整備を行っており、平成２年に廃木材・紙類などで固形燃料を生産するごみ資源化工場を北区篠路、平成 10 年に「びん・缶・ペットボトル」を選別する資源選別センターを(一財)札幌市環境事業公社の事業として東区中沼・南区真駒内の２か所、平成 12 年に「容器包装プラスチック」を選別するプラスチック選別センターを東区中沼、平成 21 年に「雑がみ」を選別する雑がみ選別センターを東区中沼に竣工した。また、平成 21 年より山本処理場の埋立終了区画の一部を枝・葉・草資源化ヤードとして整備し、「枝・葉・草」のリサイクルに向けた試験運用を行っている。

現在稼働している３清掃工場の中で、最も年数が経過し、老朽化が進んでいる駒岡清掃工場について、令和７年度の新清掃工場稼働を目標とした更新事業を進めている。同様に老朽化が進んでいる篠路破砕工場についても、令和 10 年度の新破砕工場稼働を目標として、白石清掃工場に併設して更新する事業を進めている。

駒岡清掃工場更新事業及び白石破砕工場更新事業は、新工場の設計・建設及び運営・維持管理（20 年間）を民間事業者に包括的に委託するＤＢＯ方式により実施する。

なお、既存の施設については適正なごみ処理を行うため、計画的に老朽化した部分の改修等を実施している。

(2) ごみ埋立処分場造成・整備

本市のごみ埋立処分場は、現在、手稲山口の山口処理場と厚別町山本の山本処理場があり、清掃工場から排出される焼却灰やリサイクルできない不燃物などの埋立処分を行っている。今後も安定した埋立処分を継続するため、ごみ減量・リサイクルを進めて既存埋立処分場の延命化を図るとともに、計画的な用地取得や整備などにより、埋立容量を確保していく必要がある。

埋立ごみ量の減少に伴い、平成 12 年度以降の埋立処分場造成は先送りしていたが、山本処理場の既存埋立区画の残存容量が残り少なくなってきたため、平成 16 年度から山本処理場山本東地区において基盤整備に着手し、平成 22 年度から新たな埋立区画の貯留施設造成を再開した。当該地区の造成は平成 27 年度に完了し、現在は山本処理場東米里西地区の基盤整備を行っている。山本、山口の次の埋立地として(仮称)北部事業予定地での埋立処分場の建設を進めており、令和４年度から工事を開始した。

また、既存の埋立処分場においては、埋立の進捗状況に合わせて、築堤嵩上げ等の整備を行っている。

7　令和６年度清掃事業関係予算

(1) 歳入歳出額

（単位：千円）

歳入		歳出	
科目	金額	科目	金額
分担金及び負担金	103,475	ごみ処理費	15,023,846
環境費使用料・環境庁舎施設等使用料	15,391	清掃車両等管理・購入費	433,229
環境費手数料・清掃事業手数料	7,682,057	ごみ処理施設等建設・整備費	26,165,971
（家庭ごみ処理手数料）	3,635,795	（ごみ処理費計）	41,623,046
（ごみ処分手数料）	3,802,397		
（し尿処理手数料）	226,203	し尿処理費	389,478
（その他）	17,662	（し尿処理費計）	389,478
国庫支出金・環境費交付金	4,739,736		
道支出金	1,107	（清掃事業費計）	**42,012,524**
財産収入	81,243		
（貸家料）	16,155	職員費・職員給与（清掃関係職員分）	**4,796,861**
（貸地料）	57,222		
（生産物売払収入）	7,866		
特別会計繰入金・基金会計	6,643		
基金繰入金	200,000		
（まちづくり推進基金）	200,000		
延滞金加算金及び過料・過料	169		
受託事業収入・清掃受託金	71,534		
環境費雑入	2,548,153		
（資源物リサイクル事業収入）	1,124,257		
（清掃事業収入）	1,405,655		
（環境その他雑入）	18,241		
市債	16,711,000		
特定財源計	**32,160,508**		
一般財源	14,648,877		
一般財源計	**14,648,877**		
合計	46,809,385	合計	46,809,385

（当初予算額）

＜歳入の割合＞

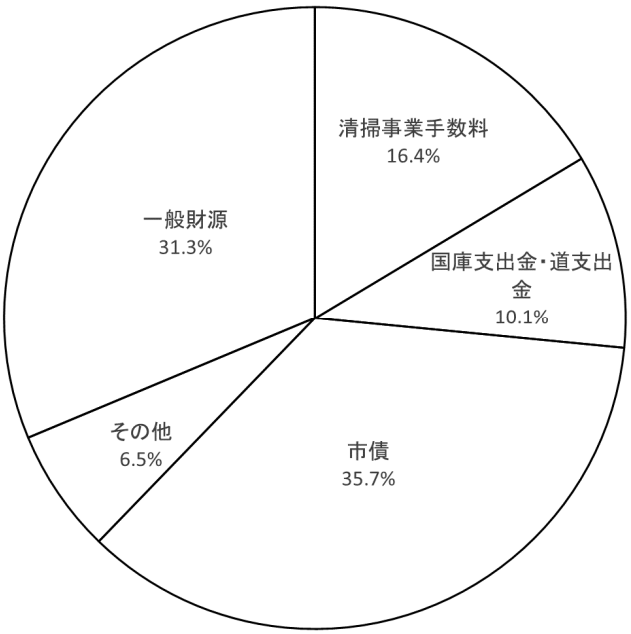

その他内訳	3,026,608	6.47%
環境費雑入	2,548,153	5.44%
使用料	15,391	0.03%
財産収入	81,243	0.17%
基金	206,643	0.44%
過料	169	0.00%
清掃受託金	71,534	0.15%
負担金	103,475	0.22%

＜歳出の割合＞

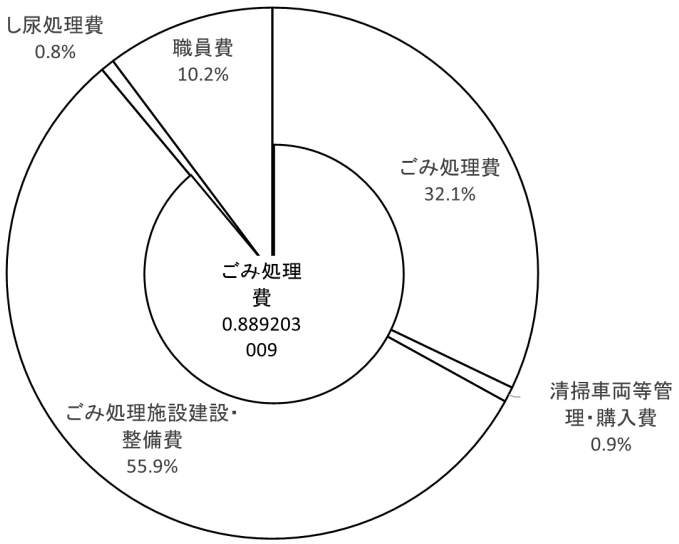

(2) 歳入歳出予算額の推移

①歳入予算額

（単位：千円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
環境費手数料・清掃事業手数料	8,125,663	7,636,279	7,841,965	7,575,941	7,701,318	8,023,592	8,041,346	7,726,043	7,922,685	8,084,011	7,682,057
家庭ごみ処理手数料	3,553,763	3,298,823	3,542,488	3,281,135	3,311,099	3,489,406	3,464,713	3,520,847	3,689,289	3,715,899	3,635,795
ごみ処分手数料	4,386,292	4,148,895	4,091,818	4,098,544	4,186,465	4,314,774	4,342,417	3,990,435	4,002,761	4,131,229	3,802,397
し尿処理手数料	170,742	175,294	191,956	181,104	189,708	203,186	217,747	197,593	215,234	221,311	226,203
その他	14,866	13,267	15,703	15,158	14,046	16,226	16,469	17,168	15,401	15,572	17,662
国庫支出金・道支出金	41,932	45,254	13,560	13,554	46,992	4,950	7,104	101,514	1,025,313	5,735,799	4,740,843
その他	2,150,018	2,556,220	2,514,276	2,234,797	2,433,344	2,403,839	2,280,919	4,764,714	2,232,369	2,544,679	3,026,608
市債	2,672,000	3,197,000	2,459,000	2,216,000	2,913,000	2,565,000	2,594,000	2,697,000	5,247,000	13,224,000	16,826,000
一般財源	10,317,391	10,230,073	9,497,816	9,915,909	9,273,274	8,905,119	9,180,097	6,849,063	11,536,282	13,392,727	14,763,877
合計	23,307,004	23,664,826	22,326,617	21,956,201	22,367,928	21,902,500	22,103,466	22,138,334	27,963,649	42,981,216	47,039,385

※予算額には繰越額・補正額を含む。ただし、最新の年度については当初予算額に繰越額のみを含めている。

※一般財源には前年度からの繰越金を含む。

②歳出予算額

（単位：千円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ごみ処理費	17,604,375	17,863,819	16,884,326	16,552,843	17,068,392	16,602,977	16,842,365	16,974,247	22,886,170	37,867,159	41,853,046
ごみ処理費	11,657,608	11,689,071	11,985,372	11,856,427	11,874,038	12,125,558	12,034,707	11,863,808	13,032,245	14,542,485	15,023,846
清掃車両等管理・購入費	504,694	388,577	359,245	340,265	365,035	398,772	385,092	379,596	442,976	304,594	471,229
ごみ処理施設等建設・整備費	5,442,073	5,786,171	4,539,709	4,356,151	4,726,319	4,054,647	4,422,566	4,730,843	9,410,949	23,020,080	26,357,971
その他ごみ処理関係費	0	0	0	0	103,000	24,000	0	0	0	0	0
し尿処理費	263,607	280,425	360,442	358,071	348,570	355,447	364,755	376,054	375,483	379,024	389,478
し尿処理費	263,607	280,425	360,442	358,071	348,570	355,447	364,755	376,054	375,483	379,024	389,478
職員費・職員給与（清掃関係分）	5,439,022	5,520,582	5,081,849	5,045,287	4,950,966	4,944,076	4,896,346	4,788,033	4,701,996	4,735,033	4,796,861
合計	23,307,004	23,664,826	22,326,617	21,956,201	22,367,928	21,902,500	22,103,466	22,138,334	27,963,649	42,981,216	47,039,385

※予算額には繰越額・補正額を含む。ただし、最新の年度については当初予算額に繰越額のみを含めている。

Ⅳ　令和５年度清掃事業実績

１　普及活動

(1) 行事実績

月	行　　事	内　　容
4	春の清掃運動 4月９日～５月14日	町内会などの地域ぐるみの清掃の実施
5	ごみゼロの日 5月30日	ポイ捨てのない「クリーンさっぽろ」の実現を呼びかけるため、市内各地において街頭キャンペーンを実施
7	夏の清掃運動 7月９日～７月28日	町内会などの地域ぐるみの清掃の実施
10	秋の清掃運動 9月24日～10月22日	町内会などの地域ぐるみの清掃の実施
	大都市共同キャンペーン 10月１日～10月31日	３R推進月間に合わせ、政令都市等の共同作成３R啓発ポスターを掲出
通年	ごみ減量･リサイクルの啓発活動	札幌市内の各種イベント等において実施
	説明会の開催	町内会、連合町内会単位での、ごみ分別など適正排出に向けた説明会の開催

(2) 集団資源回収奨励金支給実績

項目＼年（暦年）		令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
支給団体数		4,296	4,281	4,303	4.301	4.316
支給団体別	町内会	1,418	1,410	1,412	1,405	1,394
	ＰＴＡ	222	216	210	205	206
	子ども会	80	77	76	74	70
	老人クラブ	52	50	50	50	50
	管理組合他	2,493	2,496	2,523	2.536	2.564
	拠点回収	31	32	32	31	32
回収量（ｔ）		45,390	41,255	39,760	37,726	33,876
品目別	紙類	44,845	40,693	39,177	37,152	33,876
	びん類	106	81	73	70	67
	金属類	327	394	391	400	369
	布類	112	87	119	104	107
奨励金（千円）		177,660	165,518	160,833	153,474	168,050
支給団体別	町内会	76,647	70,227	67,950	65,173	73,751
	ＰＴＡ	14,720	12,997	12,400	11,315	13,164
	子ども会	4,246	3,829	3,614	3,403	3,696
	老人クラブ	3,066	2,764	2,650	2,507	2,850
	管理組合他	39,464	35,869	35,058	33,002	37,644
	拠点回収	1,089	1.047	1,010	990	1,181
	回収業者	38,428	38,785	38,151	37,085	35,764

（注）１　登録団体への奨励金は平成３年９月より実施。

（注）２　回収業者への奨励金は平成 14 年４月より実施。

（注）３　平成 27 年７月に登録団体への奨励金の見直しを行った。

(3) リサイクルプラザ事業実績

開館日数	309日	来館者総数	74,716人
提供個数	853個	展示品申込者数	6,627人
教室等開催回数	192回	教室等参加者数	18,405人

(4) リユースプラザ事業実績

開館日数	309日	来館者総数	49,254人
提供個数	2,567個	イベント参加者数	1,742人 (6回)
教室等開催回数	32回	教室等参加者数	779人

（注）来館者総数には、併設している厚別地区リサイクルセンターのみの利用者数も含まれている。

(5) びん・缶・ペットボトルの選別後の量の推移 （単位：トン）

品目	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
びん	11,081	10,970	10,652	10,457	10,024
無色びん	3,997	3,972	3,757	3,614	3,470
茶色びん	3,586	3,517	3,381	3,443	3,309
その他びん	3,498	3,482	3,515	3,400	3,245
スチール缶	2,073	2,163	2,110	1,997	1,805
アルミ缶	3,668	4,064	4,328	4,226	4,108
ペットボトル	7,682	8,002	8,621	8,669	8,856
合計	24,503	25,199	25,711	25,349	24,793

（注）１トン未満四捨五入のため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

(6) 缶の売却額の推移 （単位：千円）

品目	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
スチール缶	56,618	62,917	112,414	112,238	96,801
アルミ缶	365,624	324,588	620,623	718,355	694,860
合計	422,242	387,505	733,036	830,593	791,661

（注）千円未満四捨五入のため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

(7) 容器包装プラスチックの選別後の量の推移　（単位：トン）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
選別後の量	27,490	28,588	27,897	28,207	27,138

(8) リサイクル推進基金年度別推移　（単位：円）

年度／項目	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
基金造成額	0	0	0	0	0
基金造成累計額	810,000,000	810,000,000	810,000,000	810,000,000	810,000,000
運用利子額	6,264,562	6,175,771	5,997,486	5,883,384	5,954,698
決算余剰	0	0	0	0	0
一般会計繰入額	6,264,562	6,175,771	5,997,486	5,883,384	5,954,698
年度末残高	713,137,507	713,137,507	713,137,507	713,137,507	713,137,507

(9) 雑がみの選別後の量の推移　（単位：トン）

品目	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
雑がみ	15,897	15,053	14,528	14,560	13,857
主要古紙	1,664	1,545	1,357	1,359	1,504
固形燃料原料	4,258	4,675	4,327	4,159	4,074

（注）平成 21 年７月から収集開始。

(10) 雑がみの売却額の推移　（単位：千円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
売却額	167,761	177,069	200,044	262,673	212,241

（注）平成 21 年７月から収集開始。

(11) ごみステーション浄化に関する普及・指導状況

さっぽろクリーンミーティング	件数	200	個別指導	指導件数		1,355
	参加人員	11,738		注意書等の発行件数	注意書	2
ステーションパトロール	実施回数	14,841			指導書	0
	ステーション数	2,813,929			警告書	0
					その他	1,353
			啓発看板等設置数			99

(12) 出前講座「さっぽろクリーンミーティング」の開催件数

区分	件数	人数	区分	件数	人数
小学校	125	9,469	町内会	26	790
中学校	6	114	連合町内会	17	506
高校	2	39	クリーンさっぽろ	1	69
大学	1	150	企業	0	0
専門学校	3	97	その他団体	19	504
			計	200	11,738

(13) 苦情の処理件数

内　　容	件　数	内　　容	件　数
ごみの排出マナーが悪い	1,634	有料化に関すること	51
収集後のごみの放置	2,388	管理器材助成に関すること	150
不適正排出	1,841	ごみ減量施策に関すること	261
分別に関すること	1,091	共同住宅のごみステーション設置に関すること	298
カラス、犬、猫による散乱	624	ごみステーションパトロールに関すること	136
引越しごみの排出	167	資源物等の持ち去りに関すること	138
事業系ごみの排出	61	収集日カレンダーに関すること	440
大型ごみに関すること	491	その他	305
		計	10,176

(14) 要望の処理件数

内　　容	件　数	内　　容	件　数
ごみステーションの移設･新設	1,302	収集日カレンダーに関すること	755
ごみの排出個別指導	254	その他	2,379
町内会清掃（ごみ収集依頼）	1,361	計	6,051

(15) 清掃に関する問い合わせ件数

内　　容	件　数	内　　容	件　数
収集日の問い合わせ	5,182	引越しごみの出し方	497
大型ごみに関すること	5,973	スプレー缶の出し方	1,760
分別に関すること	24,616	乾電池の出し方	983
有料化に関すること	4	祝日のごみ収集	359
管理器材助成に関すること	1,284	処分場の場所、受け入れるごみ	1,095
ごみ減量施策に関すること	283	処理困難物の出し方	486
共同住宅のごみステーション設置に関すること	1,025	事業系ごみの問い合わせ	231
ごみステーションパトロールに関すること	798	その他	10,463
		計	55,039

2　ごみ処理関係

(1) ごみ量

ア　年度別推移

項目		年度	25（実績）		26（実績）		27（実績）		28（実績）		29（実績）		30（実績）	
世帯人口	全市世帯		921,943		932,974		919,198		930,169		943,055		953,039	
	注1 作業対象世帯		921,943		932,974		919,198		930,169		943,055		953,039	
	全市人口	(人)	1,936,189		1,942,648		1,953,784		1,959,833		1,962,918		1,965,940	
	注1 作業対象人口	(人)	1,936,189		1,942,648		1,953,784		1,959,833		1,962,918		1,965,940	
	実施率（%）		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%	
注2 収集量	市収集量 燃やせるごみ	(t)	258,427		253,582		250,536		246,141		247,997		248,572	
	燃やせないごみ	(t)	21,664		19,412		17,855		16,347		15,321		16,213	
	びん・缶・ペットボトル	(t)	34,833		34,344		34,106		33,857		33,496		33,677	
	プラスチック	(t)	29,663		29,164		29,151		29,072		29,262		29,685	
	雑がみ	(t)	25,419		24,796		23,984		23,224		22,948		22,392	
	枝・葉・草	(t)	20,247		19,541		20,425		19,968		20,410		19,281	
	大型ごみ	(t)	12,212		11,164		11,026		10,578		10,882		11,768	
	地域清掃ごみ	(t)	4,175		3,355		3,497		3,020		2,658		4,311	
	管路ごみ	(t)	0		0		0		0		0		0	
	小計	(t)	406,641		395,358		390,581		382,207		382,974		385,898	
	その他 日量	(t)	1,576		1,532		1,508		1,476		1,490		1,502	
	許可業者収集	(t)	142,861		142,034		142,950		143,642		148,028		149,290	
	自己搬入量	(t)	74,574		65,181		65,128		65,612		66,553		71,113	
	小計	(t)	217,435		207,215		208,078		209,254		214,581		220,402	
	合計	(t)	624,076		602,573		598,658		591,462		597,555		606,300	
注3 処理区分	ごみ 焼却	(t)	451,830	(72%)	440,642	(73%)	445,805	(74%)	440,165	(74%)	446,275	(75%)	450,691	(74%)
	埋立	(t)	48,695	(8%)	41,216	(7%)	32,711	(5%)	33,501	(6%)	33,606	(6%)	39,170	(6%)
	資源化	(t)	13,260	(2%)	12,741	(2%)	12,345	(2%)	11,563	(2%)	11,432	(2%)	11,396	(2%)
	資源物選別	(t)	110,290	(18%)	107,974	(18%)	107,797	(18%)	106,233	(18%)	106,242	(18%)	105,043	(17%)
	焼却灰等	(t)	55,649		52,968		50,762		53,649		49,292		50,287	
	焼却灰リサイクル	(t)	4,959		9,809		14,509		14,507		14,833		14,502	
注4 一人一日当たり排出量	市収集量に対するもの		575		558		546		534		535		538	
	（数値の単位未満の算出方法は4捨5入を原則としたため、合計数値とその内訳の計が一致しない場合がある）		燃やせるごみ	366	燃やせるごみ	358	燃やせるごみ	350	燃やせるごみ	344	燃やせるごみ	346	燃やせるごみ	346
			燃やせないごみ	31	燃やせないごみ	27	燃やせないごみ	25	燃やせないごみ	23	燃やせないごみ	21	燃やせないごみ	23
			びん・缶・ペットボトル	49	びん・缶・ペットボトル	48	びん・缶・ペットボトル	48	びん・缶・ペットボトル	47	びん・缶・ペットボトル	47	びん・缶・ペットボトル	47
			プラスチック	42	プラスチック	41	プラスチック	41	プラスチック	41	プラスチック	41	プラスチック	41
			雑がみ	36	雑がみ	35	雑がみ	34	雑がみ	32	雑がみ	32	雑がみ	31
			枝・葉・草	29	枝・葉・草	28	枝・葉・草	29	枝・葉・草	28	枝・葉・草	28	枝・葉・草	27
			大型ごみ	17	大型ごみ	16	大型ごみ	15	大型ごみ	15	大型ごみ	15	大型ごみ	16
			地域清掃ごみ	6	地域清掃ごみ	5	地域清掃ごみ	5	地域清掃ごみ	4	地域清掃ごみ	4	地域清掃ごみ	6
	総量に対するもの		883		850		837		827		834		845	
(g)	家庭から出る廃棄ごみ量（1人1日当たり）に対するもの		419		405		395		386		386		391	
注5	稼働日数（日）		258		258		259		259		257		257	
注6 車両	燃やせるごみ	直営車（台）	101		101		87		77		75		71	
		委託車（台）	34		41		49		55		57		61	
	燃やせないごみ	直営車（台）	—		—		—		—		—		—	
		委託車（台）	13		12		12		12		12		12	
	びん・缶・ペットボトル	直営車（台）	101		101		87		77		(75)		(71)	
		委託車（台）	31		31		30		32		33		33	
	プラスチック	直営車（台）	101		101		87		—		—		—	
		委託車（台）	45		45		46		47		47		47	
	雑がみ	直営車（台）	—		—		—		—		—		—	
		委託車（台）	21		21		20		20		20		19	
	枝・葉・草	直営車（台）	—		—		—		—		—		—	
		委託車（台）	14		13		12		12		12		12	
	大型ごみ	委託車（台）	13		15		12		12		12		11	
	地域清掃ごみ	委託車（台）	1		5		5		4		4		5	
	合計	（台）	475		486		446		348		347		342	

注 1．世帯・人口　① 世帯及び人口（実績）は、10月１日現在における国勢調査ベースの数値。（遡及修正はしていない。）
② 平成13年度実績から、管路世帯・人口を作業世帯・人口から除かないこととした。
（理由：管路の使用は燃やせるごみ・燃やせないごみ（21年６月まで）のみに限られており、また、管路投入口に入らない場合もステーション収集としているため。）

2．収集量　① 管路ごみは、事業系ごみを含む。（管路ごみは平成24年９月で終了）。
② 自己搬入量に公社（ごみ資源化工場）受入の許可収集分を含む。
③ 自己搬入の平成15年度から平成19年度までには市外搬入（南空知公衆衛生組合）を含む。
④ 平成21年７月以降、雑がみ及び枝・葉・草の収集を開始する等、分別区分を変更した。
⑤ 枝・葉・草の収集期間は、５月から12月上旬まで（平成21年は７月から11月まで）である。

3．処理区分　① 処理区分は、工場・埋立地への処理量を示す。
② 焼却灰等は、焼却灰・飛灰及び破砕工場・資源化工場の不燃物を合わせた量。
③ 焼却灰リサイクルは平成23年度から開始。

項目＼年度			元（実績）	3（実績）	4（実績）	5（実績）	6（計画）
世帯	全市世帯		963,666	977,768	987,855	995,320	1,004,350
	注1 作業対象世帯		963,666	977,768	987,855	995,320	1,004,350
人口	全市人口	(人)	1,970,052	1,973,331	1,973,011	1,969,912	1,968,265
	注1 作業対象人口	(人)	1,970,052	1,973,331	1,973,011	1,969,912	1,968,265
実施率		(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
注2 収集量	市収集量	燃やせるごみ (t)	251,349	254,807	248,825	239,482	238,100
		燃やせないごみ (t)	14,278	13,876	13,061	12,204	12,100
		びん・缶・ペットボトル (t)	33,778	35,429	34,617	33,057	32,900
		プラスチック (t)	30,053	31,755	31,234	30,217	30,000
		雑がみ (t)	22,147	20,620	20,629	19,050	18,900
		枝・葉・草 (t)	18,226	19,437	19,143	20,012	19,900
		大型ごみ (t)	11,403	12,139	12,189	11,302	11,100
		地域清掃ごみ (t)	2,048	1,320	1,518	1,572	1,400
		管路ごみ (t)	0	0	0	0	0
		小計 (t)	383,283	389,384	381,216	366,896	364,400
		日量 (t)	1,480	1,503	1,472	1,417	1,407
	その他	許可業者収集 (t)	145,593	123,783	131,655	133,835	132,600
		自己搬入量 (t)	73,344	53,639	57,585	54,113	56,350
		小計 (t)	218,937	177,422	189,240	187,949	188,950
	合計	(t)	602,220	566,806	570,456	554,845	553,350
注3 処理区分	ごみ 焼却	(t)	447,483 (74%)	428,851 (76%)	429,573 (75%)	420,693 (76%)	413,150 (76%)
	埋立	(t)	39,285 (7%)	22,676 (4%)	25,923 (5%)	22,461 (4%)	22,584 (4%)
	資源化	(t)	11,121 (2%)	8,823 (2%)	9,158 (2%)	9,207 (2%)	9,450 (2%)
	資源物選別	(t)	104,332 (17%)	106,455 (19%)	105,802 (19%)	102,484 (18%)	101,880 (19%)
	焼却灰等	(t)	48,590	46,350	44,873	44,021	41,511
	焼却灰リサイクル	(t)	14,511	17,512	17,937	17,525	21,407
注4 一人一日当たり排出量 (g)	市収集量に対するもの		532	541	529	509	507
	（数値の単位未満の算出方法は4捨5入を原則としたため、合計数値とその内訳の計が一致しない場合がある）	燃やせるごみ	349	354	346	332	331
		燃やせないごみ	20	19	18	17	17
		びん・缶・ペットボトル	47	49	48	46	46
		プラスチック	42	44	43	42	42
		雑がみ	31	29	29	26	26
		枝・葉・草	25	27	27	28	28
		大型ごみ	16	17	17	16	15
		地域清掃ごみ	3	2	2	2	2
	総量に対するもの		835	787	792	770	770
	家庭から出る廃棄ごみ量（1人1日当たり）に対するもの		387	391	382	374	367
注5	稼働日数（日）		259	259	259	259	259
注6 車両	燃やせるごみ	直営車（台）	71	71	71	71	71
		委託車（台）	63	63	63	63	63
	燃やせないごみ	直営車（台）	—	—	—	—	—
		委託車（台）	11	11	11	11	11
	びん・缶・ペットボトル	直営車（台）	(71)	(71)	(71)	(71)	(71)
		委託車（台）	34	34	34	34	34
	プラスチック	直営車（台）	—	—	—	—	—
		委託車（台）	47	47	47	47	48
	雑がみ	直営車（台）	—	—	—	—	—
		委託車（台）	19	19	19	19	19
	枝・葉・草	直営車（台）	—	—	—	—	—
		委託車（台）	12	12	12	12	12
	大型ごみ	委託車（台）	11	12	12	12	13
	地域清掃ごみ	委託車（台）	5	5	5	5	6
	合計	（台）	273	274	274	274	277

注 4．一人一日当たり排出量
① 「市収集量に対するもの」は、市収集量と作業対象人口及び年度日数から算出。
② 燃やせるごみ（平成13～24年度分）と燃やせないごみ（平成13～21年度分）は、管路収集分を含む。
③ 「総量に対するもの」は、収集量合計と全市人口及び年度日数から算出。
④ 「家庭から出る廃棄ごみ量（１人１日当たり）に対するもの」は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ（資源化分除く）、地域清掃ごみの収集量合計と全市人口及び年度日数から算出。

5．稼動日数
① 最も稼働日数が多いごみ種の稼動日数を示している。

6．車両
① 直営車は、予備車及び随時作業車を含んだ稼働可能台数。
② 直営車は、平成22年度から「燃やせるごみ」のほかに、「びん・缶・ペットボトル」、「容器包装プラスチック」を収集。
③ 委託車は、ごみ種ごとの年度総台数を稼動日数で除して算出。
④ 平成21年度については、収集体制を変更した７月以降の数値である。

イ　市直営･委託別収集推移

ごみ区分＼年度		25（実績）		26（実績）		27（実績）		28（実績）		29（実績）		30（実績）	
燃やせるごみ	直営	166,035	(64%)	164,553	(65%)	133,187	(53%)	114,779	(47%)	110,709	(45%)	102,092	(41%)
	委託	92,392	(36%)	89,029	(35%)	117,348	(47%)	131,362	(53%)	137,288	(55%)	146,480	(59%)
燃やせないごみ	直営	23	(0%)	0	(0%)	8	(0%)	3	(0%)	2	(0%)	45	(0%)
	委託	21,642	(100%)	19,412	(100%)	17,847	(100%)	16,345	(100%)	15,320	(100%)	16,168	(100%)
びん･缶･ペット	直営	10,904	(31%)	10,921	(32%)	10,476	(31%)	8,540	(25%)	8,051	(24%)	7,588	(23%)
	委託	23,930	(69%)	23,423	(68%)	23,630	(69%)	25,317	(75%)	25,445	(76%)	26,088	(77%)
プラスチック	直営	1,646	(6%)	1,608	(6%)	232	(1%)	57	(0%)	94	(0%)	114	(0%)
	委託	28,017	(94%)	27,556	(94%)	28,920	(99%)	29,015	(100%)	29,168	(100%)	29,570	(100%)
雑がみ	直営	18	(0%)	20	(0%)	5	(0%)	11	(0%)	1	(0%)	16	(0%)
	委託	25,401	(100%)	24,776	(100%)	23,979	(100%)	23,212	(100%)	22,946	(100%)	22,375	(100%)
枝･葉･草	直営	52	(0%)	54	(0%)	50	(0%)	47	(0%)	130	(1%)	142	(1%)
	委託	20,195	(100%)	19,487	(100%)	20,376	(100%)	19,922	(100%)	20,281	(99%)	19,139	(99%)
大型ごみ	委託	12,212	(100%)	11,164	(100%)	11,026	(100%)	10,578	(100%)	10,882	(100%)	11,768	(100%)
地域清掃ごみ	直営	3,661	(88%)	2,598	(77%)	2,722	(78%)	2,259	(75%)	1,965	(74%)	2,766	(64%)
	委託	514	(12%)	757	(23%)	775	(22%)	760	(25%)	693	(26%)	1,544	(36%)
管路	委託	-		-		-		-		-		-	
計	直営	182,338	(45%)	179,754	(45%)	146,679	(38%)	125,697	(33%)	120,952	(32%)	112,763	(29%)
	委託	224,302	(55%)	215,604	(55%)	243,901	(62%)	256,511	(67%)	262,022	(68%)	273,133	(71%)
	計	406,641	(100%)	395,358	(100%)	390,581	(100%)	382,207	(100%)	382,974	(100%)	385,896	(100%)

ウ　令和6年度事務所別収集計画　〔令和5年度稼動日数　259日　令和6年度稼動日数　259日〕

区分＼事務所		中央	北	東	白石	豊平･南	西	合計
作業対象人口		254,586 (253,736)	287,979 (288,346)	263,615 (263,774)	333,606 (334,151)	470,233 (471,104)	358,246 (358,801)	1,968,265 (1,969,912)
燃やせるごみ、燃やせないごみ、びん･缶･ペット、プラスチック、雑がみ、枝･葉･草、地域清掃ごみ収集量（大型･管路を除く）	年間量(t)	45,148 (45,792)	52,037 (52,133)	46,521 (46,520)	59,510 (59,817)	85,604 (86,299)	64,480 (65,034)	353,300 (355,594)
	日量(t)	174 (177)	201 (201)	180 (180)	230 (231)	331 (333)	249 (251)	1,364 (1,373)
一人一日当たり排出量(g)		486	495	483	489	499	493	492
（大型・管路を除く）		(493)	(494)	(482)	(489)	(501)	(495)	(493)
大型戸別収集件数		57,144 (58,184)	48,417 (49,298)	44,367 (45,175)	62,419 (63,554)	82,896 (84,404)	58,279 (59,340)	353,522 (359,955)

・ 上段数値は令和6年度計画、下段の（ ）書き数値は令和5年度実績である。
・ 白石には厚別区、豊平･南には清田区、西には手稲区を含む。
・ 平成30年4月に豊平と南が統合し、豊平･南清掃事務所となった。
・ 各事務所の地域清掃ごみの収集計画量は、全市収集計画量及び前年度の事務所別収集量比率から算出。
・ 日量は、年間量を稼働日数で除したものである。
・ 一人一日当たり排出量は、年間量を作業対象人口及び年間日数で除したものである。
・ 各事務所の大型戸別収集件数（計画）は、全市計画件数及び前年度の事務所別排出比率から算出。
・ 数値の単位未満の算出方法は四捨五入を原則としたため、合計数値とその内訳の計が一致しない場合がある。

ごみ区分＼年度		元（実績）		3（実績）		4（実績）		5（実績）		6（計画）	
燃やせるごみ	直営	101,495	(40%)	102,090	(40%)	99,056	(40%)	95,364	(40%)	95,240	(40%)
	委託	149,854	(60%)	152,718	(60%)	149,769	(60%)	144,118	(60%)	142,860	(60%)
燃やせないごみ	直営	-		31	(0%)	2	(0%)	3	(0%)	-	
	委託	14,278	(100%)	13,844	(100%)	13,059	(100%)	12,201	(100%)	12,100	(100%)
びん･缶･ペット	直営	7,338	(22%)	7,549	(21%)	7,230	(21%)	6,948	(21%)	6,909	(21%)
	委託	26,439	(78%)	27,881	(79%)	27,387	(79%)	26,109	(79%)	25,991	(79%)
プラスチック	直営	82	(0%)	93	(0%)	65	(0%)	81	(0%)	-	
	委託	29,972	(100%)	31,661	(100%)	31,170	(100%)	30,136	(100%)	30,000	(100%)
雑がみ	直営	3	(0%)	1	(0%)	11	(0%)	-		-	
	委託	22,144	(100%)	20,620	(100%)	20,618	(100%)	19,050	(100%)	18,900	(100%)
枝･葉･草	直営	60	(0%)	51	(0%)	11	(0%)	27	(0%)	-	
	委託	18,166	(100%)	19,386	(100%)	19,132	(100%)	19,985	(100%)	19,900	(100%)
大型ごみ	委託	11,403	(100%)	12,139	(100%)	12,189	(100%)	11,302	(100%)	11,100	(100%)
地域清掃ごみ	直営	1,618	(79%)	1,193	(90%)	1,389	(91%)	1,471	(94%)	1,260	(90%)
	委託	430	(21%)	127	(10%)	129	(9%)	101	(6%)	140	(10%)
管路	委託	-		-		-		-		-	
計	直営	110,596	(29%)	111,008	(29%)	107,764	(28%)	103,895	(28%)	103,409	(28%)
	委託	272,686	(71%)	278,376	(71%)	273,452	(72%)	263,001	(72%)	260,991	(72%)
	計	383,283	(100%)	389,384	(100%)	381,216	(100%)	366,896	(100%)	364,400	(100%)

エ　ごみ収集実績量（燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、びん･缶･ペットボトル、プラスチック）の推移

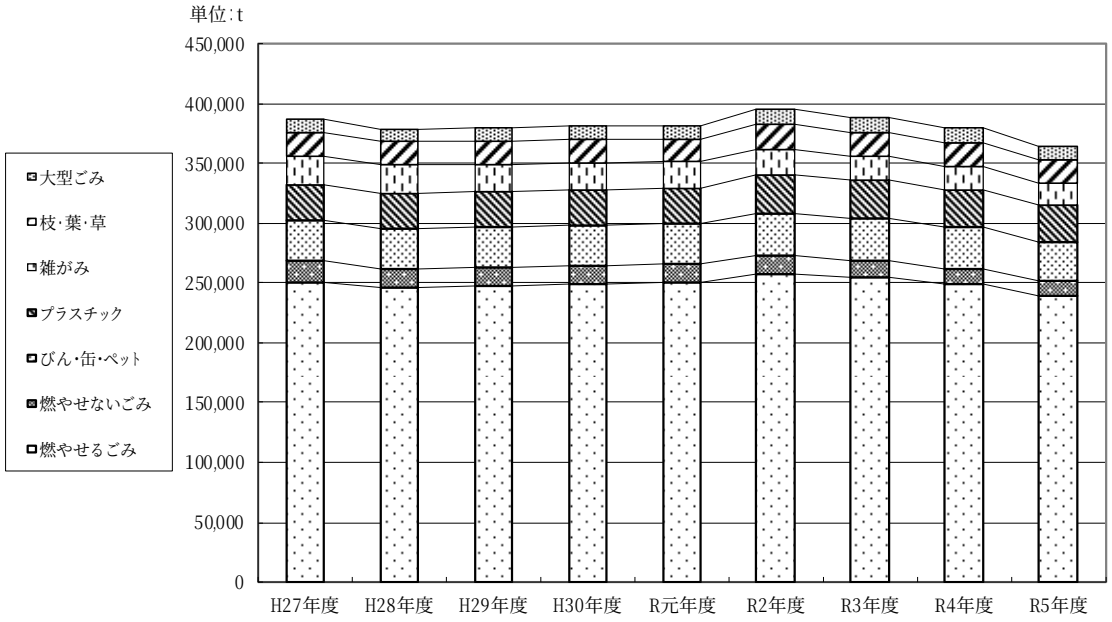

(2) 処理実績　　（令和５年度）

区分	施設		搬入区分	年間量	合計	１日平均	処理割合
				(ｔ)	(ｔ)	(ｔ)	(%)
焼却・破砕	発寒		家庭ごみ	83,064	136,804	375	24.7
			事業ごみ	53,740			
	篠路		家庭ごみ	2,610	10,628	29	1.9
			事業ごみ	8,018			
	駒岡		家庭ごみ	74,338	114,030	312	20.6
			事業ごみ	39,692			
	白石		家庭ごみ	97,237	159,230	436	28.7
			事業ごみ	61,993			
	計		家庭ごみ	257,250	420,693	1,153	75.8
			事業ごみ	163,443			
資源化	資源選別センター	中沼	家庭ごみ	22,043	22,043	60	4.0
			事業ごみ	0			
		駒岡	家庭ごみ	11,013	11,013	30	2.0
			事業ごみ	0			
		小計	家庭ごみ	33,057	33,057	91	6.0
			事業ごみ	0			
	ごみ資源化工場		家庭ごみ	0	9,207	25	1.7
			事業ごみ	9,207			
	中沼プラスチック選別センター		家庭ごみ	30,217	30,217	83	5.4
			事業ごみ	0			
	中沼雑がみ選別センター		家庭ごみ	7,564	7,564	21	1.4
			事業ごみ	0			
	民間古紙ヤード(雑がみ)		家庭ごみ	11,486	11,486	31	2.1
			事業ごみ	0			
	枝・葉・草資源化ヤード		家庭ごみ	20,012	20,012	55	3.6
			事業ごみ	0			
	リサイクルプラザ		家庭ごみ	148	148	—	—
			事業ごみ	0			
	計		家庭ごみ	102,484	111,691	306	20.1
			事業ごみ	9,207			
埋立	山本		家庭ごみ	5,515	6,006	16	1.1
			事業ごみ	492			
	山口		家庭ごみ	1,647	16,454	45	3.0
			事業ごみ	14,807			
	計		家庭ごみ	7,162	22,461	62	4.0
			事業ごみ	15,299			
合計			家庭ごみ	366,896	554,845	1,516	100.0
			事業ごみ	187,949			

（注）１　家庭ごみとは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、びん・缶・ペットボトル、容器包装プラスチック、雑がみ、枝・葉・草、地域清掃ごみの収集したごみをいう。
２　事業ごみとは、許可業者搬入、自己搬入のごみをいう。
３　１日平均は、年間量を365日で除した。
４　小数点以下四捨五入のため、合計数値の内訳と計が一致しない場合がある。
５　篠路清掃工場はH23.３末に廃止し、破砕施設のみ継続稼働中。

（令和５年度ごみ処理実績）

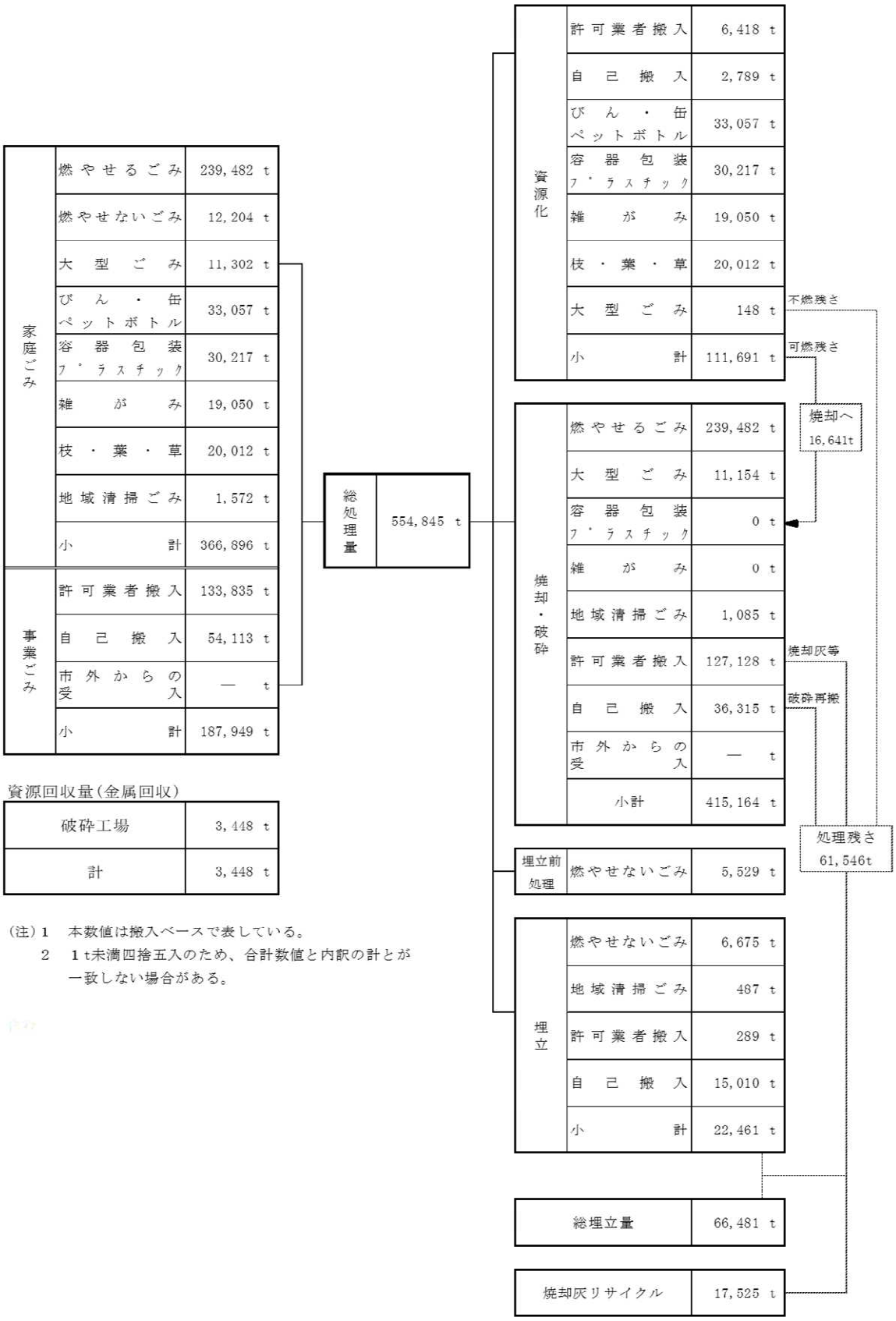

（注）1　本数値は搬入ベースで表している。
　　2　1t未満四捨五入のため、合計数値と内訳の計とが一致しない場合がある。

3　し尿処理関係

(1) 収集

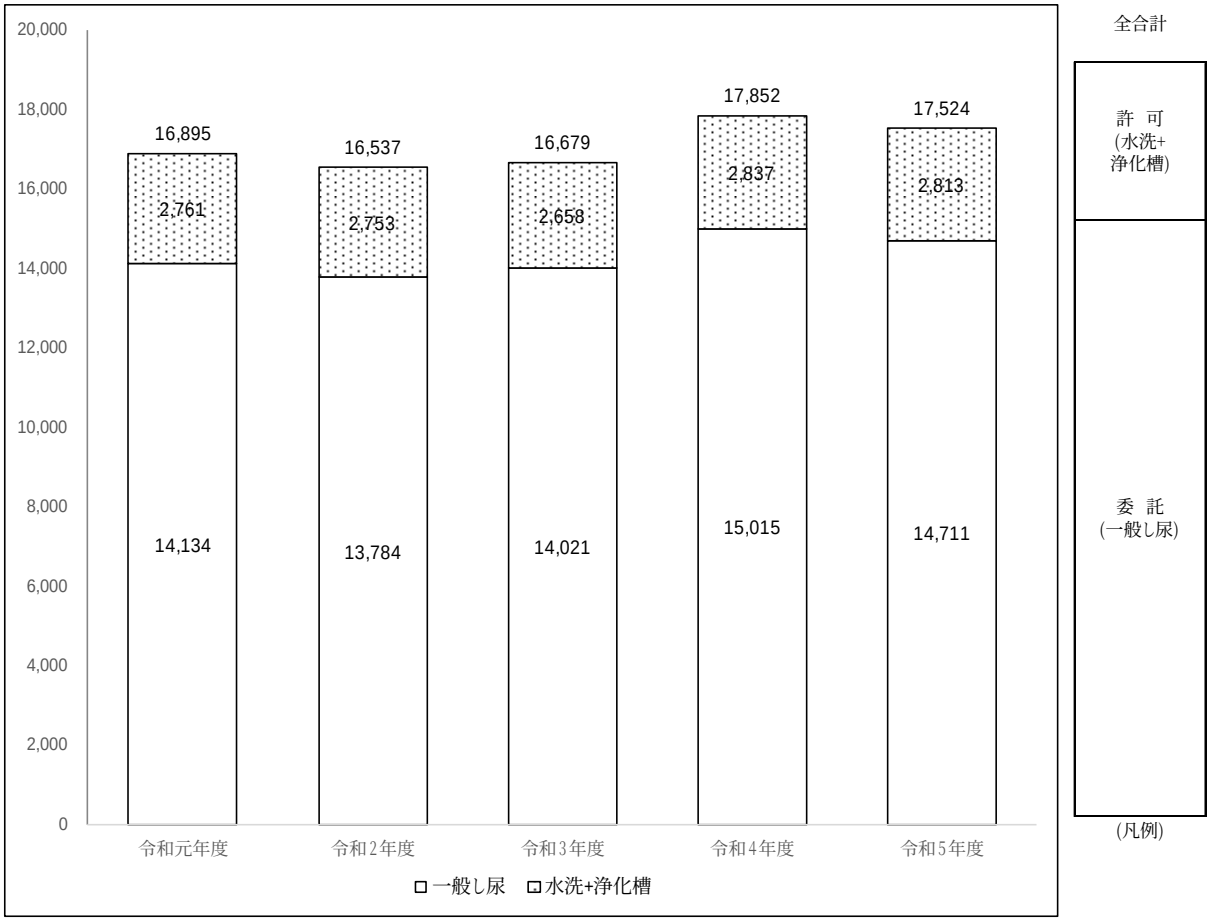

項目 ＼ 年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人 口	全市人口(人)	1,965,161	1,969,686	1,974,212	1,970,407	1,969,004
	(浄化槽人口)	(1,286)	(1,292)	(1,409)	(1,457)	(1,445)
	要収集	7,377	7,341	7,497	7,428	7,253
要収集率 (%)		0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
収集量	委託	14,134	13,784	14,021	15,015	14,711
	許可	2,761	2,753	2,658	2,837	2,813
	計	16,895	16,537	16,679	17,852	17,524
排泄量	1人当たり/年(L)	1,791	1,771	1,811	2,014	2,533
	1人当たり/日(L)	4.91	4.84	4.96	5.52	6.94
収集車	委託 (台)	8	8	8	8	8
	許可 (台)	2	2	2	2	2
稼動日数 (日)		239	243	242	243	243
処理	消化科学処理	—	—	—	—	—
	下水道に投入	100%	100%	100%	100%	100%

備考

○ 4月1日現在の国勢調査ベース推計人口。
○ 委託は、一般し尿の収集である。
○ 許可は、浄化槽汚泥及び水洗式くみ取り便所の収集である。
○ 1人当たりの排泄量は、仮設分・許可分を除く。

(2) 処理

(2)処理

(令和５年度)

処理区分	処理場	自治体	種別	年間量内訳（ｋL）	1日平均（ｋL）	処理割合(1)	処理割合(2)
下水道に投入	クリーンセンター	札幌市	一般し尿	14,711	40	83.9%	67.7%
			水洗し尿	281	1	1.6%	
			浄化槽汚泥	2,532	7	14.4%	
			小計	17,524	48	100.0%	
		石狩市	し尿	4,271	12	80.1%	20.6%
			浄化槽汚泥	1,064	3	19.9%	
			小計	5,335	15	100.0%	
		当別町	し尿	2,220	6	73.5%	11.7%
			浄化槽汚泥	801	2	26.5%	
			小計	3,022	8	100.0%	
合計				25,881	71		100.0%

注
- ○ １日平均処理量は366日で除した。
- ○ 1kL以下は四捨五入のため、合計数値と内訳とが一致しない場合がある。
- ○ 平成28年10月より石狩市、当別町のし尿受入開始。

４　清掃車両整備実績

（単位：台）

項目＼年度		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
整備対象車	ごみ収集車両	71	71	71	71
	その他車両	72	72	72	72
	計	143	143	143	143
車検	自家整備	0	0	0	0
	外注整備	133	121	135	119
	計	133	121	135	119
定期	自家整備	544	546	538	529
	外注整備	312	321	269	280
	計	856	867	807	809
臨時	自家整備	1,079	936	1,045	1,074
	外注整備	194	196	210	203
	計	1,273	1,132	1,255	1,277
計	自家整備	1,623	1,482	1,583	1,603
	外注整備	639	638	614	602
	総計	2,262	2,120	2,197	2,205

5　清掃車両稼動実績

令和　5　年　度　　車　種

区分 / 用途	車種	車両台数	走行キロ数 計（km）(A)	走行キロ数 1台当たりのキロ数	燃料費 消費量(ﾘｯﾄﾙ)	燃料費 金額(円)(B)	燃料費 1台当たりの消費量(ﾘｯﾄﾙ)	燃料費 1台当たりの金額(円)
	ごみ収集車	71	1,220,551	17,191	407,207	72,982,754	5,735	1,027,926
処理場管理	汚泥ポンプ車	1	1,092	1,092	127	22,762	127	22,762
	ダンプ車	2	48,303	24,152	13,932	2,497,000	6,966	1,248,500
	処理場管理車	2	27,036	13,518	1,617	289,811	809	144,906
	埋立地人員輸送車	8	52,519	6,565	5,078	910,118	635	113,765
	補修資材運搬車	1	21,837	21,837	5,415	970,518	5,415	970,518
	施設管理車	1	17,616	17,616	1,843	330,317	1,843	330,317
各種指導	清掃指導車	8	38,845	4,856	4,711	844,341	589	105,543
	サンプリング車	1	1,657	1,657	168	30,110	168	30,110
	事業廃棄物指導車	1	8,021	8,021	1,532	274,577	1,532	274,577
	巡回サービス車	1	1,203	1,203	80	14,338	80	14,338
	清掃パトロール車	15	109,756	7,317	17,153	3,074,292	1,144	204,953
	美化パトロール車	17	258,891	15,229	47,193	8,458,291	2,776	497,547
清掃工場管理	清掃工場管理車	4	27,105	6,776	1,610	288,557	403	72,139
	清掃工場作業車	1	1,317	1,317	26	4,660	26	4,660
普及啓発	展示車(ｽｹﾙﾄﾝ車)	2	2,982	1,491	801	143,561	401	71,781
小　計		136	1,838,731		508,493	91,136,006		
特殊作業	フォークリフト	2						
	ショベルローダ	5						
小　計		7						
合　計		143			508,493	91,136,006		

別　整　備　実　績　表　（　集　計　表　）

整備費					清掃車両等用品費		整備費等（円）	1台当たりの整備費等（円）	1㎞当たりの維持費（円）
外注費			計（円）	1台当たりの	計（円）	1台当たりの	(B)+(C)+(D)		
車検(円)	定期整備（円）	臨時修繕（円）	(C)	整備費（円）	(D)	費用（円）	＝(E)		(E)/(A)
55,171,516	17,461,142	15,521,813	88,154,471	1,241,612	24,124,162	339,777	185,261,387	2,609,315	152
547,195	30,140	0	577,335	577,335	0	0	600,097	600,097	550
1,564,431	618,915	190,476	2,373,822	1,186,911	1,179,109	589,555	6,049,931	3,024,965	125
0	60,511	0	60,511	30,256	272,235	136,117	622,557	311,278	23
2,379,685	548,685	225,500	3,153,870	394,234	185,907	23,238	4,249,895	531,237	81
1,740,046	264,090	0	2,004,136	2,004,136	514,291	514,291	3,488,944	3,488,944	160
187,638	19,965	0	207,603	207,603	81,892	81,892	619,811	619,811	35
253,880	202,444	99,000	555,324	69,416	214,689	26,836	1,614,355	201,794	42
0	22,495	0	22,495	22,495	3,490	3,490	56,095	56,095	34
0	139,793	47,630	187,423	187,423	0	0	462,000	462,000	58
167,200	23,507	0	190,707	190,707	0	0	205,045	205,045	170
3,851,617	437,286	620,103	4,909,006	327,267	1,184,638	78,976	9,167,936	611,196	84
6,227,551	456,143	1,180,800	7,864,494	462,617	1,357,878	79,875	17,680,662	1,040,039	68
0	123,963	0	123,963	30,991	0	0	412,520	103,130	15
220,000	21,186	0	241,186	241,186	0	0	245,846	245,846	187
1,144,517	287,650	0	1,432,167	716,084	0	0	1,575,728	787,864	528
73,455,276	20,717,915	17,885,322	112,058,513		29,118,290		232,312,809		

0	232,199	106,502	338,701	169,351	0	0	338,701	169,351	
3,834,688	594,055	165,440	4,594,183	918,837	82,060	16,412	4,676,243	935,249	
3,834,688	826,254	271,942	4,932,884		82,060		5,014,944		

77,289,964	21,544,169	18,157,264	116,991,397		29,200,350		237,327,753		

6　令和５年度清掃事業関係決算

(1) 歳入歳出額

歳入		歳出	
科目	金額	科目	金額
環境費使用料・環境庁舎施設等使用料	15,822,016	ごみ処理費	13,380,807,830
環境費手数料・清掃事業手数料	7,655,625,185	清掃車両等管理・購入費	367,631,250
（家庭ごみ処理手数料）	3,691,699,400	ごみ処理施設等建設・整備費	8,527,277,293
（ごみ処分手数料）	3,720,287,665	（ごみ処理費計）	22,275,716,373
（し尿処理手数料）	226,838,010		
（その他）	16,800,110	し尿処理費	365,202,782
国庫支出金・環境費交付金	1,059,026,396	（し尿処理費計）	365,202,782
道支出金	599,233		
財産収入	71,365,230	**（清掃事業費計）**	**22,640,919,155**
（貸家料）	17,669,635		
（貸地料）	46,254,895	**職員費・職員給与（清掃関係職員分）**	**4,536,803,828**
（生産物売払）	7,440,700		
特別会計繰入金・基金会計	5,883,384		
延滞金加算金及び過料	147,000		
受託事業収入及び清掃受託金	71,250,830		
環境費雑入	2,866,242,262		
（資源物リサイクル事業収入）	1,333,955,365		
（清掃事業収入）	1,506,628,400		
（環境その他雑入）	24,816,557		
（自動車事故賠償金）	841,940		
違約金及び延滞利息	4,100		
市債	4,629,000,000		
特定財源計	**16,374,965,636**		
一般財源	10,802,757,347		
一般財源計	**10,802,757,347**		
合計	27,177,722,983	合計	27,177,722,983

（決算額）

〈歳入の割合〉

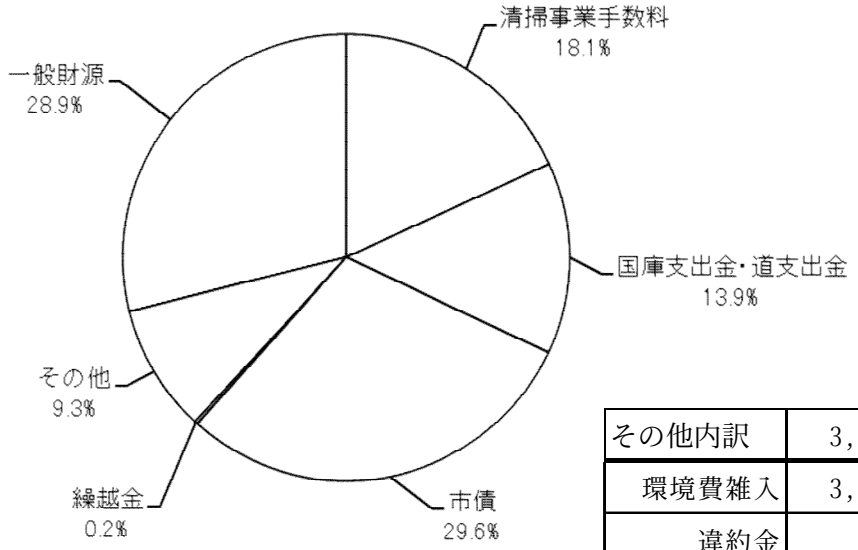

その他内訳	3,807,931,893	9.30%
環境費雑入	3,697,216,423	8.89%
違約金	7,144,405	0.02%
使用料	15,296,395	0.04%
財産収入	82,112,972	0.20%
寄附金	120,000	0.00%
基金	5,954,698	0.01%
過料	87,000	0.00%
清掃受託金	63,788,892	0.15%

〈歳出の割合〉

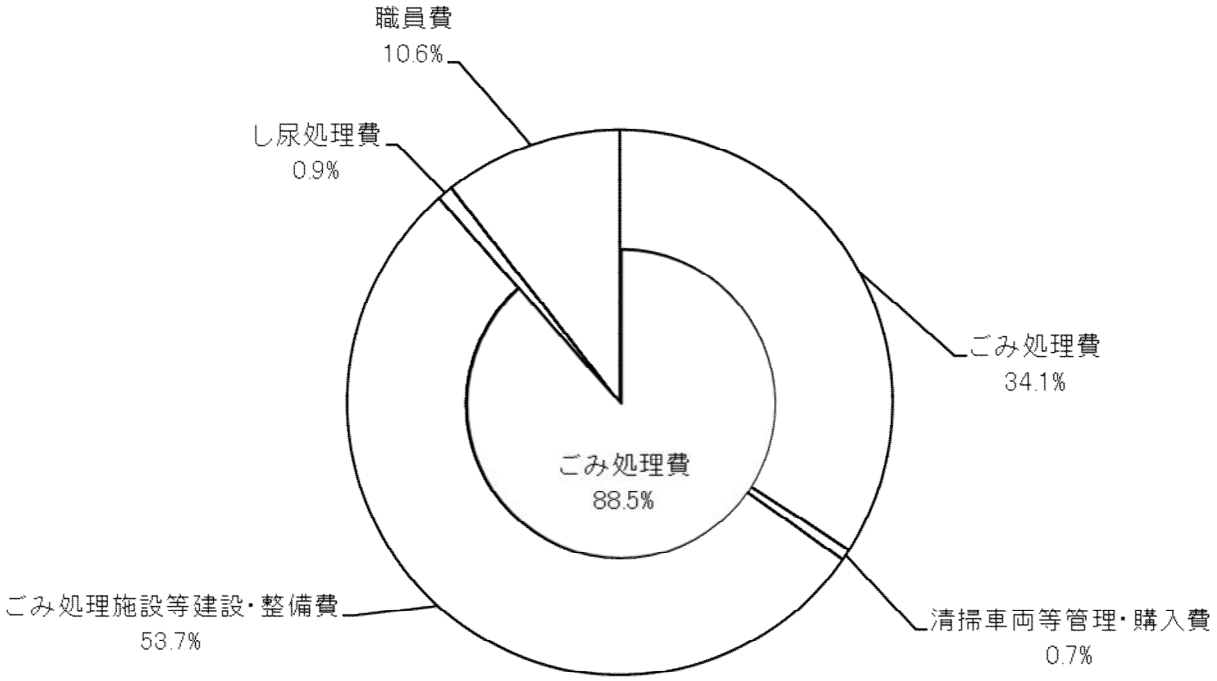

(2) 歳入歳出決算額の推移

①歳入決算額

（単位：円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
環境費手数料・清掃事業手数料	7,528,673,897	7,610,695,115	7,847,412,283	7,988,790,142	8,045,386,512	7,648,531,914	7,526,207,287	7,655,625,185	7,988,204,000	7,528,451,804
家庭ごみ処理手数料	3,280,323,500	3,310,459,860	3,424,482,640	3,459,188,360	3,582,206,600	3,595,632,200	3,811,731,000	3,691,699,400	3,620,092,000	3,596,592,500
ごみ処分手数料	4,071,303,307	4,098,538,654	4,212,395,876	4,313,905,652	4,254,777,682	3,826,320,004	3,485,146,607	3,720,287,665	4,131,229,000	3,690,665,339
し尿処理手数料	163,746,040	188,230,841	192,031,517	199,662,380	191,916,890	211,691,060	214,222,240	226,838,010	221,311,000	223,754,435
その他	13,301,050	13,465,760	18,502,250	16,033,750	16,485,340	14,888,650	15,107,440	16,800,110	15,572,000	17,439,530
国庫支出金・道支出金	232,871,700	9,062,800	5,646,900	6,399,560	8,933,914	8,281,600	95,266,622	1,059,625,629	5,674,206,000	5,776,253,178
その他	2,376,991,023	2,145,774,778	2,680,761,792	2,633,020,488	2,313,334,432	2,295,637,757	4,960,662,773	3,030,714,822	2,544,679,000	3,871,720,785
市債	2,820,000,000	2,244,000,000	2,039,000,000	2,855,000,000	1,302,000,000	1,672,000,000	2,300,000,000	4,629,000,000	13,093,000,000	12,330,000,000
繰越金	0	0	0	0	2,000,000	25,590,000	278,000	0	0	95,807,000
一般財源	9,771,078,790	9,890,254,889	8,794,235,384	8,465,195,408	9,251,409,634	9,268,287,683	6,818,075,176	10,802,757,347	12,930,320,000	12,007,452,935
合計	22,729,615,410	21,899,787,582	21,367,056,359	21,948,405,598	20,923,064,492	20,918,328,954	21,700,489,858	27,177,722,983	42,230,409,000	41,609,685,702

※令和６年度の数値は当初予算額である。

②歳出決算額

（単位：円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ごみ処理費	17,170,132,076	16,311,617,552	15,866,613,057	16,818,474,850	15,796,646,324	15,999,500,588	16,902,696,802	22,275,716,373	37,120,352,000	36,811,617,815
ごみ処理費	11,582,090,301	11,798,372,317	11,680,259,257	11,943,283,046	11,929,123,885	11,936,496,164	12,570,525,261	13,380,807,830	14,029,678,000	14,194,428,584
清掃車両等管理・購入費	314,102,122	313,096,057	304,459,738	317,582,332	311,474,192	292,514,997	327,082,130	367,631,250	290,594,000	279,682,119
ごみ処理施設等建設・整備費	5,273,939,653	4,200,149,178	3,881,894,062	4,483,347,243	3,546,497,247	3,770,489,427	4,005,089,411	8,527,277,293	22,800,080,000	22,337,507,112
その他ごみ処理関係費	0	0	0	74,262,229	9,551,000	0	0	0	0	0
し尿処理費	258,159,883	309,357,004	307,220,271	316,331,460	311,747,037	335,202,102	328,184,350	365,202,782	375,024,000	382,376,713
し尿処理費	258,159,883	309,357,004	307,220,271	316,331,460	311,747,037	335,202,102	328,184,350	365,202,782	375,024,000	382,376,713
職員費・職員給与（清掃関係分）	5,301,323,451	5,278,813,026	5,193,223,031	4,837,599,288	4,814,671,131	4,583,626,264	4,469,608,706	4,536,803,828	4,735,033,000	4,415,691,174
合計	22,729,615,410	21,899,787,582	21,367,056,359	21,972,405,598	20,923,064,492	20,918,328,954	21,700,489,858	27,177,722,983	42,230,409,000	41,609,685,702

※令和６年度の数値は当初予算額である。

(3) 手数料収入

ア　ごみ処分手数料の収入実績表

年度	現年度手数料			過年度手数料		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
元	4,254,778	4,254,778	100.0%	6	0	0.0%
2	3,826,320	3,826,320	100.0%	6	0	0.0%
3	3,485,147	3,485,147	100.0%	6	0	0.0%
4	3,720,288	3,720,288	100.0%	0	0	0.0%
5	3,690,665	3,690,665	100.0%	0	0	0.0%

イ　し尿処理手数料の収入実績表

年度	現年度手数料			過年度手数料		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
元	191,806	190,674	99.4%	2,248	1,243	55.3%
2	211,340	190,824	90.3%	1,931	1,098	56.9%
3	214,213	213,496	99.7%	1,420	726	51.1%
4	227,133	226,130	99.6%	1,306	708	54.2%
5	223,851	222,995	99.6%	1,529	760	49.7%

(4) ごみ処理に係る行政コストの経年比較

行政コストは、一会計年度の費用の総額を示すものです。令和５年度のごみ処理に係る行政コストは、約 245 億円です。

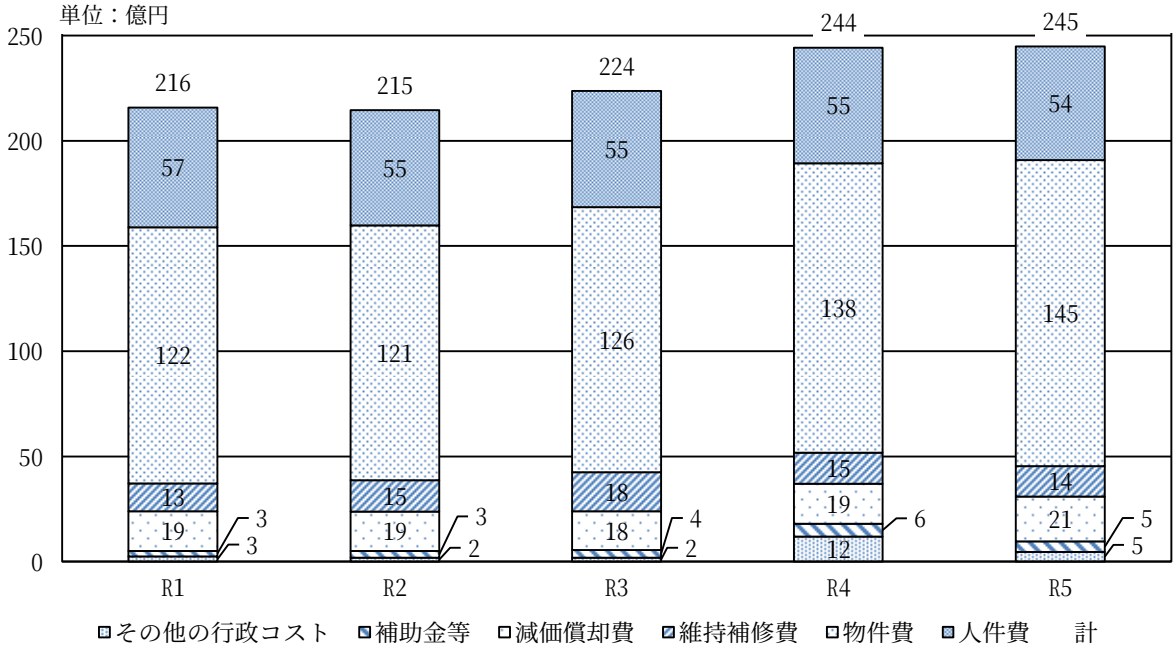

従来から自治体の会計は、現金の収支を重視する現金主義が採用されていますが（74 頁参照）、単年度の決算のみでは清掃工場等の施設建設の有無などにより年度間で大きく異なるため、経年比較等の分析は困難です。

このため、ごみ処理にかかるコストを分析し、より適切なごみ処理事業を運営していくため、企業会計が採用する発生主義に基づく会計資料を作成しています。発生主義に基づくことで、減価償却費などの現金支出を伴わない費用を含めた正確なコストを把握するとともに、現金主義会計資料を補完しています。

(5) ごみ種別の１トンあたりの処理原価（令和５年度決算見込み）

処理原価は、費用の総額（(4)行政コスト参照）から、管理部門の費用（各種計画策定、普及啓発など）や臨時に発生する費用（施設の解体、災害復旧など）を除き計上したものです。

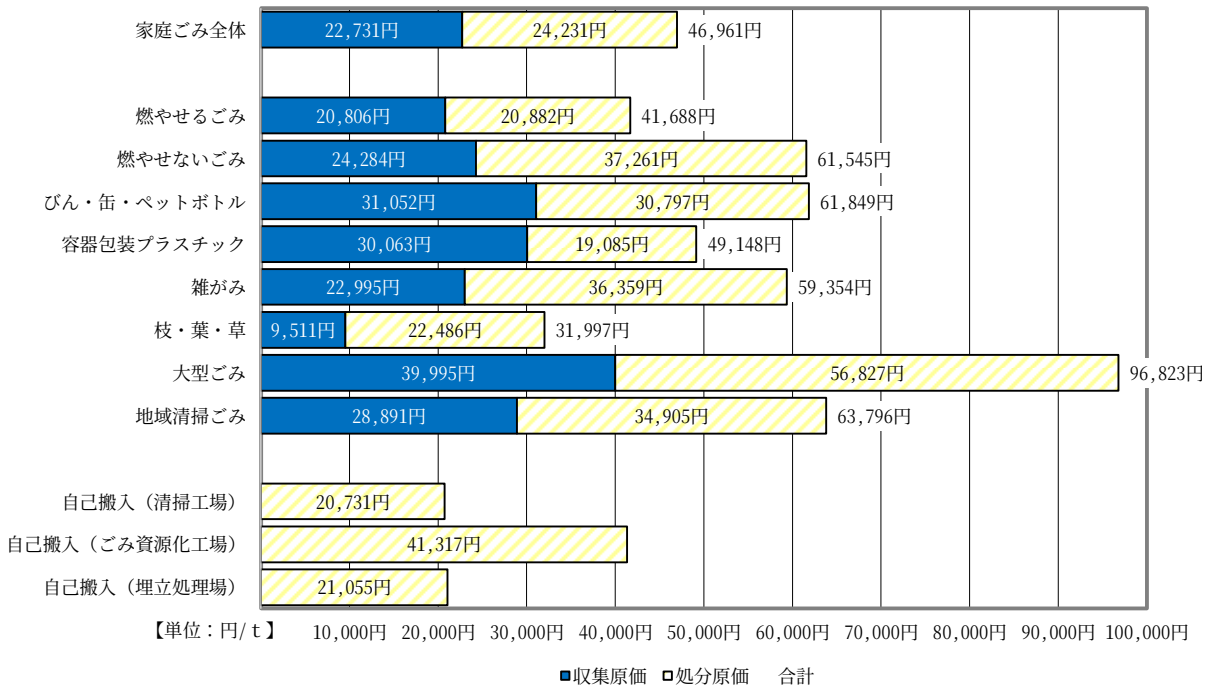

※自己搬入は、清掃工場等に直接搬入されるごみを処理する場合を指します。

＜参考＞

上記⑷「行政コスト」、⑸「処理原価」は、令和３年に環境省が策定した「（改訂）一般廃棄物会計基準」に則し算定しています。

7　ごみの組成

(1) 家庭ごみ

令和５年度家庭系一般廃棄物組成調査に基づく推計値

（対象：ごみステーションに排出されたもの）

ア　組成比率及び排出量（推計）

大分類	排出量（推計）
1　生ごみ	8.9万ｔ　(25%)
2　紙類	10.6万ｔ　(30%)
3　プラスチック類	7.4万ｔ　(21%)
4　木製品、枝・葉・草	2.6万ｔ　(7%)
5　布類	1.8万ｔ　(5%)
6　ガラス類	1.5万ｔ　(4%)
7　金属類	1.0万ｔ　(3%)
8　複合製品	0.6万ｔ　(2%)
9　陶磁器類、コンクリート・レンガ等、砂・土砂	0.6万ｔ　(2%)
10　革製品・ゴム類	0.3万ｔ　(1%)
合　計	35.4万ｔ　(100%)

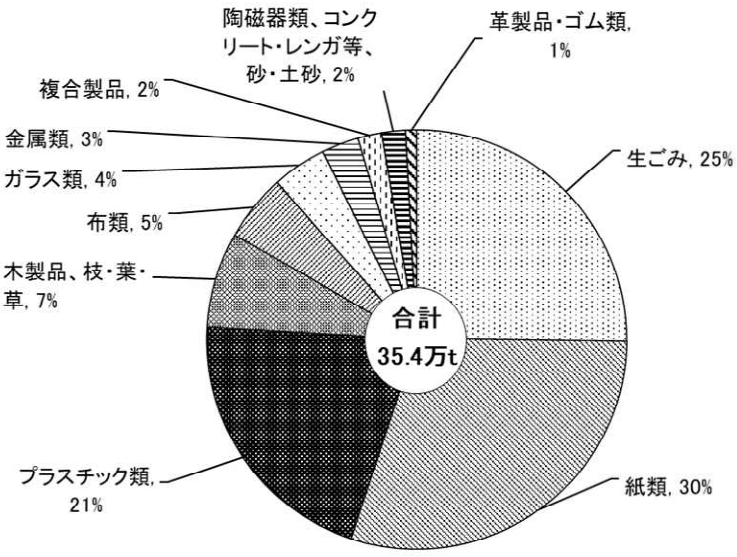

※端数を四捨五入したため、合計が100%にならない場合があります.

イ　排出量（推計）の推移

大分類	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
1 生ごみ	11.1万t	29%	9.9万t	26%	9.6万t	26%	10.5万t	28%	9.9万t	27%	10.3万t	28%	10.6万t	28%	9.4万t	25%	8.9万t	24.1万t	8.9万t	25%
2 紙類	10.3万t	27%	10.6万t	28%	10.8万t	29%	10.0万t	27%	9.9万t	27%	10.4万t	28%	10.5万t	28%	11.3万t	30%	11.3万t	31%	10.6万t	30%
3 プラスチック類	6.9万t	18%	6.9万t	18%	7.1万t	19%	6.3万t	17%	6.8万t	18%	6.8万t	18%	7.0万t	18%	7.7万t	20%	7.5万t	20%	7.4万t	21%
4 木製品、枝･葉･草	2.9万t	8%	2.5万t	7%	2.4万t	7%	2.9万t	8%	2.6万t	7%	2.1万t	6%	2.5万t	6%	2.6万t	7%	2.4万t	7%	2.6万t	7%
5 布類	2.2万t	6%	2.8万t	7%	2.0万t	5%	2.0万t	5%	1.8万t	5%	1.7万t	4%	1.7万t	4%	1.9万t	5%	2.1万t	6%	1.8万t	5%
6 ガラス類	1.8万t	5%	2.0万t	5%	2.0万t	5%	2.2万t	6%	1.8万t	5%	1.7万t	5%	1.7万t	4%	1.7万t	4%	1.6万t	4%	1.5万t	4%
7 金属類	1.2万t	3%	1.2万t	3%	1.1万t	3%	1.0万t	3%	1.1万t	3%	1.0万t	3%	1.1万t	3%	1.3万t	3%	1.3万t	3%	1.0万t	3%
8 複合製品	0.5万t	1%	0.7万t	2%	0.8万t	2%	0.8万t	2%	0.7万t	2%	0.7万t	2%	0.8万t	2%	0.8万t	2%	0.6万t	2%	0.6万t	2%
9 陶磁器類、コンクリート･レンガ等、砂･土砂	0.6万t	2%	0.8万t	2%	0.6万t	2%	0.9万t	3%	2.0万t	6%	1.9万t	5%	2.0万t	5%	0.8万t	2%	0.5万t	1%	0.6万t	2%
10 革製品･ゴム類	0.5万t	1%	0.4万t	1%	0.5万t	1%	0.4万t	1%	0.4万t	1%	0.4万t	1%	0.4万t	1%	0.3万t	1%	0.5万t	1%	0.3万t	1%
合 計	38.1万t	100%	37.6万t	100%	36.9万t	100%	36.9万t	100%	37.0万t	100%	37.0万t	100%	38.2万t	100%	37.6万t	100%	36.8万t	100%	35.4万t	100%

ウ　分別協力率（びん・缶・ペットボトル、容器包装プラスチック、雑がみ、枝・葉・草）

※適正排出量とは、札幌市の収集区分に対して適正に排出された量

収集区分		排出量（推計）	適正排出量（推計）	分別協力率
びん･缶･ペットボトル		29,357t	28,498t	97%
	びん	11,685t	11,251t	96%
	缶	6,751t	6,611t	98%
	ペットボトル	10,920t	10,636t	97%
容器包装プラスチック		48,683t	27,433t	56%
雑がみ		20,336t	11,612t	57%
枝･葉･草		24,021t	19,637t	82%

エ　分別協力率の推移

収集区分	分別協力率									
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
びん･缶･ペットボトル	96%	96%	94%	96%	95%	97%	97%	96%	94%	97%
びん	96%	97%	95%	97%	95%	96%	96%	96%	99%	96%
缶	97%	94%	96%	96%	96%	95%	95%	97%	97%	98%
ペットボトル	95%	96%	93%	95%	95%	98%	98%	95%	86%	97%
容器包装プラスチック	54%	55%	53%	68%	57%	59%	59%	57%	59%	56%
雑がみ	66%	61%	58%	52%	59%	54%	52%	56%	58%	57%
枝･葉･草	82%	89%	86%	83%	85%	91%	92%	90%	87%	82%

(2) ピットごみ（清掃工場に搬入されたもの）　【令和５年度検査結果より】

ア　ピットごみ物質組成

清掃工場名			湿ベース				乾ベース			
			発寒	駒岡	白石	平均	発寒	駒岡	白石	平均
可燃物	草木類	(%)	6.1	5.8	5.8	5.9	4.4	5.0	5.0	4.8
	布類	(%)	11.8	10.5	10.1	10.8	17.4	17.9	16.3	17.2
	紙類	(%)	36.5	26.2	29.7	30.8	45.5	36.4	39.9	40.6
	厨芥類	(%)	29.9	44.9	37.8	37.5	12.2	20.0	14.4	15.5
プラスチック類	容器包装ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	(%)	10.6	6.1	9.5	8.7	13.6	9.7	13.8	12.4
	その他ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	(%)	4.8	5.3	6.4	5.5	6.4	8.6	8.7	7.9
不燃物	ガラス，陶磁器類	(%)	0.1	0.4	0.0	0.2	0.2	0.8	0.1	0.4
	金属類	(%)	0.0	0.5	0.5	0.3	0.0	0.9	1.0	0.6
	土砂，その他	(%)	0.2	0.4	0.4	0.3	0.2	0.6	0.8	0.5
単位容積重量(見かけ)		(t/m^3)	0.13	0.15	0.14	0.14				

※湿ベース：水分を含んだ状態

※乾ベース：水分を除いた状態（熱風循環式乾燥器に入れ、乾燥させた状態）

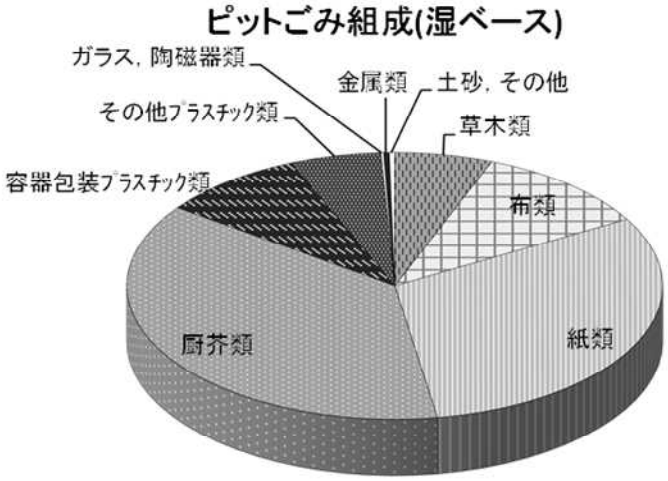

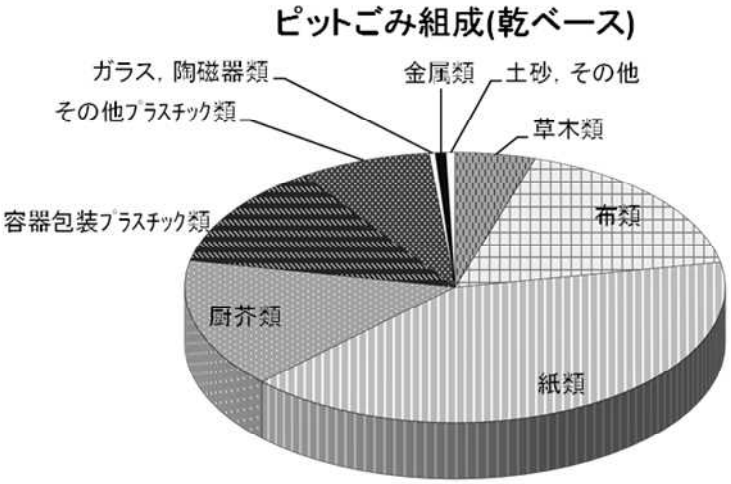

イ　ピットごみの発熱量及び三成分

清掃工場名		発寒	駒岡	白石	平均
低位発熱量	(kJ/kg)	8,490	9,090	9,700	9,090
水　分	(%)	50.1	46.8	44.9	47.3
可燃分	(%)	46.4	50.2	51.9	49.5
不燃分	(%)	3.5	3.0	3.1	3.2

※水分　：　湿ベースのごみの含水率。ごみの乾燥前後で減少した水分量より算出。

※不燃分：　ごみの中の金属・石・ガラス類の不燃物の割合と、不燃物を除いたごみを燃焼（800℃で２時間）させた後に残る灰分の割合を合わせたもの。

※可燃分：　可燃物を 800℃で強熱した際に揮発又は分解焼却する成分であり、全体の割合から水分及び灰分の割合を除いたもの。

Ⅴ　勤務時間等の現況

1　勤務時間・職員定数等

(1) 勤務時間

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2"></th><th rowspan="2">勤務時間</th><th rowspan="2">休憩時間</th><th rowspan="2">週休日</th><th colspan="4">休暇</th></tr>
<tr><th>年次休暇</th><th>病気休暇</th><th>特別休暇</th><th>介護休暇</th></tr>
<tr><td colspan="3">本庁勤務の職員</td><td>８時45分～
17時15分</td><td>12時15分～
13時</td><td>(1)日曜日
(2)土曜日</td><td rowspan="6">１年度につき20日（繰越有効１年度）
＊採用された年度は、採用月に応じ以下の日数
４月＝20日
５月＝18日
６月＝17日
７月＝15日
８月＝13日
９月＝12日
10月＝10日
11月＝８日
12月＝７日
１月＝５日
２月＝３日
３月＝２日</td><td rowspan="6">負傷又は疾病による療養のための休暇（年度に関わらず連続する90日以内。週休日等は算入する。）</td><td rowspan="6">結婚休暇、忌引休暇、父母等の祭日、健康管理休暇、出産休暇、育児時間、妊婦の通勤緩和措置、妊産婦の保健指導又は健康診査、妊娠症状休暇、配偶者の出産、子育て休暇、出生サポート休暇、短期介護休暇、子の看護等休暇、骨髄バンクへの登録等、ボランティア休暇、公民権の行使、証人等としての官公署への出頭、伝染病予防法の規定による出勤困難、地震等による出勤困難、地震等による現住居の滅失又は破壊、夏季休暇</td><td rowspan="6">配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするための休暇</td></tr>
<tr><td colspan="3">本庁勤務の職員以外の職員（清掃事務所に勤務する職員、処理場管理事務所の山本処理場又は山口処理場に勤務する職員のうち環境事業部施設担当部長が指定する職員及び清掃工場のうち交替勤務の職員及び搬入指導業務に従事する職員を除く。）</td><td>８時30分～
17時</td><td>12時
～12時45分</td><td>(1)日曜日
(2)土曜日</td></tr>
<tr><td colspan="3">清掃事務所（中央、北、東、白石、豊平・南、西）に勤務する職員</td><td>８時～
16時30分</td><td>12時
～12時45分</td><td>(1)日曜日
(2)土曜日</td></tr>
<tr><td colspan="3">処理場管理事務所の山本処理場又は山口処理場に勤務する職員のうち環境事業部施設担当部長が指定する職員</td><td>８時30分～
17時</td><td>勤務時間の途中に45分間</td><td>(1)日曜日
(2)土曜日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">清掃工場勤務の職員</td><td rowspan="2">交代勤務の職員</td><td>昼間勤務</td><td>８時30分～
17時</td><td>勤務時間の途中に45分間</td><td rowspan="2">(1)　４週間を通じて７日の割合で清掃工場長が定める日
(2)　20週間を通じて５日の割合で清掃工場長が定める日</td></tr>
<tr><td>夜間勤務</td><td>16時15分～
翌日９時15分</td><td>勤務時間の途中に１時間30分間</td></tr>
<tr><td colspan="2">搬入指導業務に従事する職員</td><td>８時30分～
17時</td><td>勤務時間の途中に45分間</td><td>(1)　日曜日
(2)　４週間を通じて４日の割合で清掃工場長が定める日</td></tr>
</table>

(2) 課所別・職種別人員配置（定数）

		総	事務・技術職員					技能・業務職員						
			総	管	係	事	技	総	技能					業務
				理					小	運転手	管理工	整備工	営繕工	業清務員掃
		計	計	職	長	務	術	計	計					
環境事業部		705	201	21	51	63	66	504	267	106	148	6	7	237
総務課	課計	17	17	5	2	10								
	庶務係	12	12	5	1	6								
	労務係	5	5		1	4								
循環型社会推進課	課計	15	15	1	4	9	1							
	企画係	7	7	1	1	4	1							
	調査担当	1	1		1									
	減量推進係	3	3		1	2								
	資源化推進係	4	4		1	3								
業務課	課計	23	17	1	4	10	2	6	6			6		
	業務係	7	7	1	1	5								
	作業計画係	4	4		1	3								
	普及担当	1	1		1									
	車両係	11	5		1	2	2	6	6			6		
事業廃棄物課	課計	22	17	1	3	1	12	5	1	1				4
	一般廃棄物係	11	6	1	1		4	5	1	1				4
	産業廃棄物係	7	7		1	1	5							
	特定廃棄物係	4	4		1		3							
中央清掃事務所	課計	59	7	1	2	4		52	16	16				36
	副所長	58	6	1	1	4		52	16	16				36
	普及担当	1	1		1									
北清掃事務所	課計	54	6	1	2	3		48	16	16				32
	副所長	53	5	1	1	3		48	16	16				32
	普及担当	1	1		1									
東清掃事務所	課計	52	6	1	2	3		46	16	16				30
	副所長	51	5	1	1	3		46	16	16				30
	普及担当	1	1		1									
白石清掃事務所	課計	57	6	1	2	3		51	16	16				35
	副所長	56	5	1	1	3		51	16	16				35
	普及担当	1	1		1									
豊平・南清掃事務所	課計	73	6	1	2	3		67	16	16				51
	副所長	72	5	1	1	3		67	16	16				51
	普及担当	1	1		1									
西清掃事務所	課計	57	6	1	2	3		51	16	16				35
	副所長	56	5	1	1	3		51	16	16				35
	普及担当	1	1		1									

		総	事務・技術職員					技能・業務職員						
			総	管	係	事	技	総	技能					業務
				理					小	運	管	整	営	業清
										転	理	備	繕	務
		計	計	職	長	務	術	計	計	手	工	工	工	員掃
施設管理課	課計	32	32	2	9	3	18							
	管理係	7	7	2	1	3	1							
	施設計画係	5	5		1		4							
	処理計画担当	1	1		1									
	試験調査係	5	5		1		4							
	施設建設担当	14	14		5		9							
施設整備課	課計	13	13	1	3		9							
	営繕係	6	6	1	1		4							
	造成担当係	1	1		1									
	整備係	6	6		1		5							
処理場管理事務所	課計	54	13	1	4	5	3	41	27	9	11		7	14
	管理係	32	7	1	1	5		25	18	9	2		7	7
	整備担当	3	3		1		2							
	山本処理場	8	2		1		1	6	6		6			
	山口処理場	11	1		1			10	3		3			7
発寒清掃工場	課計	71	13	1	3	2	7	58	58		58			
	管理係	24	6	1	1	2	2	18	18		18			
	破砕担当	1	1		1									
	運転係	46	6		1		5	40	40		40			
駒岡清掃工場	課計	37	11	1	3	2	5	26	26		26			
	管理係	35	9	1	1	2	5	26	26		26			
	破砕担当	1	1		1									
	運転担当	1	1		1									
白石清掃工場	課計	69	16	1	4	2	9	53	53		53			
	管理係	6	6	1	1	2	2							
	運転係	56	7		1		6	49	49		49			
	整備担当	1	1		1									
	篠路担当	6	2		1		1	4	4		4			

2　被服の貸与等

(1) 被服の貸与状況

課所・対象 ＼ 品目			規則別表1及び2により貸与するもの						
			第1種被服				第2種被服		
			盛上夏衣	作業帽	夏・冬作業衣	防寒衣	オーバーオール	白衣	盛上夏衣
6清掃事務所	事務職		1	1		1			
	運転手（ごみパト隊を除く）		2	1	※③ 各1	※ 1			
	清掃業務員（ごみパト隊を除く）		2	1	※③ 各1	※ 1			
	ごみパト隊			1	※③ 各1	※ 1			1
処理場管理事務所	事務職		1	1		1			
	技術職		1	1		1			
	運転手		1	1	※② 各1	※ 1			
	管理工		1	1	※② 各1	1			
	清掃業務員		1	1	※② 各1	※ 1			
3清掃工場	事務職								1
	技術職								1
	管理工		1	1	※② 各1	1			
循環型社会推進課	減量推進係・資源化推進係								
業務課	業務係・作業計画係								
	車両係	技術職・事務職 事故担当				1			
		技術職・事務職 検査主任							1
		技術職・事務職 その他							1
		整備管理者	1		※① 1	1	1		
事業廃棄物課	一般廃棄物係・産業廃棄物係・特定廃棄物係		1	1		1			
	事業ごみ指導員								1
施設管理課（施設建設担当課含）	管理係（技術職）								1
	施設計画係・担当係長								1
	試験調査係		1	1				1	
	施設建設担当係・担当係長		1	1	各1	1			
施設整備課	営繕係・整備係		1	1	各1	1			
貸与期限			2年	1年	各2年	3年	消耗の都度更新		2年
標準着用月数			8月	12月	各12月	18月			4月
備考					※①貸与期限1年、標準着用月数12月 ※②貸与期限各1年、標準着用月数各6月 ※③貸与期限各1年（返納日1年延長）標準着用月数各6月	※貸与期限2年、標準着用月数12月			

規則第11条の規定に基づき特殊な制服として貸与するもの												規則別表１ 根拠規定
個人貸与							共用貸与					
作業帽	夏・冬作業衣	防寒衣	防寒ズボン	オーバーオール	雨衣	安全靴	作業帽	夏・冬作業衣	防寒衣	雨 衣	防 寒ズボン	
	※① 1				1							別表１ エ清掃指導員
					1							
					1							
			※ 1		1							
	※① 1				1							別表１ エ清掃指導員
	※① 1				1	1						別表１ エ清掃指導員
				※1	1	※1					※① 1	
				1		※1				1		
				※1	1	※1					※① 1	
1	※② 1											
1	※③ 各1	1		1		1				1		
				1		1				1	※② 1	
							1	1				
							1	1				
												別表１ テ１事故担当職員
1	※② 1	1		1	1							
1	※② 1								1			
					1	1						
	※② 1										1	別表１ エ清掃指導員
1	※② 1	1										
1	各1	1										
1	各1	1										
	※② 1					1			1	1		別表１ エ清掃指導員
												別表１ サ９工事現場監督員・検査員
						1						別表１ サ９工事現場監督員・検査員
1年	各2年	3年	3年	消耗の都度更新			2年	2年	3年	消耗の都度更新	3年	〔現業職〕 別表１コ 清掃現業職員のうち環境事業部長が指定するもの 〔※③貸与・返却例〕 貸与 返却 夏 30.４ 31.４ R2.４ 返却延長 貸与 返却 冬 30.10 31.10 R2.10 返却延長
12月	各12月	18月	18月				24月	24月	18月		18月	
	※①貸与期限２年、標準着用月数24月 ※②貸与期限１年、標準着用月数12月 ※③貸与期限各１年、標準着用月数各６月		※貸与期限２年、標準着用月数12月	※埋立地関係業務に従事する職員							※①埋立地関係業務に従事する職員 ※②搬入指導の業務に従事する職員	

(2) 消耗品の支給状況

課所・対象 ＼ 品目			個人支給											共用備品		
			長靴		ズックシューズ（夏作業靴）	軍手	ゴム手袋	ノース手袋	革手袋	保護眼鏡	ヘルメット	衛生タオル	化粧石けん	ゴム長靴	ゴム手袋	革手袋
			ゴム	紳士防寒雪												
6清掃事務所	事務職		※① 1	※① 1		2							1			
	運転手（ごみパト隊を除く）		※① 1	※① 1	1	4	18					3	1			
	清掃業務員（ごみパト隊を除く）		※① 1	※① 1	1	4	18			1		3	1			
	ごみパト隊		※① 1	※① 1	1	4	18					3	1			
処理場管理事務所	事務・技術職		1	1		2					1		1			
	運転手		※② 1	※② 1	※1	2	※① 1		※1			3	1			
	管理工		※② 1	※② 1	※1	2	※② 1	※1	1			3	1			
	清掃業務員		※② 1	※② 1	※1	2	※① 1	※1	※1			3	1			
3清掃工場	技術職					2			年4		1		1	1		
	管理工					2			年4		1	3	1	1	1	
循環型社会推進課	企画係・調査担当係長		1				※① 1				1					
	減量推進係・資源化推進係													1		
業務課	業務係・作業計画係													1		
	車両係	技術職・検査主任	1		1	2							1			
		技術職・その他	1			1							1			
		整備管理者	※① 1	※① 1	1	2						3	1			
事業廃棄物課	一般廃棄物係・産業廃棄物係・特定廃棄物係		1			1							1			
	事業ごみ指導員		1		1	1										
施設管理課	管理係	事務職												1		
		技術職	1			1							1			
	施設計画係・担当係長		1			1							1			
	試験調査係		1			2			年1		1		1			
施設整備課	営繕係・整備係		1			1					1		1			
支給期限			1年	1年	1年	1月	1年	1月	消耗の都度支給			1年	1月	消耗の都度支給		
備考			※① ゴム長靴と紳士防寒防雪長靴を隔年で支給。ただし、平成27年度以降の新規採用職員及び部外からの転入職員は2年度ごとに両方を同年度内で支給する ※② ゴム長靴と紳士防寒防雪長靴を隔年で支給。ただし、埋立地関係業務に従事する職員には各1年1足支給する		※ 埋立地関係業務に従事する職員は除く。ただし、管理係で安全靴を支給されている運転手には、2年1足支給する	※ 消耗の都度支給	※① 消耗の都度支給 ※② 埋立地関係業務に従事する職員（消耗の都度支給）	※ 埋立地関係業務に従事する職員	※ 埋立地関係業務に従事する職員		※ 6月一括支給	※ 消耗の都度支給			

3　労務管理

近年、清掃事業を取り巻く環境は大きく変化しており、特にこれを推進する職員の資質の向上がますます重要性を増してきているとともに、交通事情の悪化等による労働環境の危険度も高まってきていることなどから職員研修や安全管理面の施策の強化が強く望まれているところである。

このため当部では、職員の研修を計画的に実施するとともに、事故防止対策に力を入れ、労働条件改善と明るい職場の確立に努めつつ円滑な事業の推進を図っている。

(1) 研修制度

研　修　名	研　修　目　的	回　数	期間	受講人員	講師・プログラム等
新規採用・転入職員研修（技能・業務職員）	環境事業部職員として必要な基礎知識を学ぶとともに、職場への適応力を身につける。	随時	日 0.5	対象者 全　員	・課長、係長 ・講義
新規採用・転入職員研修（事務・技術職員）	環境事業部職員として今日の清掃行政の意義と課題及び各業務の内容を理解することにより、自らが従事する業務と職責を認識し円滑な業務の執行を図る。	随時	日 1	対象者 全　員	・部長、係長 ・講義
交通安全研修会	安全運転指導・監督等、安全運転管理の徹底を図る。	1	日 0.5	43人	・外部講師 ・左記人員のうち約17人は、清掃業務に従事する委託・許可業者の代表者等である。
交通安全講習会	事故の防止と減少に向けた安全運転指導を行う。	1 （各所属ごと）	日 0.2	所属職員 全　員	・外部講師

(2) 表彰制度

無事故記録、職務精励等、他の職員の模範となる職員を賞揚し、なお一層市民の信頼に応えるべく努力を促すため次のとおり表彰を行っている。

ア　優良運転者表彰

(ｱ) 環境事業部自動車事故調査委員会の規程に基づく注意以上の処分を受けたことのない者。

(ｲ) 表彰は、次の区分によって行っている。

ａ　35 年間運転無事故者
ｂ　30 年間運転無事故者
ｃ　25 年間運転無事故者
ｄ　20 年間運転無事故者
ｅ　15 年間運転無事故者
ｆ　10 年間運転無事故者
ｇ　５年間運転無事故者

＊25 年間運転無事故以上は局長表彰、その他は環境事業部長表彰

イ　自動車運転優良団体表彰

１年間の各事務所に配置された市有車両全車の年間走行㎞を当該全車両の有責事故件数（リース車を含む）で除して、10万㎞以上を達成した事務所で局長が適当と認めるものを表彰している。

ウ　善行者等に対する賞揚

札幌市職員表彰規則の表彰要件に該当しないもので、職員が善行等、他の職員の模範となる行為を行った場合、局長から授与している。

(3) 自動車事故防止対策

ア　安全運転管理

法令の基準に基づき、各清掃事務所等に安全運転管理者、副安全運転管理者、整備管理者を置き、自動車の安全な運転に必要な業務、車両検査、点検整備を行い、清掃車両の安全運転管理に特に留意している。

イ　車両の運行管理

各安全運転管理者、副安全運転管理者及び整備管理者の指導監督のもとに、車両の適正な運行を期すとともに、安全かつ迅速な作業の遂行と事故防止を図るため、環境事業部自動車運転要領等関係内規を定め、運転手の資質の向上に努めている。

ウ　環境事業部自動車事故調査委員会及び環境事業部自動車事故防止対策委員会

各委員会は委員長が必要に応じ招集し、事故の実情を調査するとともに、その防止対策について検討するほか、それぞれの事故にかかわる処分の内容を調査して事故に対する運転手の反省を求めて事故の再発を防止する目的で設置し、各委員会は業務課長、車両係長のほか、局長が指名する清掃事務所長１人、清掃事務所副所長２人、運転手代表５人、合計10人で構成され、委員長には調査委員会及び対策委員会ともに環境事業部業務課長があたっている。

処分の内容は注意、厳重注意、訓告としている。

エ　無事故の賞揚

交通事故の防止に良い成績をおさめた運転手あるいは事務所に対しては、前記⑵表彰制度ア、イのとおり、その努力をたたえて表彰を行い、無事故の実績を積極的に賞揚している。

オ　交通安全思想の普及

交通法規及び安全運転研修（前記(1)研修制度参照）のほか、「交通事故防止のための座談会、懇談会」「講習会」「映写会」等を随時開催し、交通事故防止・交通安全思想の普及徹底に努めている。

４　安全衛生対策

(1) 安全衛生管理体制

清掃事業担当部長を総括安全衛生管理者、各事業所長を安全管理者、各事業所係長等（有資格者）を衛生管理者、総務局職員部委嘱の産業医をそれぞれ任命し、安全衛生管理体制の充実強化を図っている。

(2) 環境事業部安全衛生委員会

札幌市職員安全衛生管理規則の規定により安全衛生委員会を組織し、作業の安全と衛生に関する事項を調査検討し、安全衛生管理上、必要な事項について環境局長に意見具申を行っている。

ア　安全衛生委員会の構成

総括安全衛生管理者である清掃事業担当部長を委員長として産業医１人、市職清掃協の推薦する委員３人及び市労清掃支部の推薦する委員６人と、安全管理者、衛生管理者及び安全、衛生に関し経験を有する者のうちから環境局長が指名する８人の合計19人で構成されている。

イ　安全衛生委員会の職務

委員会は次の事項を調査審議している。

(ｱ) 職員の危険及び健康障害の防止対策に関すること。

(ｲ) 公務災害の原因及び再発防止対策に関すること。

(ｳ) 安全対策及び衛生対策の実施計画に関すること。

(ｴ) 安全衛生に係る組織及び規程の整備に関すること。

(ｵ) その他職員の危険及び健康障害の防止に関する重要事項。

環境事業部安全衛生委員会事業計画

実施時期	事業名	目標	実施項目
毎月 1日 15 日	環境事業部安全日	全事業所において安全衛生旗を掲揚し、安全作業の再確認、公務災害の防止に努める。	1　安全衛生旗の掲揚 2　安全作業の呼びかけ 3　公務災害防止の呼びかけ （各課所の発生例を参考にして）
4月 ～ 5月	車両事故防止運動	新入学児童、高齢者等の交通弱者への安全確保と公私とも車両事故防止に努め、安全意識の高揚を図る。	1　安全旗の掲揚 2　安全運転の呼びかけ 3　職場懇談会の実施 4　車両後退誘導の徹底
6月 ～ 7月	（6月準備期間） 安　全　週　間	職場の安全点検を励行し、作業事故防止の意識を高め、職場ぐるみの安全作業確保に努める。	1　安全旗の掲揚 2　ポスター掲示 3　職場懇談会の実施 4　安全作業パトロールの実施 5　各種安全衛生研修会への出席
9月 ～ 10 月	（9月準備期間） 衛　生　週　間	職場環境を清潔に保ち、各人が健康増進に努め、明るく健全な職場づくりを推進する。	1　衛生旗の掲揚 2　ポスター掲示 3　職場懇談会の実施 4　職場パトロールの実施 5　各種安全衛生研修会への出席
12 月 ～ 1月	年　末　年　始 事故防止運動	年末年始の繁忙期における事故防止に職場ぐるみの取組を行う。	1　安全旗の掲揚 2　職場の独自重点項目設定 3　職場懇談会の実施
※委員会（定例）の開催は5・6・7・8・9・10・11・1・3月の年間9回			

(3) 環境事業部事業所安全衛生推進委員会

各事業所長（安全管理者）を委員長とし、市労清掃支部各分会の推薦委員と衛生管理者及び安全衛生に関し経験を有し当該事業所長が推薦する者で構成されており、各事業所の安全衛生に関する事項について協議し、具体的対策を推進することを職務としている。

5　公務災害防止対策

清掃作業は、天候・道路状況・交通事情その他多くの不確定要素によって左右されるほか、北海道における冬期間の特殊事情など、災害発生要因は日常作業のいたるところに潜在している。これらの要因を根本的に除去することは困難であるが、災害発生要因の大部分を占める不安全行動の除去を重点とし、次のとおり災害の発生と被害を最小限にとどめる努力をしている。

(1) 職員の安全衛生意識の高揚

環境事業部安全衛生委員会において、月２回の安全日及び年間４回の運動・週間を実施している。運動・週間の実施にあたっては、①各事業所ごとの独自目標の設定、②安全旗・衛生旗の掲揚、③のぼり、ポスターの掲示、④放送による呼びかけなどを行っている。

各事業所においては、①事業所安全衛生推進委員会の安全衛生活動及び安全管理者の訓示等により職員に対して注意と自覚を促し、②職場懇談会を開催して安全・衛生について意見の交換を行い、③公務災害の発生原因の分析を行っている。

(2) 災害の原因究明と指導

環境事業部安全衛生委員会及び各事業所安全衛生推進委員会は、発生した災害について徹底的に原因究明と調査を行い、同じ災害を繰り返さないよう研究と指導を行っている。

(3) 安全衛生教育

安全的確な作業能力を養うために、次のような研修等を行っている。

ア　職場研修～新規採用職員及び転入職員に対し、車両や器具の取り扱いと作業方法について指導。

イ　外部講習～各安全衛生関係機関が開催する講習会への参加。

(4) 被服・保護具及び作業方法等の改善

被服、作業用具、保護具、作業環境について研究と改善を図り、より安全な作業条件を作るよう努めている。

(5) 健康管理

常に心身を健全な状態に置くことが災害の減少につながるため、次のような指導等を行っている。

ア　職員各人の健康管理についての指導

イ　健康診断（定期健診・生活習慣病・特殊健診等）受診の徹底

ウ　罹病者の治療の徹底

（参　考）

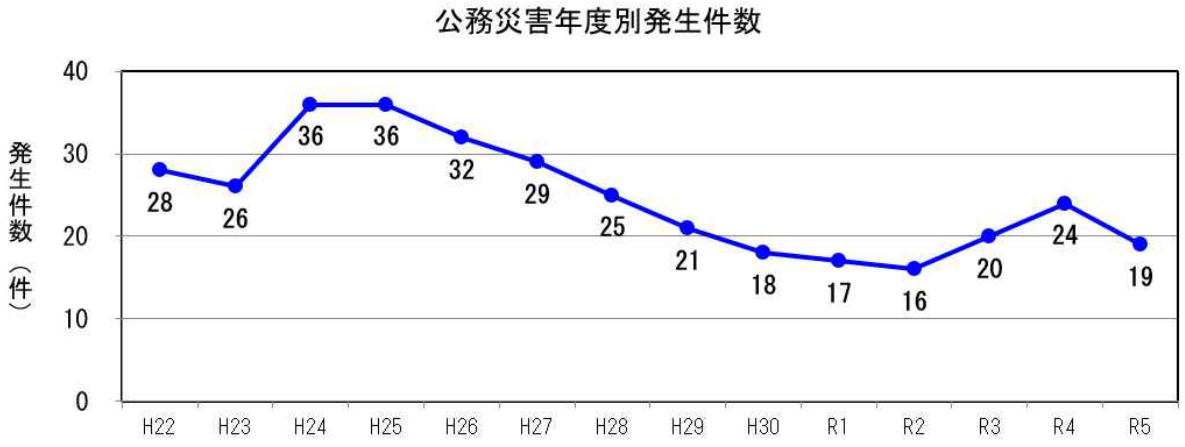

※　公務上の災害として認定された件数のみ記載

＜月別発生件数＞　　（令和5年度：全件数19件）

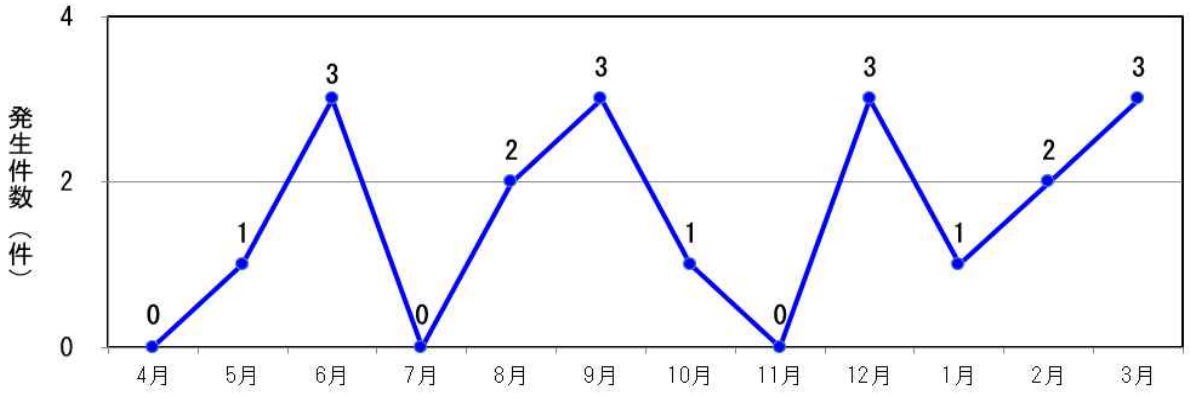

＜従事業務別発生件数＞　　（令和5年度：全件数19件）

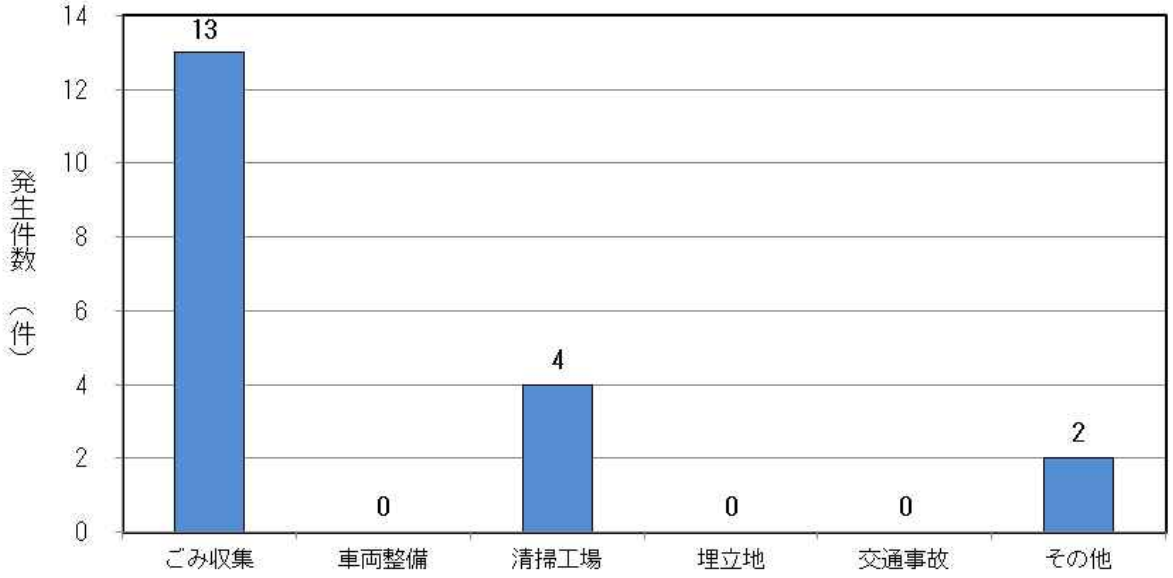

＜災害の型別発生件数＞

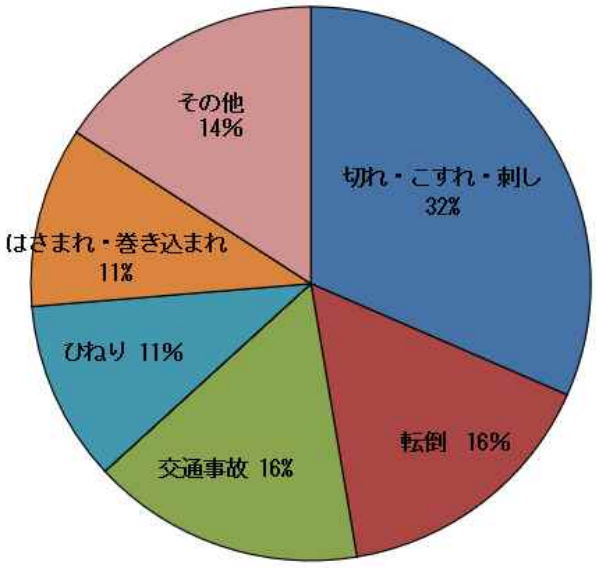

1　清掃工場等処理実績

(1) 運転年報

発寒清掃工場・破砕工場　　（令和５年度）

項目 / 単位 / 月別	搬入量 ごみ	搬入量 残渣等	搬入量 計	焼却量 1号	焼却量 2号	焼却量 計	焼却日数 1号	焼却日数 2号	稼動日数	焼却残さ 残さ量	焼却残さ 残さ率	焼却残さ 熱灼減量	焼却工程 炉内温度 1号	焼却工程 炉内温度 2号	焼却工程 重油使用量	電力量 発電量	電力量 逆送量	電力量 買電量
4	9,209.18	4.11	9,213.29	7,134.47	3,651.47	10,785.94	27	14	27	1,136.06	10.5	4.4	971	1,011	31,801	2,300,110	1,181,760	124,230
5	18,529.52	5.49	18,535.01	8,730.71	8,215.97	16,946.68	31	30	31	2,225.19	13.1	5.7	964	996	5,801	3,220,820	1,555,950	0
6	1,694.34	1.51	1,695.85	361.82	569.31	931.13	2	3	5	145.15	15.6	5.4	999	985	62,600	163,720	93,950	411,590
7	12,666.32	4.24	12,670.56	5,014.88	8,879.62	13,894.50	20	31	31	1,452.75	10.5	6.1	903	941	5,409	2,971,840	1,448,780	0
8	15,065.69	3.29	15,068.98	8,063.37	7,940.25	16,003.62	31	31	31	1,836.66	11.5	5.7	882	899	14	2,988,050	1,232,050	0
9	19,324.56	328.73	19,653.29	6,313.72	8,999.94	15,313.66	24	30	30	1,794.95	11.7	5.8	939	980	14,822	2,956,620	1,381,670	0
10	9,811.14	3.34	9,814.48	271.05	9,318.79	9,589.84	2	31	31	1,222.59	12.7	4.2	908	1,008	5,363	2,559,000	1,382,560	0
11	10,006.92	6.71	10,013.63	9,204.92	1,850.46	11,055.38	30	7	30	1,335.11	12.1	6.1	1,002	959	4,177	2,619,040	1,364,790	0
12	10,999.87	3.32	11,003.19	9,370.02	0.00	9,370.02	31	0	31	1,059.03	11.3	4.9	1,015	-	0	2,528,690	1,350,660	0
1	10,126.49	1.12	10,127.61	9,910.28	0.00	9,910.28	31	0	31	1,141.32	11.5	6.1	996	-	289	2,522,840	1,348,890	0
2	8,971.80	0.81	8,972.61	9,215.89	0.00	9,215.89	29	0	29	963.72	10.5	6.3	1,018	-	0	2,347,320	1,246,630	0
3	10,398.39	1.21	10,399.60	8,814.87	2,912.71	11,727.58	31	12	31	1,197.67	10.2	7.2	992	901	16,065	2,753,390	1,412,970	0
合計	136,804.22	364	137,168.10	82,406.00	52,338.52	134,744.52	289	189	338	15,510.20	—	—	—	—	146,341	29,931,440	15,000,660	535,820
最高	19,324.56	329	19,653.29	9,910.28	9,318.79	16,946.68	31	31	31	2,225.19		7.2	1,018	1,011	62,600	3,220,820	1,555,950	411,590
最低	1,694.34	1	1,695.85	271.05	0.00	931.13	2	0	5	145.15	10.2	4.2	882	899	0	163,720	93,950	0
平均	11,400.35	30	11,430.68	6,867.17	4,361.54	11,228.71	24	16	28	1,292.52	11.5	5.7	966	964	12,195	2,494,287	1,250,055	44,652

※搬入量は破砕工場を含む量、電力量・水使用量は破砕工場を含まない清掃工場のみの量

項目 / 単位 / 月別	水使用量 上水	水使用量 井水	蒸気発生量 1号	蒸気発生量 2号	蒸気発生量 計	ごみ成分 可燃物	ごみ成分 不燃物	ごみ成分 水分	ごみ成分 比重	ごみ成分 低位発熱量	放流水 SS	放流水 BOD	放流水 PH	放流水 透視度	破砕施設内処理 可燃物	破砕施設内処理 不燃物	破砕施設内容 金属	破砕施設内容 資源化再搬	備考
4	1,000	2,584	26,948.4	13,176.7	40,125.1	57.3	4.4	38.3	0.13	11,090	39	5.6	7.5	12	942.58	294.12	121.23	0.00	・１・２号中間整備（6月4日～6月28日）
5	1,123	4,011	32,415.2	29,935.3	62,350.5	-	-	-	-	-	63	17	7.6	11	1,476.31	278.43	165.21	0.00	
6	1,011	341	1,203.0	1,886.9	3,089.9	-	-	-	-	-	18	12	7.7	21	115.36	70.31	20.83	0.00	・作業環境ダイオキシン測定（8/16～8/17、2/21～2/22）
7	1,056	2,927	16,929.6	30,421.9	47,351.5	55.8	3.3	40.9	0.13	10,010	5	<2	7.7	＞30	1,309.63	248.24	71.94	0.00	
8	1,312	3,491	26,984.9	26,483.1	53,468.0	-	-	-	-	-	12	18	7.7	＞30	1,217.86	162.37	61.30	0.00	
9	1,325	3,736	21,542.8	31,077.7	52,620.5	-	-	-	-	-	27	16	7.6	14	1,850.30	276.52	87.15	0.00	・ばい煙測定 １号炉（4/24、5/22、8/28、9/21、11/20） ２号炉（1/23、3/13、5/22、7/28、9/22、10/20）
10	1,145	2,587	821.7	33,963.8	34,785.5	60.1	3.8	36.1	0.14	10,860	38	29	7.9	15	1,136.21	357.69	122.27	0.00	
11	1,116	2,710	32,460.2	6,542.1	39,002.3	-	-	-	-	-	53	33	7.7	11	1,414.52	282.62	116.35	0.00	
12	1,017	2,515	33,660.1	0.0	33,660.1	-	-	-	-	-	<2	7.4	7.7	＞30	806.28	320.71	94.39	0.00	
1	1,066	2,625	33,975.5	0.0	33,975.5	51.1	2.6	46.3	0.12	9,180	<2	2.2	7.5	＞30	398.13	187.23	69.61	0.00	
2	984	2,435	31,554.6	0.0	31,554.6	-	-	-	-	-	<2	6.0	7.8	＞30	447.92	138.16	43.72	0.00	・定期整備 １号炉（9/29～10/30） ２号炉（11/9～3/21）
3	992	2,979	32,387.3	10,820.8	43,208.1	-	-	-	-	-	<2	6.9	8.0	＞30	765.71	209.05	102.25	0.00	
合計	13,147	32,942	290,883.3	184,308.3	475,191.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,880.81	2,825.45	1,076.25	0.00	
最高	1,325	4,011	33,975.5	33,963.8	62,350.5	60.1	4.4	46.3	0.14	11,090	63	33	8.0	＞30	1,850.30	357.69	165.21	0.00	・見学者数1,213名
最低	984	341	821.7	0.0	3,089.9	51.1	2.6	36.1	0.12	9,180	<2	<2	7.5	11	115.36	70.31	20.83	0.00	
平均	1,096	2,745	24,240.3	15,359.0	39,599.3	56.1	3.5	40.4	0.13	10,285	22	13	7.7	—	990.07	235.45	89.69	0.00	

駒岡清掃工場・破砕工場

（令和５年度）

項目 / 単位 / 月別	搬入量			焼却量			焼却日数		稼動日数	焼却残さ			焼却工程			電力量			項目 / 単位 / 月別
	ごみ	残渣等	計	1号	2号	計	1号	2号		残さ量	残さ率	熱灼減量	炉内温度 1号	炉内温度 2号	重油使用量	発電量	逆送量	買電量	
	t	t	t	t			日		日	t	%		℃		L	kWh			
4	8,815.47	55.14	8,870.61	3,445.59	6,438.99	9,884.58	15	30	30	832.93	8.4	3.8	1,042	1,065	4,631	2,001,120	852,071	6,097	4
5	1,120.36	15.88	1,136.24	1,002.87	413.75	1,416.62	5	3	8	252.67	17.8	2.3	1,037	1,089	23,315	280,010	100,076	425,036	5
6	13,916.74	68.48	13,985.22	7,746.68	7,717.55	15,464.23	30	30	30	1,559.34	10.1	3.3	1,014	1,055	2,202	2,908,280	1,449,751	1,062	6
7	11,023.46	80.41	11,103.87	7,939.21	2,806.17	10,745.38	31	12	31	1,386.05	12.9	5.3	1,007	1,055	124	1,990,740	778,369	8,563	7
8	11,383.89	78.12	11,462.01	7,801.22	5,736.06	13,537.28	31	22	31	1,298.07	9.6	4.5	1,012	1,052	4,252	2,348,440	967,830	4,653	8
9	14,374.73	71.63	14,446.36	6,158.24	7,669.17	13,827.41	26	30	30	1,479.85	10.7	5.1	1,011	1,071	0	2,602,710	1,215,652	3,724	9
10	10,450.70	72.84	10,523.54	3,439.67	6,542.11	9,981.78	14	27	31	1,023.41	10.3	3.9	1,030	1,087	4,599	1,918,430	787,256	3,910	10
11	9,124.92	74.37	9,199.29	7,808.74	0.00	7,808.74	30	0	30	1,006.03	12.9	4.2	1,029	－	0	1,408,920	365,474	7,117	11
12	8,727.56	56.82	8,784.38	7,759.69	2,383.54	10,143.23	31	10	31	958.95	9.5	2.4	1,029	1,087	15,528	1,937,860	687,191	6,309	12
1	8,958.23	60.38	9,018.61	778.87	8,420.48	9,199.35	4	31	31	931.71	10.1	7.1	1,013	1,078	0	1,505,290	381,219	8,417	1
2	8,197.92	57.37	8,255.29	0.00	7,596.70	7,596.70	0	29	29	1,032.00	13.6	4.0	－	1,089	0	1,249,580	208,319	12,310	2
3	7,936.49	46.48	7,982.97	2,116.25	5,205.83	7,322.08	10	23	29	852.00	11.6	2.9	1,054	1,091	21,124	1,096,160	244,949	268,684	3
合計	114,030.47	738	114,768.39	55,997.03	60,930.35	116,927.38	227	247	341	12,613.01	－	－	－	－	75,775	21,247,540	8,038,156	755,882	合計
最高	14,374.73	80	14,446.36	7,939.21	8,420.48	15,464.23	31	31	31	1,559.34	17.8	7.1	1,054	1,091	23,315	2,908,280	1,449,751	425,036	最高
最低	1,120.36	16	1,136.24	0.00	0.00	1,416.62	0	0	8	252.67	8.4	2.3	1,007	1,052	0	280,010	100,076	1,062	最低
平均	9,502.54	61	9,564.03	4,666.42	5,077.53	9,743.95	19	21	28	1,051.08	11.5	4.1	1,025	1,074	6,315	1,770,628	669,846	62,990	平均

項目 / 単位 / 月別	水使用量		蒸気発生量			ごみ成分					放流水				破砕施設 処理内容				備考
	上水	井水	1号	2号	計	可燃物	不燃物	水分	比重	低位発熱量	SS	BOD	PH	透視度	可燃物	不燃物	金属	資源化再搬	
	t		t			%			t/m³	kJ/kg	mg/L			cm	t				
4	6,899	1,289	12,140	22,780	34,921	－	－	－	－	－	26	7.0	7.5	25	1,195.82	19.53	208.04	53.84	・中間整備（5月6日～5月30日）
5	2,655	893	3,341	1,639	4,979	－	－	－	－	－	21	16	7.7	24	46.85	56.79	18.86	9.74	・電気点検　（5月15日）
6	10,142	1,114	24,541	24,407	48,948	46.3	3.8	49.9	0.15	8,010	15	73	7.9	>30	1,850.96	65.28	183.26	48.64	・1号炉定期清掃（8月16日～8月30日）
7	8,725	1,112	24,760	8,893	33,653	46.7	3.4	49.9	0.16	7,990	48	75	7.6	14	1,668.40	58.26	162.25	43.98	
8	9,919	1,090	23,840	17,472	41,312	－	－	－	－	－	57	25	7.7	14	1,390.70	38.56	169.28	62.03	・2号炉定期清掃（10月4日～10月18日）
9	9,667	1,024	19,059	23,953	43,011	－	－	－	－	－	58	150	7.7	11	1,599.37	50.21	153.16	44.58	
10	7,317	922	11,361	21,584	32,945	－	－	－	－	－	38	24	7.8	15	1,440.20	47.12	152.23	51.16	・1号炉定期整備（11月11日～1月21日）
11	5,742	765	25,249	0	25,249	49.6	2.7	47.7	0.15	8,730	39	19	7.7	19	1,606.49	51.56	174.76	32.16	
12	7,469	575	25,746	7,936	33,682	－	－	－	－	－	3	12	7.6	>30	977.26	78.44	143.74	38.35	・2号炉定期整備（1月28日～3月11日）
1	6,108	856	2,522	25,930	28,452	－	－	－	－	－	9	7.7	7.5	>30	572.31	16.72	96.65	20.06	
2	5,680	778	0	24,340	24,340	－	－	－	－	－	35	110	7.5	18	641.79	51.44	97.04	34.28	見学者総数 1,184名
3	5,763	760	7,261	17,130	24,391	53.3	2.0	44.7	0.15	8,940	22	39	7.8	18	675.52	41.48	126.78	43.09	
合計	86,086	11,178	179,820	196,063	375,883	－	－	－	－	－	－	－	－	－	13,665.67	575.39	1,686.05	481.91	
最高	10,142	1,289	25,746	25,930	48,948	53.3	3.8	49.9	0.16	8,940	58	150	7.9	>30	1,850.96	78.44	208.04	62.03	
最低	2,655	575	0	0	4,979	46.3	2.0	44.7	0.15	7,990	3	7.0	7.5	11	46.85	16.72	18.86	9.74	
平均	7,174	932	14,985	16,339	31,324	49.0	3.0	48.1	0.15	8,418	31	46	7.7	－	1,138.81	47.95	140.50	40.16	

白石清掃工場・篠路破砕工場

（令和５年度）

項目 / 単位 / 月別	搬入量 ごみ	搬入量 残渣等	搬入量 計	焼却量 1号	焼却量 2号	焼却量 3号	焼却量 計	焼却日数 1号	焼却日数 2号	焼却日数 3号	稼動日数	焼却残渣 残渣量	焼却残渣 残渣率	焼却残渣 熱灼減量	焼却工程 炉内温度 1号	焼却工程 炉内温度 2号	焼却工程 炉内温度 3号	灯油使用量	電力量 発電量	電力量 逆送量	電力量 買電量	項目 / 単位 / 月別
	t	t	t	t				日			日	t	%		℃			L	kWh			
4	14,730.17	408.73	15,138.90	2,792.26	6,940.65	7,229.13	16,962.04	13	30	30	30	1,849.70	10.90	0.0	963	946	942	11,056	9,823,900	7,272,000	0	4
5	16,348.22	576.81	16,925.03	7,764.69	2,443.73	7,397.62	17,606.04	31	11	31	31	2,570.07	14.60	0.0	975	947	928	10,104	9,738,500	7,115,420	0	5
6	20,850.75	527.25	21,378.00	7,511.93	7,893.50	7,453.47	22,858.90	30	30	30	30	2,712.81	11.87	0.1	947	939	915	104	12,654,800	9,593,490	0	6
7	13,721.16	2,273.33	15,994.49	518.84	6,854.87	8,385.67	15,759.38	3	27	31	31	2,248.21	14.27	0.3	927	928	908	23,100	5,763,800	3,806,720	601,240	7
8	11,727.62	2,490.58	14,218.20	0.00	9,190.05	8,702.85	17,892.90	0	31	31	31	2,810.47	15.71	0.0	－	919	900	1,594	7,638,100	4,860,300	0	8
9	2,322.09	371.58	2,693.67	953.71	310.41	1,244.50	2,508.62	4	2	6	7	421.67	16.81	0.1	906	897	898	57,397	723,800	486,610	1,395,700	9
10	17,357.23	2,561.84	19,919.07	8,552.93	0.00	8,122.83	16,675.76	31	0	31	31	2,784.90	16.70	0.1	935	－	910	94	7,807,700	5,312,520	0	10
11	16,166.68	2,513.71	18,680.39	8,517.65	0.00	8,471.59	16,989.24	30	0	30	30	2,665.27	15.69	0.0	942	－	911	9,306	7,529,600	5,086,480	0	11
12	15,388.03	2,065.74	17,453.77	3,224.38	8,029.91	7,223.48	18,477.77	14	31	28	31	3,249.08	17.58	0.0	949	941	929	17,194	9,244,600	6,576,500	0	12
1	13,946.35	1,125.42	15,071.77	8,314.96	8,217.10	0.00	16,532.06	31	31	0	31	2,385.95	14.43	0.0	964	953	－	1,064	7,451,500	4,962,960	0	1
2	13,172.82	340.84	13,513.66	6,827.76	5,712.88	0.00	12,540.64	29	25	0	29	1,423.04	11.35	0.1	966	962	－	12,330	5,012,400	3,295,490	391,830	2
3	14,126.95	283.74	14,410.69	6,986.66	6,995.41	0.00	13,982.07	31	31	0	31	1,259.49	9.01	0.0	957	948	－	94	6,583,400	4,283,860	0	3
合計	169,858.07	15,540	185,397.64	61,965.77	62,588.51	64,231.14	188,785.42	247	249	248	343	26,380.66	－	－	－	－	－	143,437	89,972,100	62,652,350	2,388,770	合計
最高	20,850.75	2,562	21,378.00	8,552.93	9,190.05	8,702.85	22,858.90	31	31	31	31	3,249.08	17.58	0.3	975	962	942	57,397	12,654,800	9,593,490	1,395,700	最高
最低	2,322.09	284	2,693.67	0.00	0.00	0.00	2,508.62	0	0	0	7	421.67	9.01	0.0	906	897	898	94	723,800	486,610	0	最低
平均	14,154.84	1,295	15,449.80	5,633.25	6,258.85	7,136.79	15,732.12	22	25	28	29	2,198.39	14.08	0.1	948	938	916	11,953	7,497,675	5,221,029	796,257	平均

単位	水使用量 上水	水使用量 井水	蒸気発生量 1号	蒸気発生量 2号	蒸気発生量 3号	蒸気発生量 計	ごみ成分 可燃物	ごみ成分 不燃物	ごみ成分 水分	ごみ成分 比重	ごみ成分 低位発熱量	放流水 SS	放流水 BOD	放流水 PH	放流水 透視度	破砕施設 処理内容 可燃物	破砕施設 処理内容 不燃物	破砕施設 処理内容 金属	破砕施設 処理内容 資源化	備考
	t		t				%			t/㎥	kJ/kg	mg/L			cm	t				
	6,217	514	9,857.8	24,678.6	25,995.3	60,531.7	51.5	2.7	45.8	0.13	7,480	4	2.6	7.9	>30	787.61	0.00	88.51	0.00	・中間整備期間
	5,926	541	26,633.6	8,153.1	25,627.8	60,414.5	－	－	－	－	－	<2	<2.0	8.0	>30	1,318.10	77.49	65.58	0.00	ごみ受入停止（9月2日～9月26日）
	6,970	381	23,866.4	25,133.6	23,901.5	72,901.5	－	－	－	－	－	2	3.8	8.1	>30	1,973.58	0.00	107.28	0.00	焼却施設共通休炉　（9月4日～9月25日）
	6,300	493	1,750.3	20,386.2	25,004.7	47,141.2	41.3	3.0	55.7	0.17	6,450	11	3.7	7.9	>30	1,181.35	0.00	43.27	0.00	・定期整備期間
	6,889	543	0.0	26,617.5	25,362.3	51,979.8	－	－	－	－	－	3	<2.0	8.1	>30	549.10	0.00	42.52	0.00	焼却施設
	4,187	614	2,720.6	1,017.2	3,764.1	7,501.9	－	－	－	－	－	<2	2.5	7.9	>30	265.57	0.00	0.00	0.00	１号焼却炉（2023年7月6日～ 2023年9月26日）
	6,470	614	26,825.2	0.0	25,494.7	52,319.9	58.6	2.7	38.7	0.13	10,280	3	<2.0	8.0	>30	1,001.64	0.00	87.66	0.00	２号焼却炉（2023年9月3日～ 2023年11月29日）
	6,728	581	25,961.0	19.9	25,911.4	51,892.3	－	－	－	－	－	<2	2.5	7.9	>30	762.46	0.00	46.82	0.00	３号焼却炉（2023年12月31日～ 2024年4月2日）
	7,123	589	10,924.3	26,600.2	23,527.2	61,051.7	－	－	－	－	－	<2	3.4	8.1	>30	705.16	0.00	86.43	0.00	
	6,273	445	26,546.6	26,508.7	0.0	53,055.3	47.2	2.4	50.4	0.13	7,610	<2	4.8	7.7	>30	436.86	0.00	31.10	0.00	・作業環境ダイオキシン類測定　結果：共に基準値内
	5,506	508	23,055.6	19,428.6	0.0	42,484.2	－	－	－	－	－	<2	3.0	7.9	>30	505.71	0.00	33.69	0.00	（8月30日、1月17日）
	6,041	458	24,228.9	24,299.1	0.0	48,528.0	－	－	－	－	－	<2	2.1	8.0	>30	611.01	0.00	53.01	0.00	・排ガス中ダイオキシン類測定　結果：３炉共に基準値内
	74,630	6,280	202,370.3	202,842.7	204,589.0	609,802.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	10,098.15	77.49	685.87	0.00	１号炉（4月28日）
	7,123	614	26,825.2	26,617.5	25,995.3	72,901.5	58.6	3.0	55.7	0.17	10,280	11	4.8	8.3	>30	1,973.58	77.49	107.28	0.00	２号炉（8月29日）
	4,187	381	0.0	0.0	0.0	7,501.9	41.3	2.4	38.7	0.13	6,450	<2	<2.0	7.7	>30	265.57	0.00	0.00	0.00	３号炉（4月28日）
	6,219	523	18,397.3	18,440.2	22,732.1	50,816.8	49.7	2.7	47.7	0.14	7,955	3	2.9	8.0	－	841.51	77.49	62.35	0.00	・見学者数　2,775人

(2) 残さ搬出実績

（令和５年度）

発寒清掃工場

	焼却灰	飛灰	合計
	t	t	t
4	912.84	223.22	1,136.06
5	1,797.42	427.77	2,225.19
6	110.22	34.93	145.15
7	1,166.35	286.40	1,452.75
8	1,433.03	403.63	1,836.66
9	1,447.19	347.76	1,794.95
10	1,003.94	218.65	1,222.59
11	1,075.88	259.23	1,335.11
12	838.36	220.67	1,059.03
1	884.64	256.68	1,141.32
2	746.14	217.58	963.72
3	921.01	276.66	1,197.67
合計	12,337.02	3,173.18	15,510.20
最高	1,797.42	427.77	2,225.19
最低	110.22	34.93	145.15
平均	1,028.09	264.43	1,292.52

駒岡清掃工場

	焼却灰	飛灰	合計
	t	t	t
4	614.20	218.73	832.93
5	226.81	25.86	252.67
6	1,167.52	391.82	1,559.34
7	1,132.48	253.57	1,386.05
8	947.08	350.99	1,298.07
9	1,156.48	323.37	1,479.85
10	796.55	226.86	1,023.41
11	830.02	176.01	1,006.03
12	733.26	225.69	958.95
1	677.96	253.75	931.71
2	848.28	183.72	1,032.00
3	719.78	132.22	852.00
合計	9,850.42	2,762.59	12,613.01
最高	1,167.52	391.82	1,559.34
最低	226.81	25.86	252.67
平均	820.87	230.22	1,051.08

白石清掃工場

	焼却灰	飛灰	合計
	t	t	t
4	1,431.49	418.21	1,849.70
5	2,123.98	446.09	2,570.07
6	2,112.79	600.02	2,712.81
7	1,845.89	402.32	2,248.21
8	2,416.39	394.08	2,810.47
9	276.76	144.91	421.67
10	2,281.42	503.48	2,784.90
11	2,202.73	462.54	2,665.27
12	2,581.92	667.16	3,249.08
1	2,009.04	376.91	2,385.95
2	1,224.67	198.37	1,423.04
3	874.44	385.05	1,259.49
合計	21,381.52	4,999.14	26,380.66
最高	2,581.92	667.16	3,249.08
最低	276.76	144.91	421.67
平均	1,781.79	416.60	2,198.39

焼却灰リサイクル実績

	発寒清掃工場	駒岡清掃工場	白石清掃工場	合計
	t	t	t	t
4	－	176.34	298.81	475.15
5	－	0.00	1,623.48	1,623.48
6	－	590.68	1,265.44	1,856.12
7	－	591.37	1,465.95	2,057.32
8	－	491.82	1,300.79	1,792.61
9	－	658.60	0.00	658.60
10	－	276.23	702.50	978.73
11	－	432.32	1,587.96	2,020.28
12	－	372.13	1,361.55	1,733.68
1	－	352.55	1,414.81	1,767.36
2	－	352.22	1,144.49	1,496.71
3	－	361.34	703.32	1,064.66
合計	0.00	4,655.60	12,869.10	17,524.70
最高	0.00	658.60	1,623.48	2,057.32
最低	0.00	0.00	0.00	475.15
平均	0.00	387.97	1,072.43	1,460.39

※各工場の焼却灰量には焼却灰リサイクル分の数量も含まれる

(3) 工場ピットごみ組成

ア　年度別組成分類　　（単位：湿重量%）

組成／年度	可燃物				プラスチック類※		不燃物		
	草木類	布類	紙類	厨芥類	容器包装プラスチック類	その他プラスチック類	ガラス・陶磁器類	金属類	土砂・その他
30	4.3	13.6	36.4	30.6	9.9	3.9	0.4	0.7	0.4
R1	9.8	13.4	33.5	28.8	8.3	4.2	0.7	0.5	0.8
R2	7.2	10.8	30.8	38.1	8.0	4.0	0.0	0.6	0.5
R3	3.6	5.2	42.9	30.0	14.1	3.7	0.1	0.2	0.4
R4	5.1	9.9	25.9	40.6	10.7	6.8	0.1	0.5	0.4
R5	5.9	10.8	30.8	37.5	8.7	5.5	0.2	0.3	0.3

イ　工場年度別発熱量、三成分推移表

（発熱量をkcal で表すには、1kcal＝ 4.186kJ とする。）

年度／項目／工場名	平成30年度				令和元年度				令和２年度			
	発熱量	水分	発熱量	水分	発熱量	水分	発熱量	水分	発熱量	水分	可燃分	不燃分
	kJ/kg	%	kJ/kg	%	kJ/kg	%	kJ/kg	%	kJ/kg	%	%	%
発寒清掃工場	9,200	45.4	9,200	45.4	9,200	45.4	9,200	45.4	9,220	47.5	49.2	3.3
駒岡清掃工場	7,700	48.3	7,700	48.3	7,700	48.3	7,700	48.3	7,970	51.2	44.5	4.3
白石清掃工場	9,680	42.5	9,680	42.5	9,680	42.5	9,680	42.5	9,510	44.9	51.9	3.2
工場単純平均	8,880	45.4	8,880	45.4	8,880	45.4	8,880	45.4	8,900	47.9	48.5	3.6

年度／項目／工場名	令和３年度				令和４年度				令和５年度			
	発熱量	水分	可燃分	不燃分	発熱量	水分	可燃分	不燃分	発熱量	水分	可燃分	不燃分
	kJ/kg	%	%	%	kJ/kg	%	%	%	kJ/kg	%	%	%
発寒清掃工場	8,880	48.3	46.5	5.2	8,490	50.1	46.4	3.5	10,300	40.4	56.1	3.5
駒岡清掃工場	9,460	48.9	46.4	4.6	9,090	46.8	50.2	3.0	8,420	48.0	49.0	3.0
白石清掃工場	9,750	46.9	48.5	4.6	9,700	44.9	51.9	3.1	7,960	47.6	49.6	2.7
工場単純平均	9,360	48.0	47.1	4.8	9,090	47.3	49.5	3.2	8,890	45.3	51.6	3.1

(4) ダイオキシン類測定結果

測定対象施設	測定箇所	排ガス測定値	排出基準
		ng-TEQ/m^3（at$O_2$12%）	ng-TEQ/m^3（at$O_2$12%）
発寒清掃工場（焼却炉）	1号炉	0.0020	既設（H12.1.15 以前設置）1
	2号炉	0.0034	
駒岡清掃工場（焼却炉）	1号炉	0.0014	
	2号炉	0.0011	
白石清掃工場（焼却炉）	1号炉	0.0031	新設（H12.1.15 以降設置）0.1
	2号炉	0.0016	
	3号炉	0.0032	

2　処理場処理実績

(1) 埋立状況

山本処理場　　（令和５年度）

月	直接埋立量			破砕残渣		合計	焼却灰			合計	資源化残渣	資源選別残渣	プラ選別残渣	埋立量	スラグ	覆土用土砂	火山灰
	計画収集	事業者	(A)	篠路	駒岡	(B)	篠路工場(飛灰含む)	駒岡工場(飛灰含む)	白石工場(飛灰含む)	(C)	(D)	(E)	(F)	A+B+C+D+E+F		(補助材含む)	(m3)
4	425.02	14.44	439.46	0.00	19.53	19.53	0.00	656.59	1,550.89	2,207.48	0.00	274.70	0.00	2,941.17	0.00	0.00	0.00
5	833.34	28.11	861.45	77.49	56.79	134.28	0.00	252.67	946.59	1,199.26	0.00	320.92	0.00	2,515.91	0.00	1,854.00	1,512.00
6	474.61	88.33	562.94	0.00	65.28	65.28	0.00	968.66	1,447.37	2,416.03	0.00	280.75	0.00	3,325.00	0.00	10,756.90	608.00
7	355.91	43.43	399.34	0.00	58.26	58.26	0.00	794.68	782.26	1,576.94	0.00	326.01	0.00	2,360.55	0.00	16,921.20	1,650.00
8	437.12	34.20	471.32	0.00	38.56	38.56	0.00	806.25	1,509.68	2,315.93	0.00	292.72	0.00	3,118.53	0.00	9,546.80	858.00
9	474.75	33.62	508.37	0.00	50.21	50.21	0.00	821.25	421.67	1,242.92	0.00	274.25	0.00	2,075.75	0.00	5,934.90	1,080.00
10	620.52	33.29	653.81	0.00	47.12	47.12	0.00	747.18	2,082.40	2,829.58	0.00	347.27	0.00	3,877.78	0.00	5,185.00	972.00
11	634.81	105.68	740.49	0.00	51.56	51.56	0.00	573.71	1,077.31	1,651.02	0.00	270.04	0.00	2,713.11	0.00	9,413.80	1,565.00
12	409.18	26.85	436.03	0.00	78.44	78.44	0.00	586.82	1,887.53	2,474.35	0.00	278.72	0.00	3,267.54	0.00	146.20	72.00
1	251.39	22.32	273.71	0.00	16.72	16.72	0.00	579.16	971.14	1,550.30	0.00	374.04	0.00	2,214.77	0.00	0.00	0.00
2	220.01	20.61	240.62	0.00	51.44	51.44	0.00	679.78	278.55	958.33	0.00	268.63	0.00	1,519.02	0.00	0.00	0.00
3	378.25	40.62	418.87	0.00	41.48	41.48	0.00	490.66	556.17	1,046.83	0.00	255.31	0.00	1,762.49	0.00	0.00	0.00
計	5,514.91	491.50	6,006.41	77.49	575.39	652.88	0.00	7,957.41	13,511.56	21,468.97	0.00	3,563.36	0.00	31,691.62	0.00	59,758.80	8,317.00
平均	459.58	40.96	500.53	6.46	47.95	54.41	0.00	663.12	1,125.96	1,789.08	0.00	296.95	0.00	2,640.97	0.00	4,979.90	693.08

※　覆土用土砂に火山灰は含まない。

山口処理場　　（令和５年度）

月	直接埋立量			破砕残渣	合計	焼却灰	合計	資源化残渣	資源選別残渣	プラ選別残渣	埋立量	覆土用土砂	火山灰
	計画収集	事業者	(A)	発寒	(B)	発寒工場(飛灰含む)	(C)	(D)	(E)	(F)	A+B+C+D+E+F		(m^3)
4	147.56	3,693.68	3,841.24	294.12	294.12	1,136.06	1,136.06	0.00	0.00	0.00	5,271.42	0.00	2,880.00
5	201.96	1,489.80	1,691.76	278.43	278.43	2,225.19	2,225.19	0.00	0.00	0.00	4,195.38	1,625.40	2,720.00
6	242.72	1,300.66	1,543.38	70.31	70.31	145.15	145.15	0.00	0.00	0.00	1,758.84	2,010.70	2,400.00
7	178.96	921.37	1,100.33	248.24	248.24	1,452.75	1,452.75	0.00	0.00	0.00	2,801.32	5,353.30	2,752.00
8	222.94	937.19	1,160.13	162.37	162.37	1,836.66	1,836.66	0.00	0.00	0.00	3,159.16	136.00	2,560.00
9	145.43	1,090.05	1,235.48	276.52	276.52	1,794.95	1,794.95	0.00	0.00	0.00	3,306.95	1,777.30	2,688.00
10	114.65	1,249.96	1,364.61	357.69	357.69	1,222.59	1,222.59	0.00	0.00	0.00	2,944.89	841.80	704.00
11	134.17	1,168.65	1,302.82	282.62	282.62	1,335.11	1,335.11	0.00	0.00	0.00	2,920.55	1,651.40	880.00
12	68.36	859.46	927.82	320.71	320.71	1,059.03	1,059.03	0.00	0.00	0.00	2,307.56	0.00	416.00
1	38.86	493.56	532.42	187.23	187.23	1,141.32	1,141.32	0.00	0.00	0.00	1,860.97	0.00	0.00
2	113.54	445.86	559.40	138.16	138.16	963.72	963.72	0.00	0.00	0.00	1,661.28	0.00	0.00
3	37.83	1,156.99	1,194.82	209.05	209.05	1,197.67	1,197.67	0.00	0.00	0.00	2,601.54	0.00	0.00
計	1,646.98	14,807.23	16,454.21	2,825.45	2,825.45	15,510.20	15,510.20	0.00	0.00	0.00	34,789.86	13,395.90	18,000.00
平均	137.25	1,233.94	1,371.18	235.45	235.45	1,292.52	1,292.52	0.00	0.00	0.00	2,899.16	1,116.33	1,500.00

※　覆土用土砂に火山灰は含まない。

(2) 排水処理運転年報　　（令和５年度）

項目＼処理場			モエレ処理場	山本処理場				山口処理場		排水基準値
ごみ受入量		t	－				5,994		16,436	
受入区分	計画収集	t	－				5,759		1,652	
	事業者	t	－				235		14,784	
焼却灰等（各種残渣含む）		t	－				21,885		15,540	
土砂		t	－				59,759		13,396	
流入水				山本	山本北	山本東	東米里	第２山口	第３山口	
	ｐＨ		7.2	7.3	7.4	7.0	7.4		7.4	
	ＢＯＤ	mg/L	8.8	3.4	5.9	7.7	4.0		15	
	ＣＯＤ	mg/L	24	16	23	22	14		31	
	ＳＳ	mg/L	73	11	11	45	9		21	
放流水				下水放流	山本北	脱窒施設				
	ｐＨ		7.5	7.4	7.5	7.4	7.3	7.2	7.2	5.8以上 8.6以下
	ＢＯＤ	mg/L	2.1	4.1	6.6	3.6	3.3	9.2	2.4	60以下
	ＣＯＤ	mg/L	19	17	23	19	13	26	19	90以下
	ＳＳ	mg/L	3	9	4	6	6	11	5	60以下
処理水量		m^3	99,203			585,428	176,386		262,493	
電力使用量		kWh	141,534			417,494	150,918		295,031	
灯油重油使用量		L	灯油 2,340		重油 20,478		重油 13,045		灯油 0 重油 26,341	

※　モエレ処理場は平成２年６月で受入停止
東米里処理場は平成 19 年６月で受入停止
第２山口は平成 11 年 11 月で埋立完了
東米里の排水処理施設については、平成 12 年４月より、東米里西排水処理施設を運用中
第２山口は平成 11 年度に一次処理を廃止し、「手稲水再生プラザ」へ圧送
山本処理場放流水は、硝酸性窒素処理施設（平成 17 年８月しゅん功）放流水
山本処理場（山本地区）は、一部「厚別水再生プラザ」へ圧送
水質の各値は年 12 回測定値の平均値、排水基準は最終処分場に係る技術上の基準を記載（下水道に放流している第２山口には適用されない）

３　し尿処理実績

(1) 札幌市クリーンセンター運転年報　（令和５年度）

月	受入量	受入台数	下水道排水量					月
			し尿	プラント給水	水道使用量	合計	日平均排水量	
	kL	台	m^3	m^3	m^3	m^3	m^3	
4	2,124.630	396	2,227	1,256	38	3,521	117	4
5	2,249.890	421	2,285	1,307	34	3,626	117	5
6	2,483.850	464	2,516	1,294	35	3,845	128	6
7	2,294.400	428	2,333	1,321	17	3,671	118	7
8	2,368.330	436	3,045	1,270	16	4,331	140	8
9	2,202.210	412	2,265	1,042	18	3,325	111	9
10	2,500.380	456	2,611	1,126	38	3,775	122	10
11	2,834.710	523	2,796	561	35	3,392	113	11
12	2,155.920	404	2,184	355	38	2,577	83	12
1	1,303.670	243	1,291	463	32	1,786	58	1
2	1,520.820	288	1,554	421	35	2,010	69	2
3	1,842.380	346	1,886	1,005	37	2,928	94	3
合計	25,881.190	4,817	26,993	11,421	373	38,787	1,271	合計
最大	2,834.710	523	3,045	1,321	38	4,331	140	最大
最小	1,303.670	243	1,291	355	16	1,786	58	最小
平均	2,156.766	401	2,249	952	31	3,232	106	平均

月	し渣		薬品			燃料		電力使用量	月
	発生量	搬出量	希硫酸	苛性ソーダ	次亜塩素酸ソーダ	重油	灯油		
	kg	kg	kg	kg	kg	L	L	kWh	
4	289	0	0	44	604	0	510	29,760	4
5	83	0	0	44	752	0	330	29,200	5
6	173	0	17	60	1,163	0	240	27,950	6
7	186	1,007	33	66	1,345	0	140	28,460	7
8	108	0	17	60	1,094	0	140	29,440	8
9	93	0	33	55	1,402	0	130	26,910	9
10	144	0	33	63	1,060	0	290	28,340	10
11	441	0	33	27	171	0	620	22,870	11
12	407	1,017	17	25	456	0	790	22,930	12
1	95	0	17	14	296	0	760	23,240	1
2	137	0	17	16	445	0	900	21,730	2
3	201	0	50	30	821	0	910	31,970	3
合計	2,357	2,024	267	504	9,609	0	5,760	322,800	合計
最大	441	1,017	50	66	1,402	0	910	31,970	最大
最小	83	0	0	14	171	0	130	21,730	最小
平均	196	169	22	42	801	0	480	26,900	平均

(2) 札幌市クリーンセンターし尿受入実績

（令和５年度）

自治体	札幌市				石狩市			当別町			
種別 / 月	一般し尿 kL	水洗し尿 kL	浄化槽汚泥 kL	計 kL	し尿 kL	浄化槽汚泥 kL	計 kL	し尿 kL	浄化槽汚泥 kL	計 kL	合計 kL
4月	1,196.400	7.830	176.470	1,380.700	379.130	91.660	470.790	211.330	61.810	273.140	2,124.630
5月	1,220.030	35.450	229.570	1,485.050	362.140	88.900	451.040	195.150	118.650	313.800	2,249.890
6月	1,217.470	35.580	257.240	1,510.290	445.420	133.870	579.290	181.180	213.090	394.270	2,483.850
7月	1,210.360	32.350	268.950	1,511.660	402.790	157.510	560.300	161.320	61.120	222.440	2,294.400
8月	1,283.670	33.050	234.970	1,551.690	482.800	96.300	579.100	226.340	11.200	237.540	2,368.330
9月	1,181.160	38.270	241.430	1,460.860	316.520	167.370	483.890	151.770	105.690	257.460	2,202.210
10月	1,291.220	73.220	274.760	1,639.200	390.990	150.320	541.310	202.570	117.300	319.870	2,500.380
11月	1,503.380	24.940	357.200	1,885.520	461.030	136.870	597.900	270.320	80.970	351.290	2,834.710
12月	1,322.200	0.000	233.330	1,555.530	358.480	4.120	362.600	230.870	6.920	237.790	2,155.920
1月	980.340	0.000	52.380	1,032.720	167.620	0.000	167.620	103.330	0.000	103.330	1,303.670
2月	1,122.260	0.560	68.440	1,191.260	214.600	0.000	214.600	113.840	1.120	114.960	1,520.820
3月	1,182.370	0.000	137.350	1,319.720	289.510	37.350	326.860	172.220	23.580	195.800	1,842.380
合計	14,710.860	281.250	2,532.090	17,524.200	4,271.030	1,064.270	5,335.300	2,220.240	801.450	3,021.690	25,881.190
日平均受入量	40.194	0.768	6.918	47.880	11.669	2.908	14.577	6.066	2.190	8.256	70.714
受入割合	83.9%	1.6%	14.4%	100.0%	80.1%	19.9%	100.0%	73.5%	26.5%	100.0%	
自治体別割合				67.7%			20.6%			11.7%	100.0%

注

○日平均受入量は366日で除した。

○平成28年10月より石狩市、当別町のし尿受入開始。